

西之表市地域防災計画



西之表市防災会議

(令和7年度修正)

西之表市地域防災計画

地震・津波災害対策編

西之表市防災会議

(令和7年度修正)

«地震・津波災害対策編»

第1章 総則	1
第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）	1
第3 計画の理念	1
第4 計画の構成	2
第5 計画の修正	2
第6 計画の周知	2
第7 計画の運用・習熟	2
第2節 防災関係機関の業務の大綱	3
第3節 市民及び事業所の基本的責務	3
第4節 市の津波災害履歴	3
第5節 災害の想定	4
第1 地震・津波の想定	4
第2 被害の想定	36
第6節 地震等防災・減災対策の目標	63
第1 基本的な考え方	63
第2 減災目標	63
第3 取組の方向性	63
第2章 地震・津波災害予防計画	65
第1節 津波災害予防の基本的な考え方	65
第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方	65
第2 過去に遡った津波の想定	65
第3 津波想定に係る留意点	65
第2節 津波災害に強い地域づくり	66
第1 津波に強いまちづくり	66
第2 津波災害の防止対策	68
第3 津波危険の把握	68
第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備	69
第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進	69
第3節 地震・津波災害に強い施設等の整備	70
第1 土砂災害等の防止対策の推進	70
第2 防災構造化の推進	71
第3 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	72
第4 公共施設の災害防止対策の推進	74
第5 総合防災力の強化に関する対策	77
第6 危険物施設の保安監督・指導	77
第7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	78
第8 津波防災研究等の推進	79

第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	80
第1	防災組織の整備	80
第2	通信・広報体制（機器等）の整備	80
第3	地震・津波等観測体制の整備	80
第4	消防体制の整備	81
第5	避難体制の整備	82
第6	救助・救急体制の整備	85
第7	交通確保体制の整備	85
第8	輸送体制の整備	85
第9	医療体制の整備	85
第10	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	85
第11	複合災害対策体制の整備	85
第5節	市民の防災活動の促進	86
第1	防災知識の普及啓発	86
第2	防災訓練の効果的実施	88
第3	自主防災組織の育成強化	88
第4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	88
第5	防災ボランティアの育成強化	88
第6	企業防災の促進	89
第7	要配慮者の安全確保	89
第3章	地震・津波災害応急対策計画	90
第1節	活動体制の確立	90
第1	応急活動体制の確立	90
第2	情報伝達体制の確立	94
第3	災害救助法の適用及び運用	94
第4	広域応援体制	94
第5	自衛隊の災害派遣	94
第6	技術者、技能者及び労働者の確保	94
第7	ボランティアとの連携等	94
第2節	初動期の応急対策	95
第1	津波警報等、地震及び津波情報等の収集・伝達	95
第2	災害情報・被害情報の収集・伝達	109
第3	広報	110
第4	消防活動	111
第5	危険物の保安対策	112
第6	水防・土砂災害等の防止対策	113
第7	避難の指示、誘導	114
第8	救助・救急	117
第9	交通確保・規制	118
第10	緊急輸送	118

第 11 緊急医療	118
第 12 要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援	118
第 3 節 事態安定期の応急対策	119
第 1 避難所の運営	119
第 2 食料の供給	119
第 3 応急給水	119
第 4 生活必需品の給与	119
第 5 医療	119
第 6 感染症予防対策	119
第 7 動物保護対策	119
第 8 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	119
第 9 行方不明者の捜索、遺体の処理等	120
第 10 住宅の供給確保	120
第 11 文教対策	121
第 12 義援金・義援物資等の取扱い	121
第 13 農林水産業災害の応急対策	121
第 4 節 社会基盤の応急対策	122
第 1 電力施設の応急対策	122
第 2 ガス施設の応急対策	122
第 3 上水道施設の応急対策	122
第 4 電気通信施設の応急対策	123
第 5 道路・河川等の公共施設の応急対策	123
 第 4 章 災害復旧・復興計画	124
第 1 節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定	125
第 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向	125
第 2 被害が甚大な場合の基本的方向	125
第 2 節 公共土木施設等の災害復旧	125
第 3 節 計画的復興の進め方	126
第 1 復興計画の作成	126
第 2 計画策定にあたっての理念	126
第 3 防災まちづくり	126
第 4 節 被災者等の生活再建等の支援	126
 第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画	128
第 1 節 総則	128
第 1 推進計画の目的	128
第 2 南海トラフ地震防災対策推進地域 及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	128
第 3 地震発生時の災害応急対策として防災関係機関が行う 事務又は業務の大綱	128

第4	南海トラフ地震の想定	128
第2節	南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	129
第1	活動体制の確立	129
第2	情報伝達体制の確立	129
第3節	関係者との連携協力の確保	129
第1	資機材・人員等の配備手配	129
第2	他機関に対する応援要請	129
第3	帰宅困難者への対応	129
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	130
第1	津波からの防護	130
第2	津波に関する情報の伝達等	130
第3	避難対策等	130
第4	消防機関等の活動	132
第5	水道、電気、ガス、通信、放送関係	133
第6	交通対策	134
第7	市が自ら管理等を行う施設等に関する事項	134
第8	迅速な救助	135
第5節	時間差発生等に備えた対応	137
第1	基本の方針	137
第2	平時における対策	140
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	140
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が 発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）	141
第5	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が 発表された場合の対応（巨大地震注意対応）	147
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	149
第1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	149
第7節	防災訓練計画	149
第1	防災訓練計画	149
第8節	地震防災上必要な教育に関する計画	150
第1	市職員に対する教育	150
第2	地域住民等に対する教育	150
第3	相談等の対応	151

第1章 総則

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

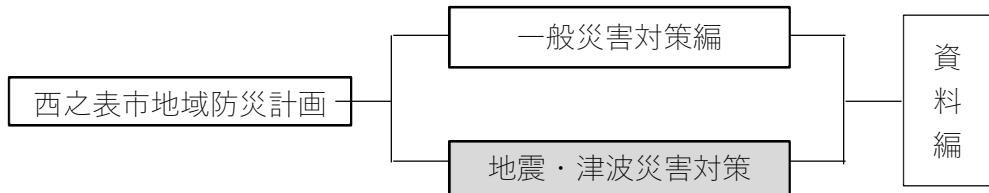
一般災害対策編 第1章 第1節 第1「計画の目的」に準ずる。

第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

西之表市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」の対策編2編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」である。

また、本計画は、市域の地震・津波災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。



第3 計画の理念

一般災害対策編 第1章 第1節 第3「計画の理念」に準ずる。

第4 計画の構成

本計画は、第3計画の理念で示した「既往災害の教訓を生かし、市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1章 総則

- 第1節 計画の目的等
- 第2節 防災関係機関の業務の大綱
- 第3節 市民及び事業所の基本的責務
- 第4節 市の津波災害履歴
- 第5節 災害の想定
- 第6節 地震等防災・減災対策の目標

第2章 地震・津波災害予防計画

- 第1節 津波災害予防の基本的な考え方
- 第2節 津波災害に強い地域づくり
- 第3節 地震・津波災害に強い施設等の整備
- 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- 第5節 市民の防災活動の促進

第3章 地震・津波災害応急対策計画

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 初動期の応急対策
- 第3節 事態安定期の応急対策
- 第4節 社会基盤の応急対策

第4章 災害復旧・復興計画

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
- 第2節 公共土木施設等の災害復旧
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1節 総則
- 第2節 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等
- 第3節 関係者との連携協力の確保
- 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 第5節 時間差発生等に備えた対応
- 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第7節 防災訓練計画
- 第8節 地震防災上必要な教育に関する計画

第5 計画の修正

一般災害対策編 第1章 第1節 第5「計画の修正」に準ずる。

第6 計画の周知

一般災害対策編 第1章 第1節 第6「計画の周知」に準ずる。

第7 計画の運用・習熟

一般災害対策編 第1章 第1節 第7「計画の運用・習熟」に準ずる。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

一般災害対策編 第1章 第2節「防災関係機関の業務の大綱」に準ずる。

第3節 市民及び事業所の基本的責務

一般災害対策編 第1章 第3節「市民及び事業所の基本的責務」に準ずる。

第4節 市の津波災害履歴

記録に残る県内の津波による被害は、1605年（慶長9年12月16日）に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年（宝永4年10月4日）に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。また、桜島の安永噴火における海底噴火に伴い大きな津波が生じ、6人を引き去ったという記録もある。

近年では、1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

記録された事例は少ないが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

【市に係る宝永地震津波】

- 宝永4年10月4日(1707年10月28日)のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3~4mと推定されている。
- 本市においては地震で潮水が大いに溢れ、【西之表市太平洋側の】現和村の庄司浦で人家が十軒流失したとの記録（種子島家の家譜）があり、種子島北部での津波高5~6mと推定した論文（羽鳥、1985）がある。

鹿児島県における津波災害

西暦年月日	波源域	遡上地	人的被害	備考
1605. 2. 3	南海トラフ沿い	鹿児島全域	多数	慶長地震
1662.10.11	日向灘	大隅	記録なし	日向と混同か
1707.10.28	南海トラフ沿い	種子島	記録なし	宝永地震
1748. 9 ほか	—	串木野、市来	記録漠然	高潮か
1778. 9.27	—	沖永良部	記録なし	高潮か
1781. 4.11	桜島北東沖	鹿児島湾北部	死亡・不明 15	海底噴火か

第5節 災害の想定

第1 地震・津波の想定

1 想定地震等の考え方

地震・津波災害は、過去の被害記録から人命や家屋等の財産に大きな影響を与え、台風等の風水害に比較すると突発的で予知できない災害として位置づけられる。

災害の想定において、鹿児島県は平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度までの2か年計画で「地震等災害被害予測調査」を実施している。24年度は県で設定した11の震源等ごとに地震・津波の大きさを想定し、25年度は、国の手法を参考に災害に伴う物的・人的な被害想定等を行っている。

ここでは、これらの想定に基づいて本市における地震・津波災害を想定する。

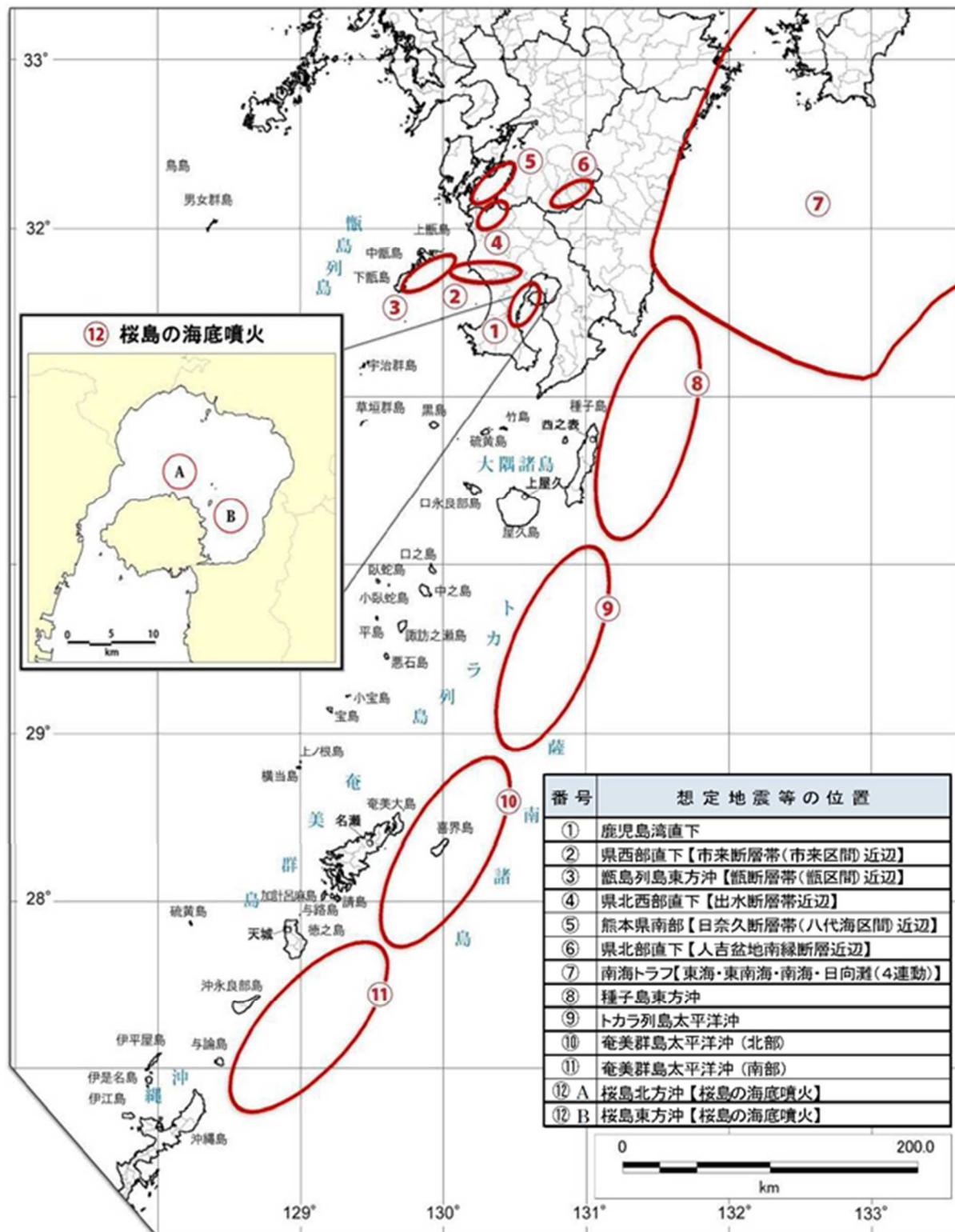
想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード (M _j)	モーメント マグニチュード※ (M _w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

※モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こる。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのこと。

想定地震等の位置



資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

2 想定地震等の概要

(1) 地震動の想定

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、本市における各想定地震の最大震度は下表の通りである。

地震動の想定結果で最大震度が最も大きかったのは、震度 6 強の「種子島東方沖」、次いで、震度 5 強の「トカラ列島太平洋沖」、震度 5 弱の「南海トラフ（西側ケース）」という結果となった。

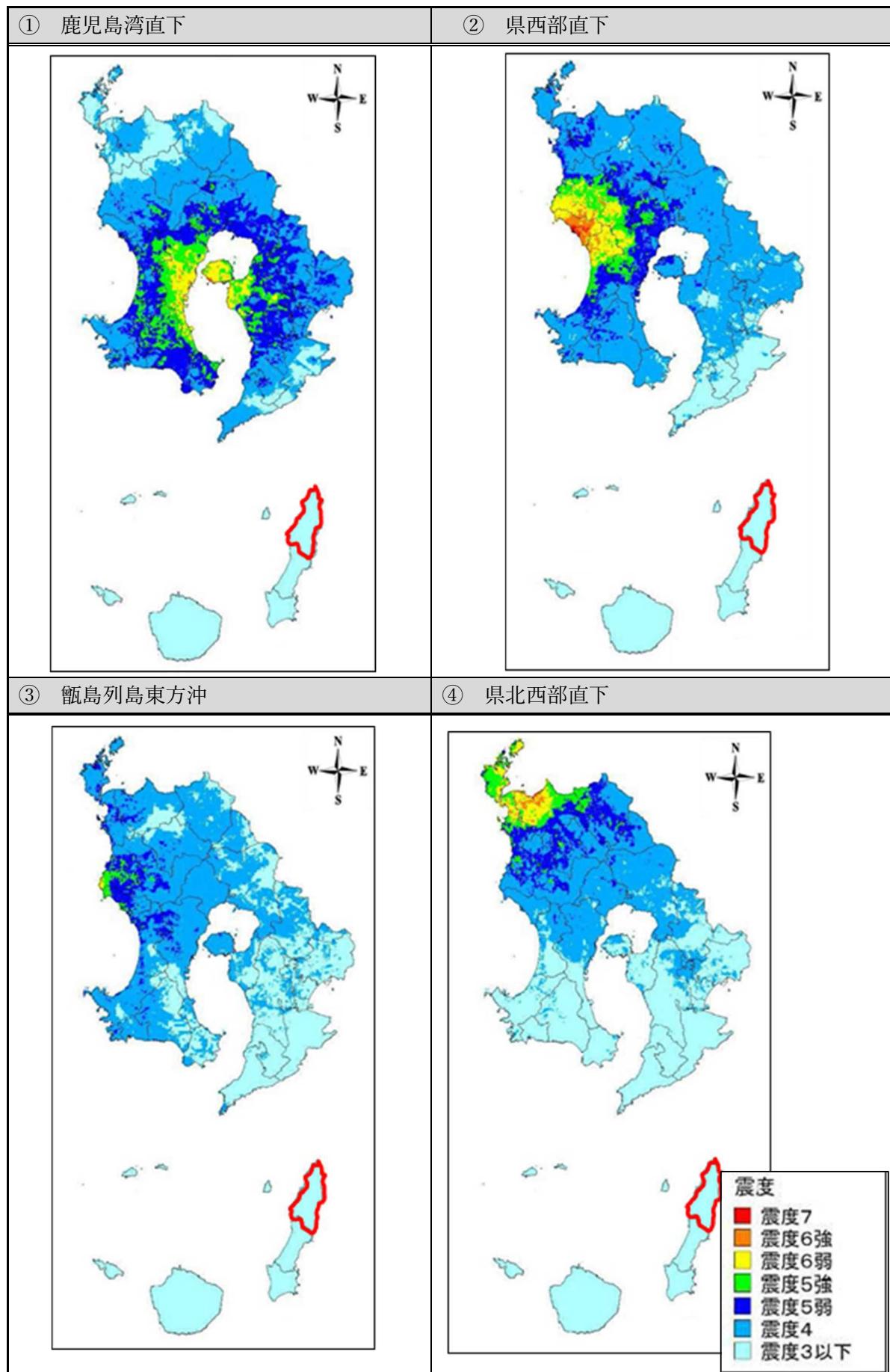
この 3 つの震源を本市における想定地震とする。

想定地震の結果

番号	想定地震等の位置	西之表市 最大震度
①	鹿児島湾直下	3
②	県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	3
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯（甑区間）近辺】	3
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	3
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	2
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	2
⑦	南海トラフ 【基本ケース】	4
	〃 【東側ケース】	4
	〃 【西側ケース】	5 弱
	〃 【陸側ケース】	5 弱
⑧	種子島東方沖	6 強
⑨	トカラ列島太平洋沖	5 強
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	4
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	3

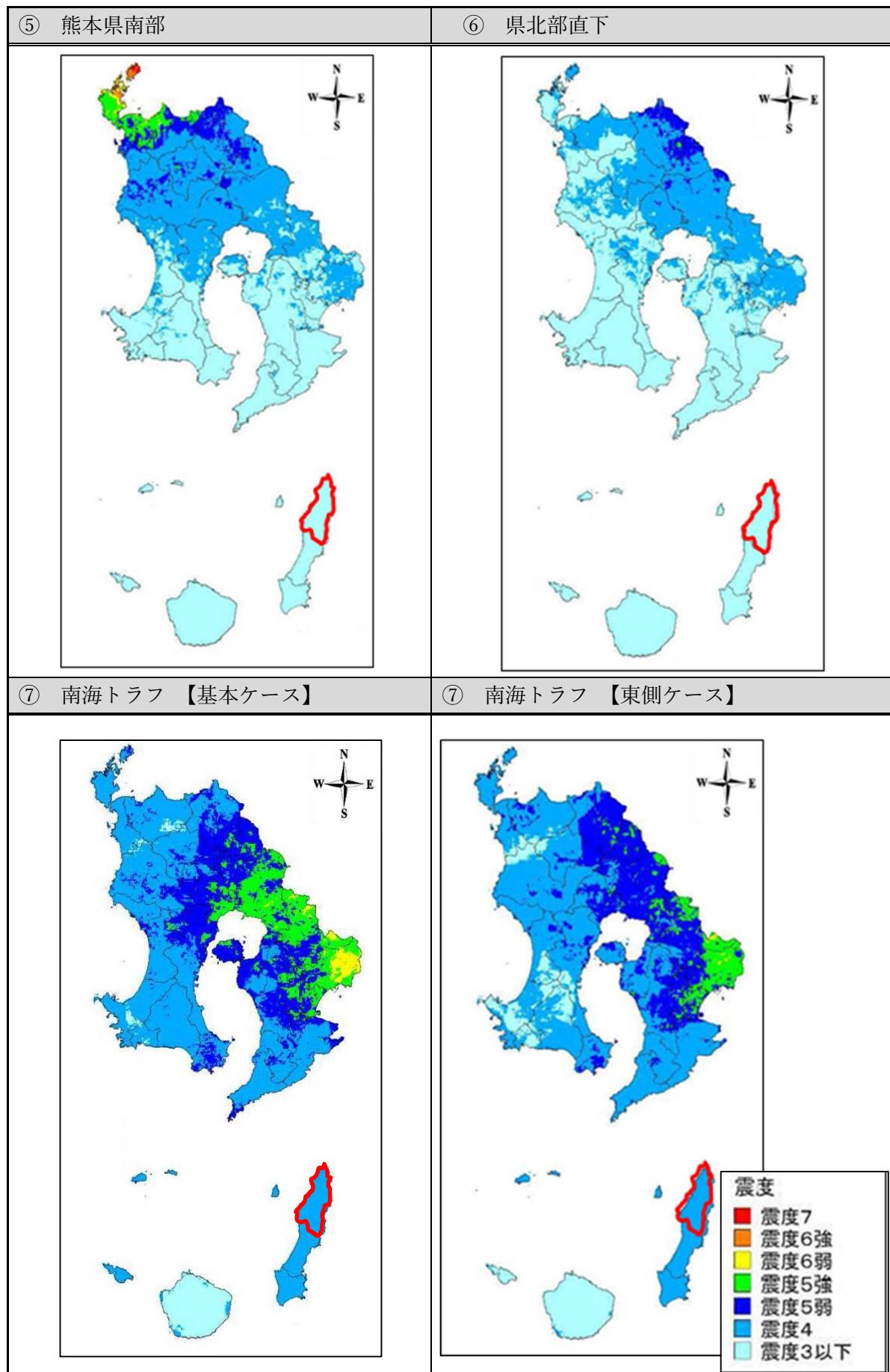
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図 (1/4)



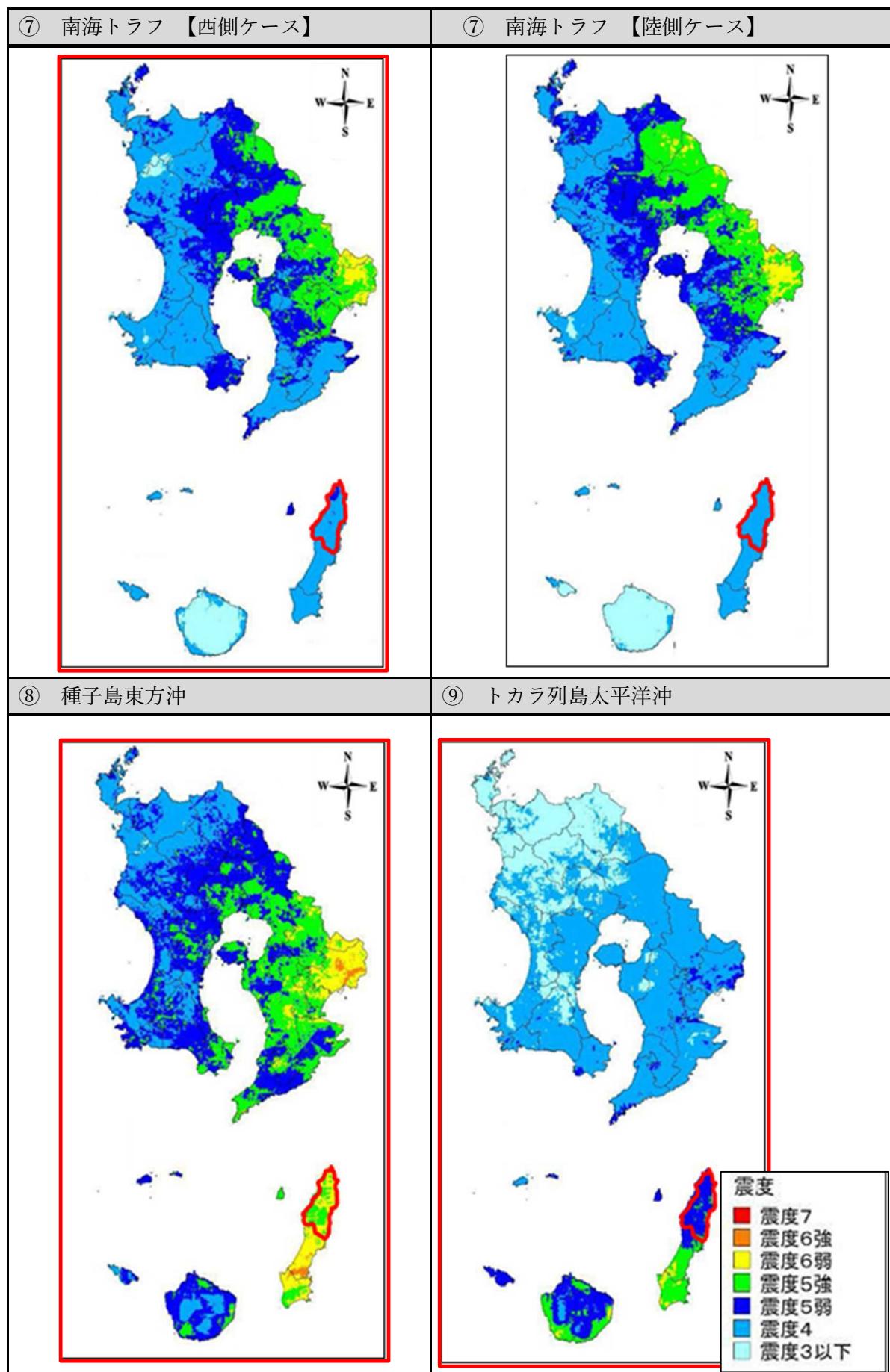
資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図 (2/4)



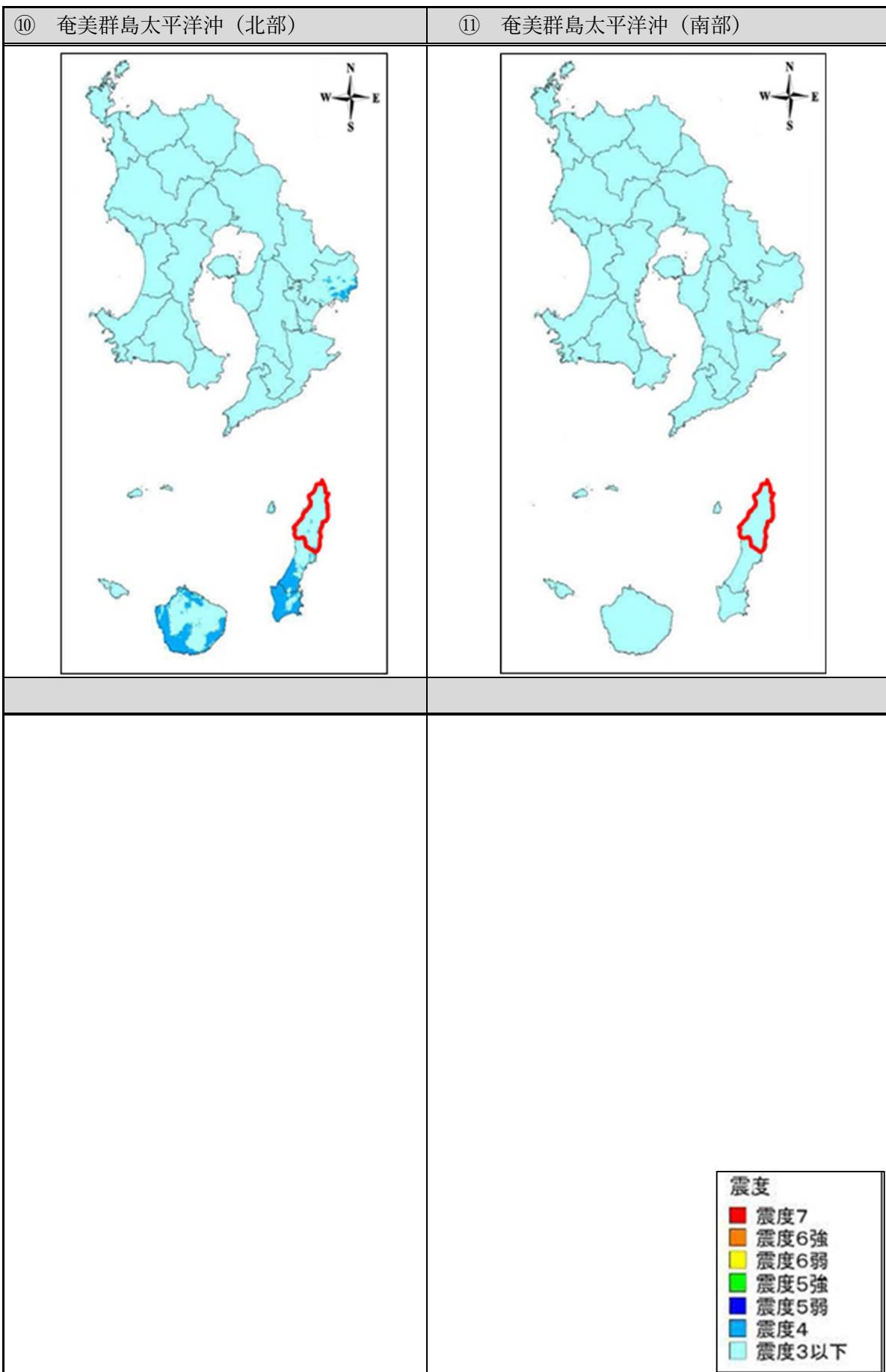
資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図 (3/4)



資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

震度分布図 (4/4)



資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 津波の想定

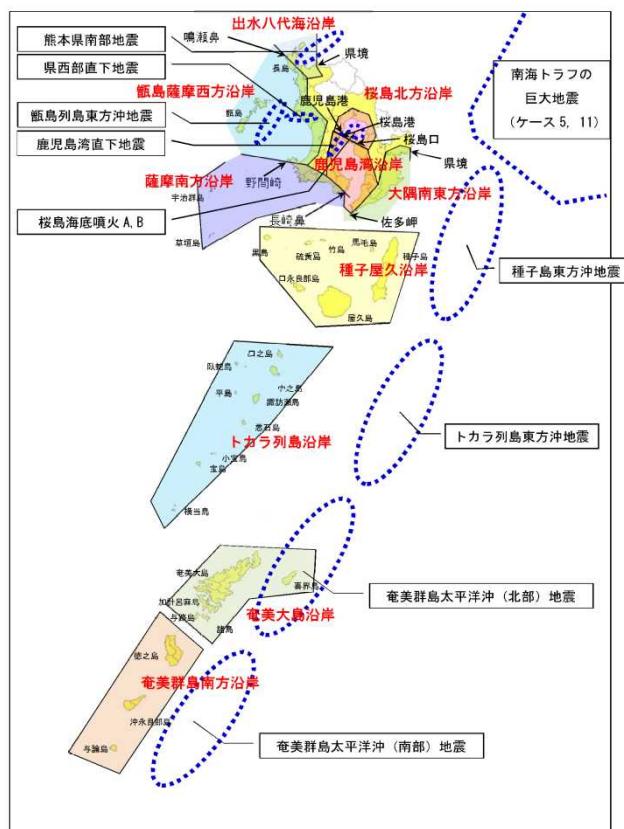
ア 浸水想定

内閣府は平成24年8月に公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)津波断層モデル編」において、津波断層モデルを11ケース設定している。

その中で、CASE5「四国沖～九州沖に大すべり地域+超大すべり域を設定」とCASE11「室戸岬沖と日向灘に大すべり+超大すべり域を2箇所設定」の2ケースが鹿児島県内に大きな被害を及ぼす可能性が高いと想定されている。

西之表市においては、「南海トラフCASE5」、「南海トラフCASE11」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の4つのケースが被害を及ぼす可能性が高いと考えられ、下表の結果となっている。

地域沿岸の区分



津波到達時間・津波高

	津波の高さ +1m (分)	最大津波 (分)	最大津波高 (T.P.m)	最大津波高 (地殻変動考慮※) (m)
南海トラフ CASE5	28	35	9.85	10.02
南海トラフ CASE11	29	36	10.11	10.27
種子島東方沖	11	50	5.54	5.83
トカラ列島 太平洋沖	17	143	4.65	4.76

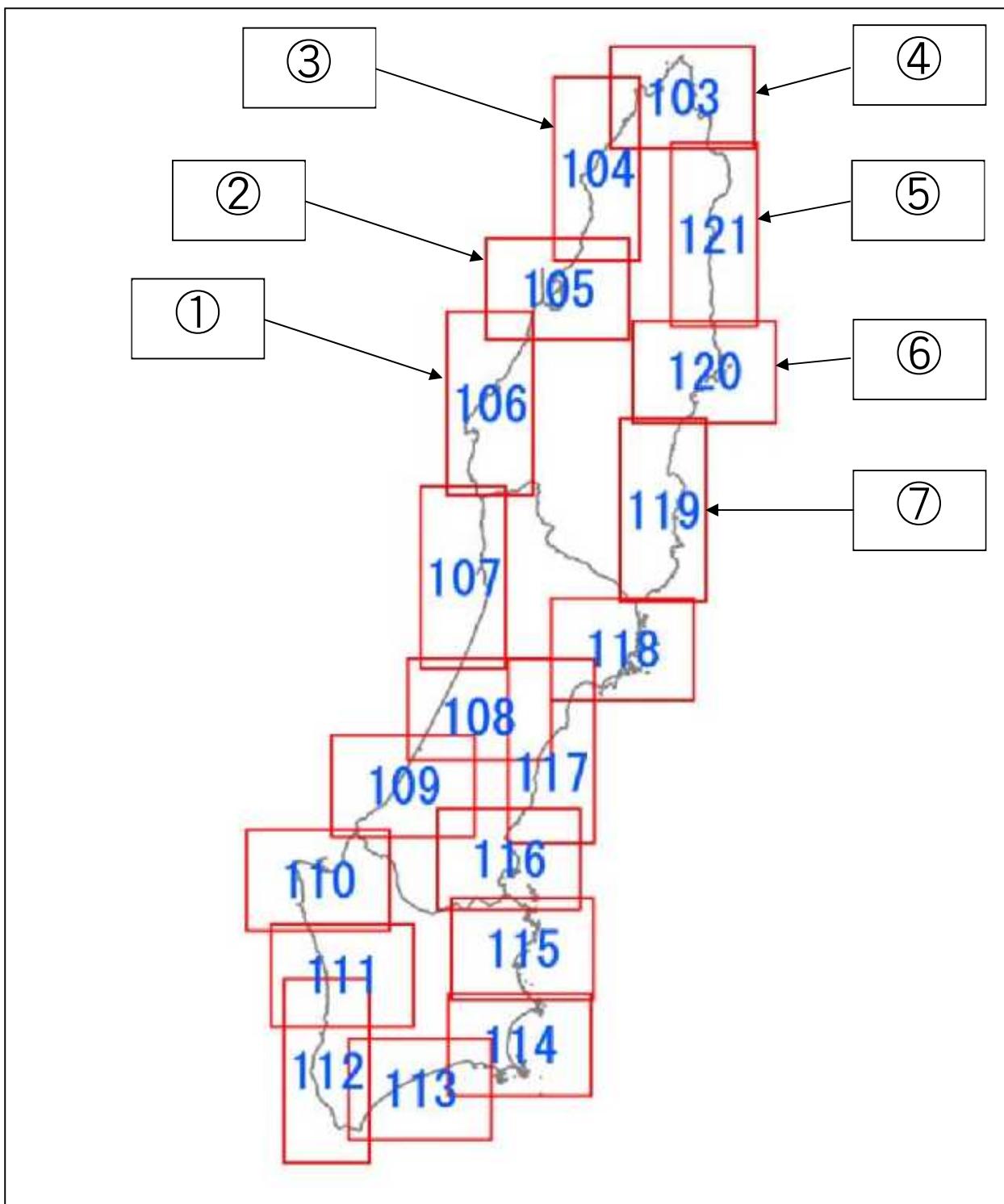
※地殻変動量(-沈降)を考慮した最大津波高

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

西之表市における津波の想定で、最大津波高が最も高いのは「南海トラフCASE11」という結果となった。

これを踏まえた「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市域の海岸を 7 つに区分し、津波浸水想定図を作成している。

海岸区分



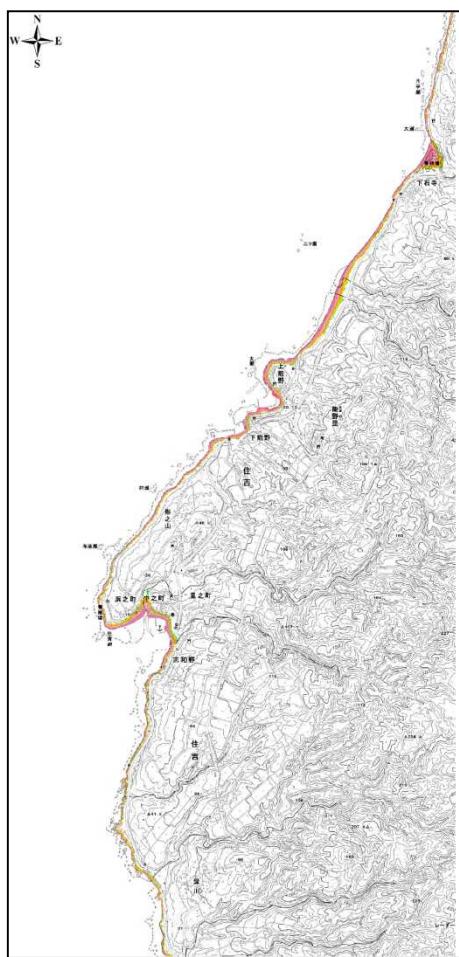
※図中の青番号は、鹿児島県浸水想定図番号である。西之表市は 103～106、119～121 が該当し、次頁以降の図番は上図に示す①～⑦とする。

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

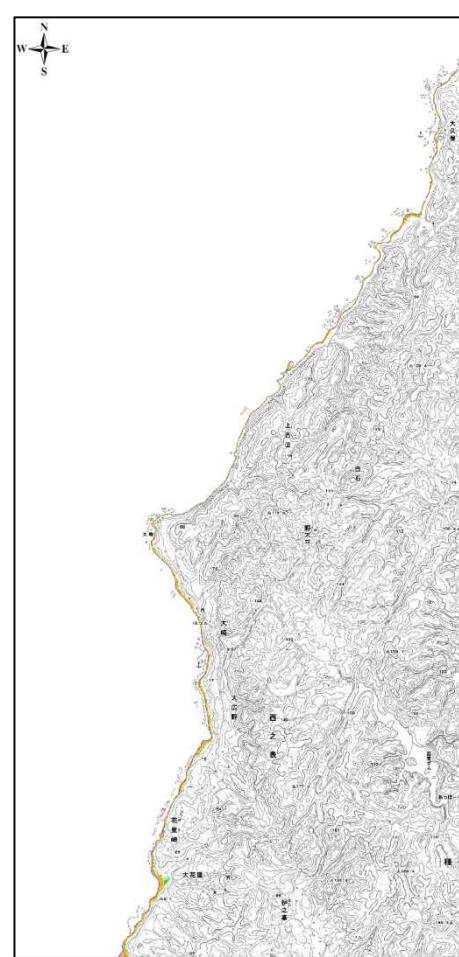
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図 (南海トラフCASE5) (1/3)

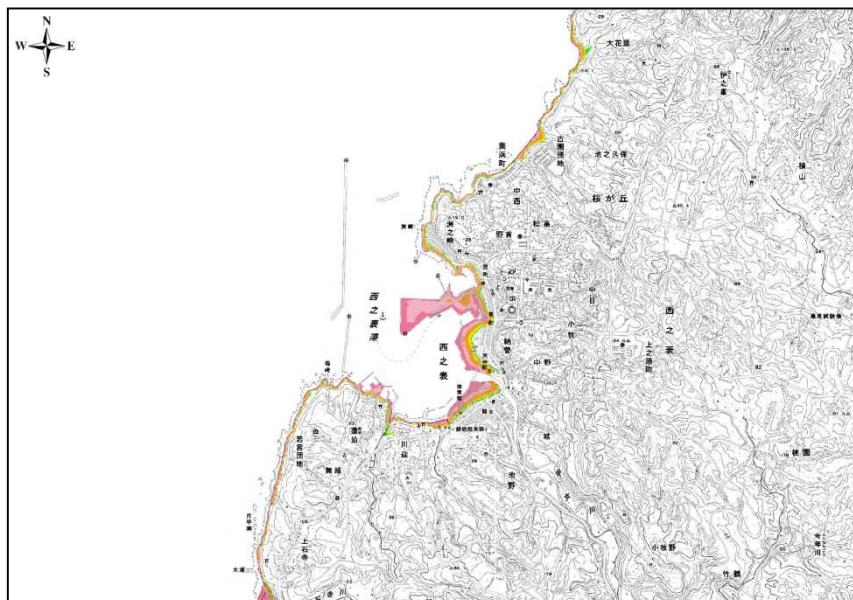
①



③



②



【凡例】	
浸水深(m)	20.0m以上 -
10.0m以上 -	20.0m未満
5.0m以上 -	10.0m未満
3.0m以上 -	5.0m未満
2.0m以上 -	3.0m未満
1.0m以上 -	2.0m未満
0.3m以上 -	1.0m未満
0.01m以上 -	0.3m未満

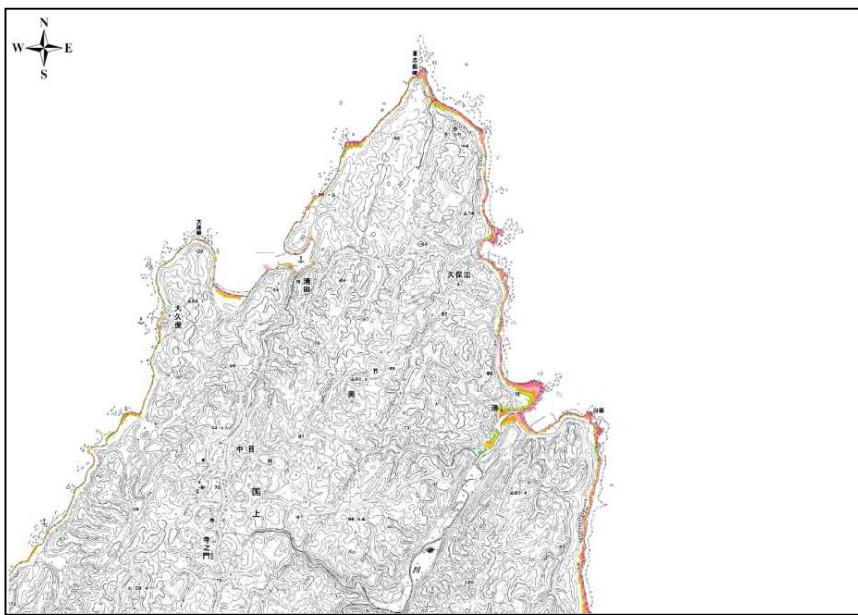
【津波の計算条件】
○初期潮位：朝望平均満潮位
○堤防条件：堤防なし（地震発生と同時に破堤）

※堤防条件：堤防なし
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

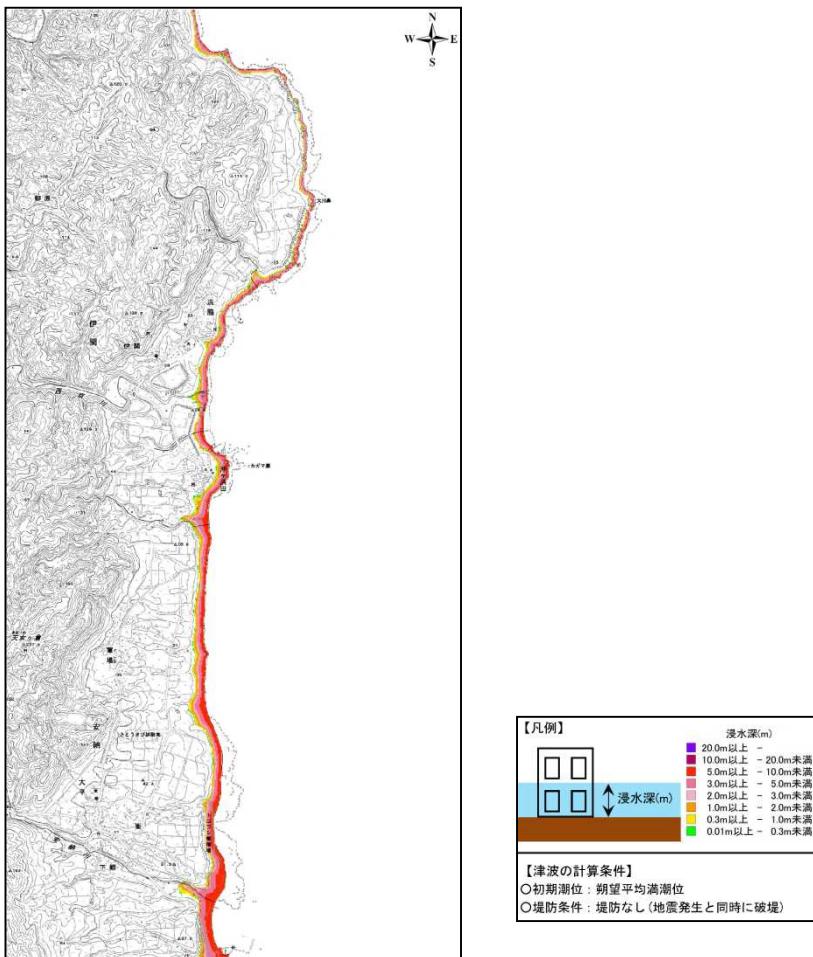
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図 (南海トラフCASE5) (2/3)

④



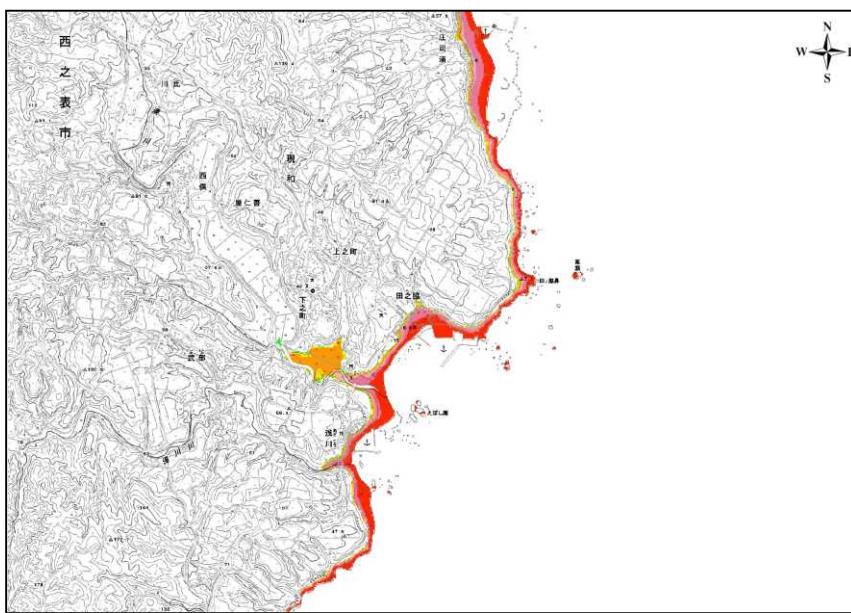
⑤



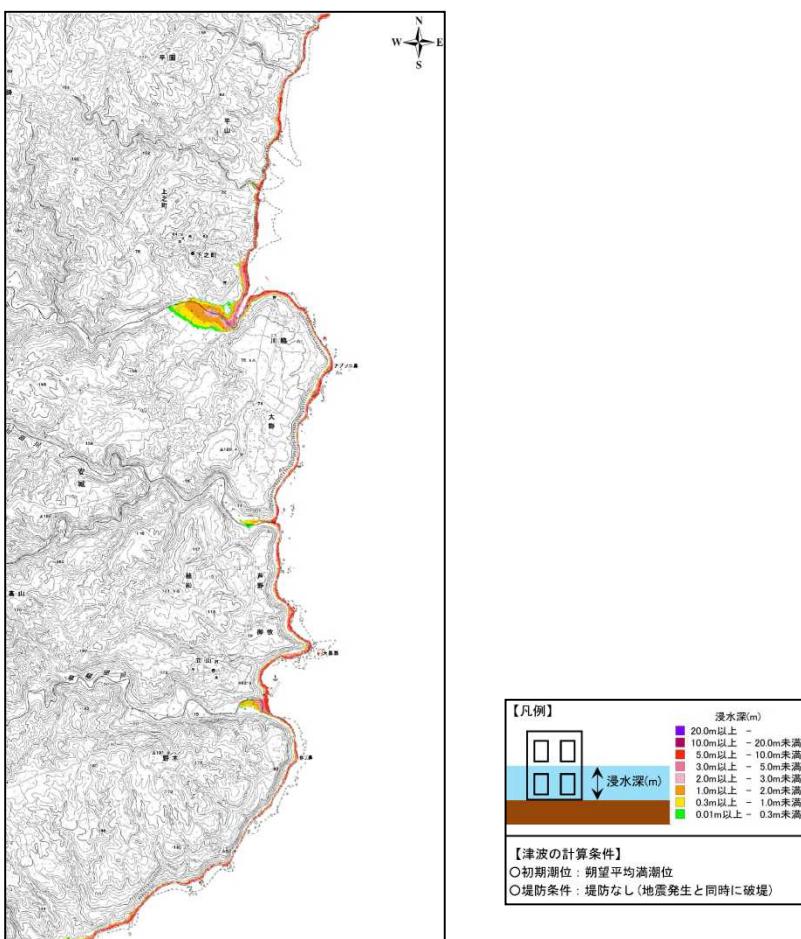
※堤防条件：堤防なし
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE5）（3/3）

⑥



⑦



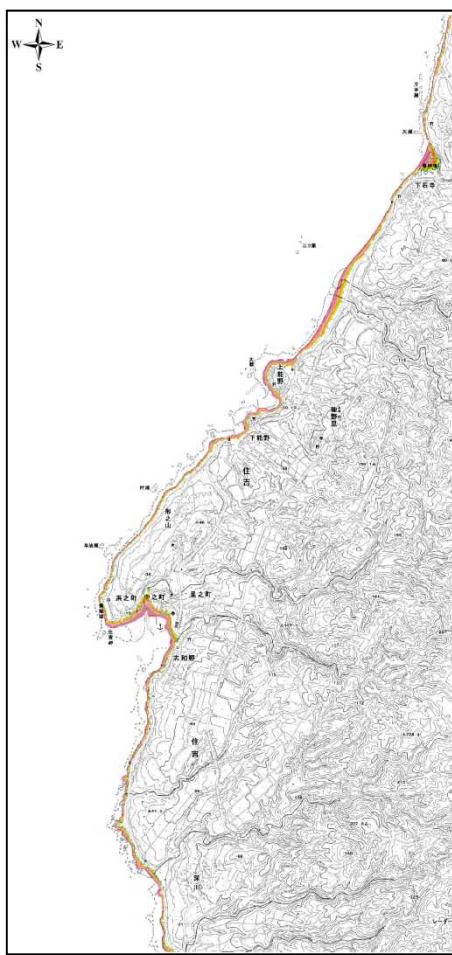
※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

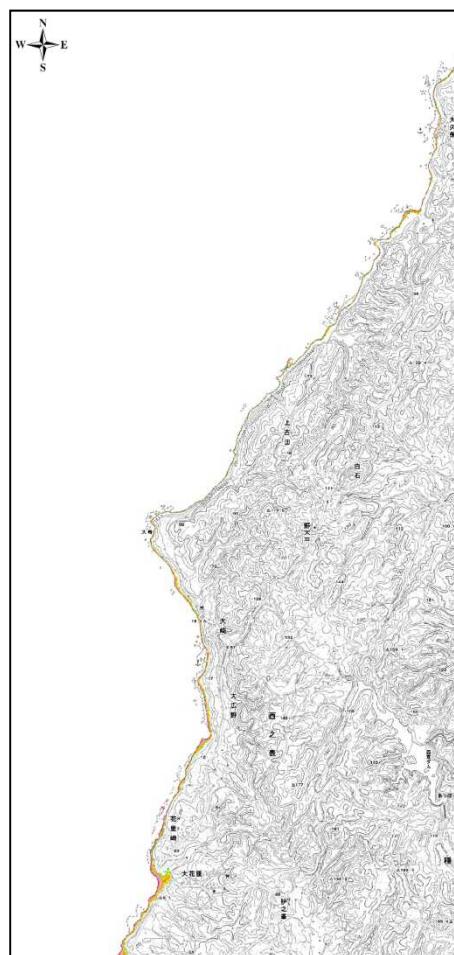
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（南海トラフCASE11）(1/3)

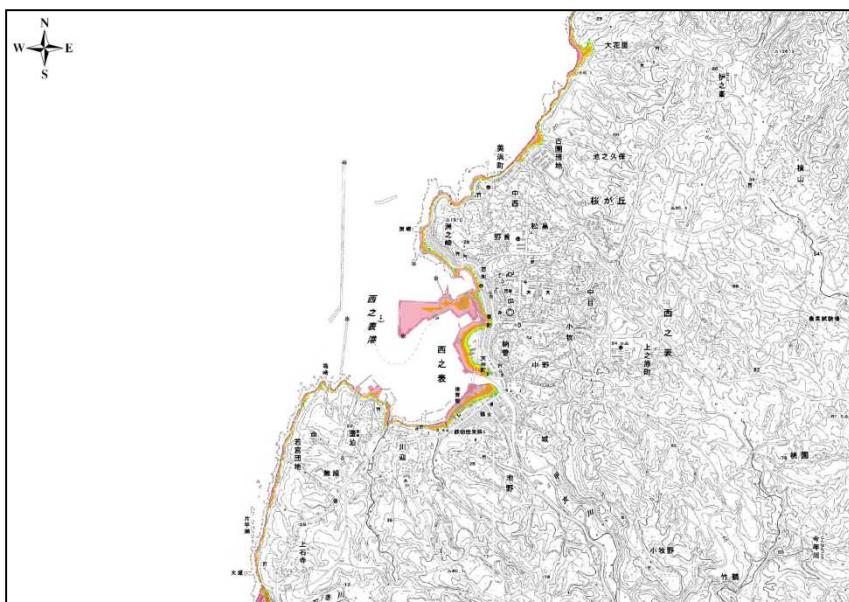
①



③



②



【凡例】	
	浸水深(m)
■	20.0m以上
■	10.0m以上
■	5.0m以上
■	3.0m以上
■	2.0m以上
■	1.0m以上
■	0.5m以上
■	0.01m以上

【津波の計算条件】
○初期潮位：朔望平均満潮位
○堤防条件：堤防なし（地震発生と同時に被堤）

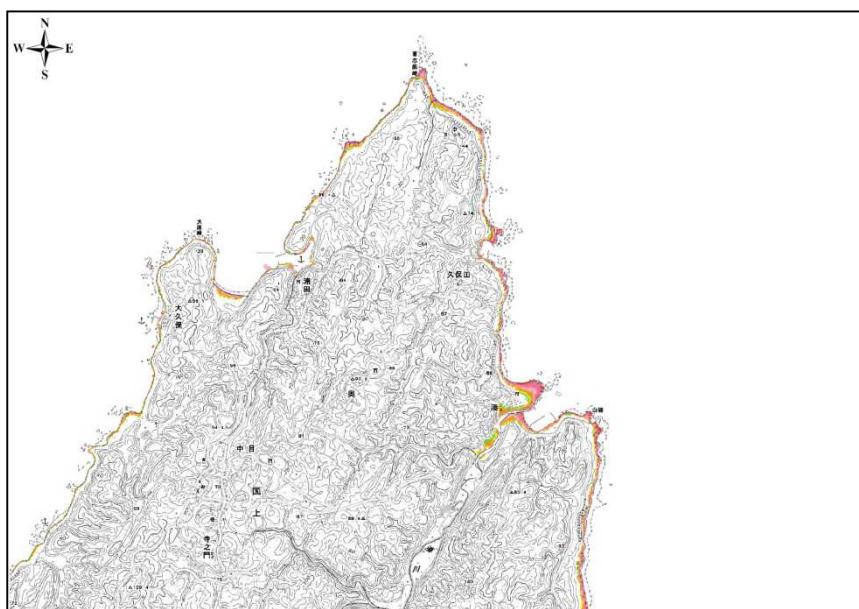
※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

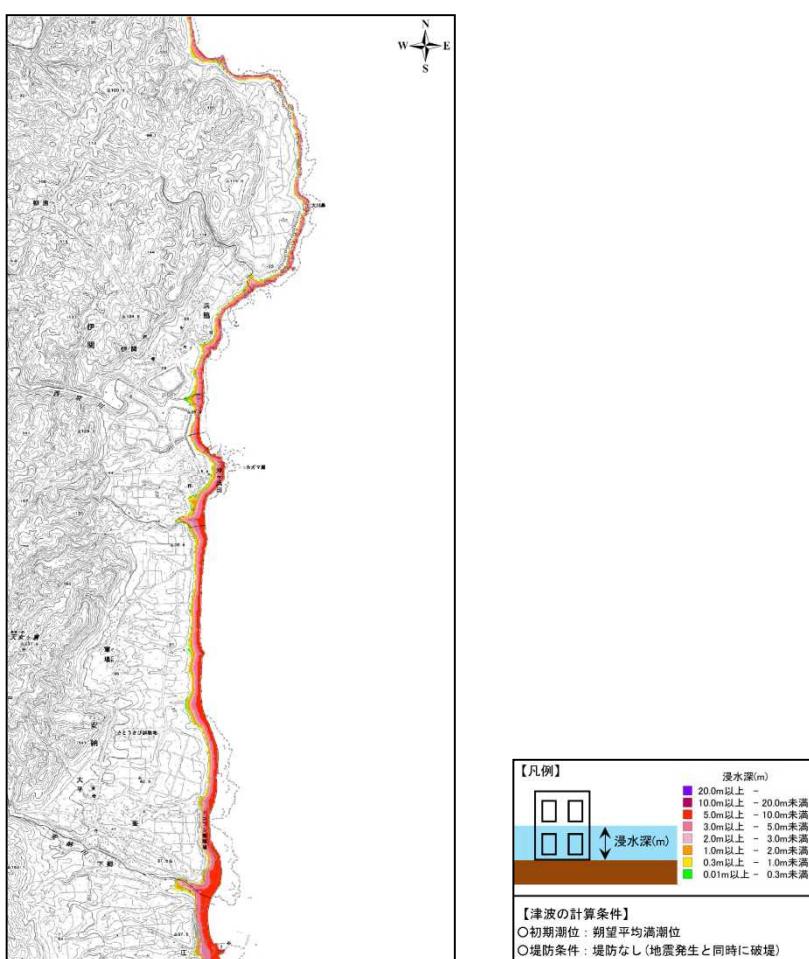
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（南海トラフCASE11）(2/3)

④



⑤

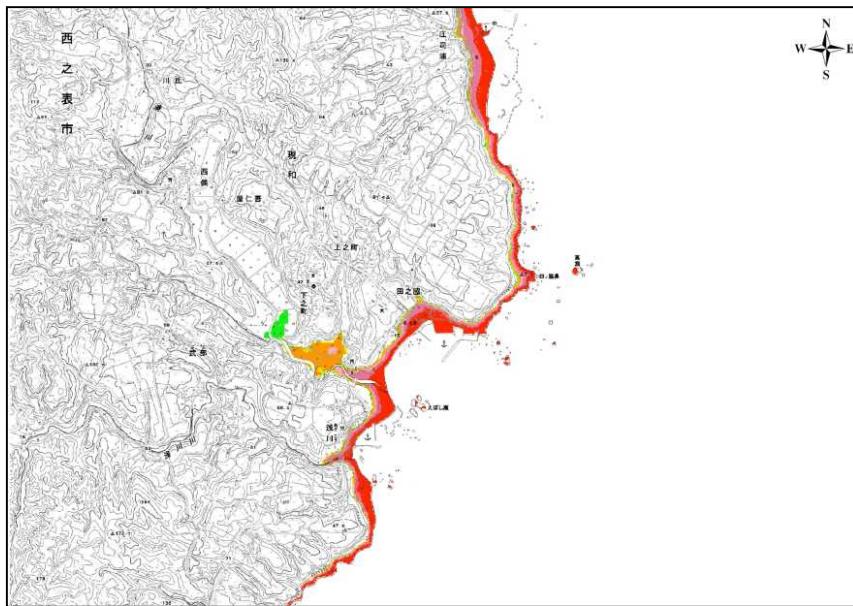


※堤防条件：堤防なし

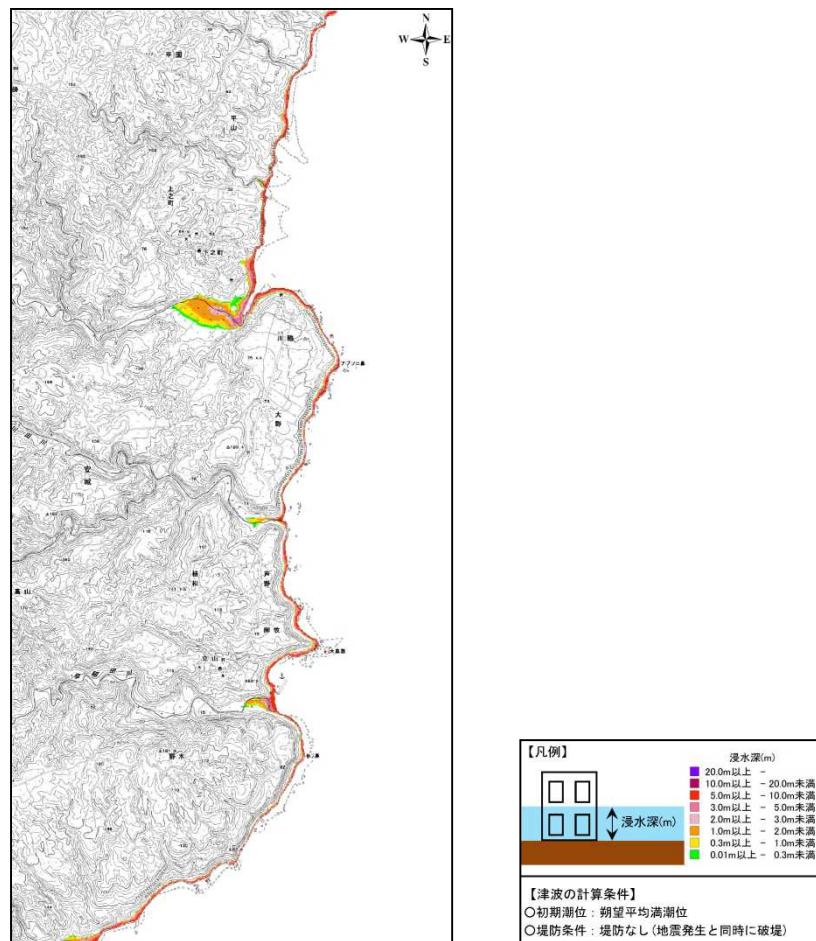
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（南海トラフCASE11）(3/3)

⑥



⑦



【凡例】	
	浸水深(m)
■	20.0m以上
■	10.0m以上 - 20.0m未満
■	5.0m以上 - 10.0m未満
■	3.0m以上 - 5.0m未満
■	2.0m以上 - 3.0m未満
■	1.0m以上 - 2.0m未満
■	0.5m以上 - 1.0m未満
■	0.01m以上 - 0.5m未満

【津波の計算条件】
○初期潮位：朔望平均高潮位
○堤防条件：堤防なし（地震発生と同時に破堤）

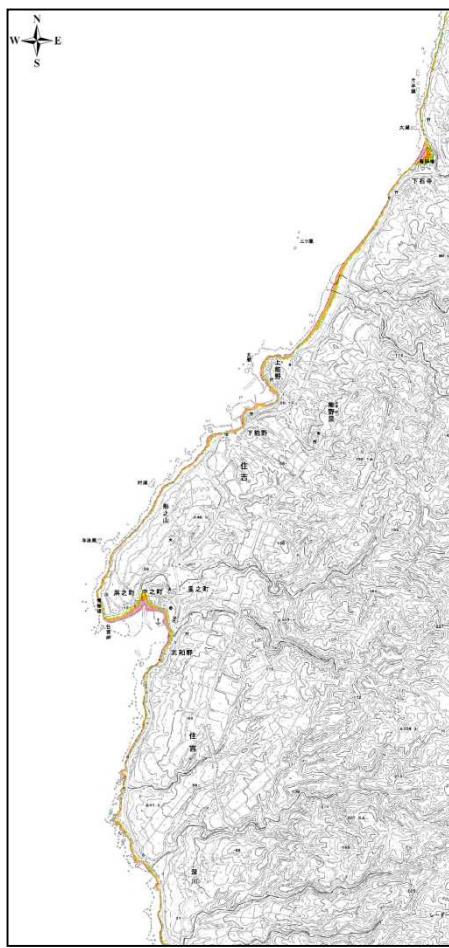
※堤防条件：堤防なし

資料：平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

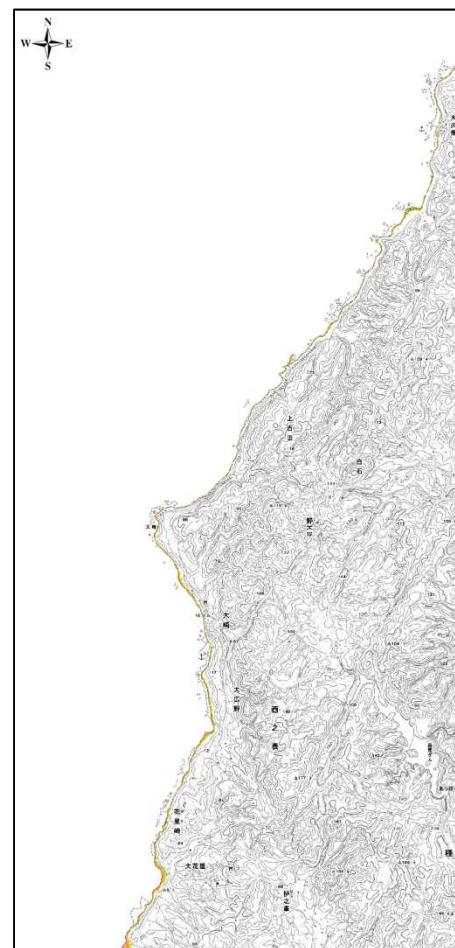
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（種子島東方沖）(1/3)

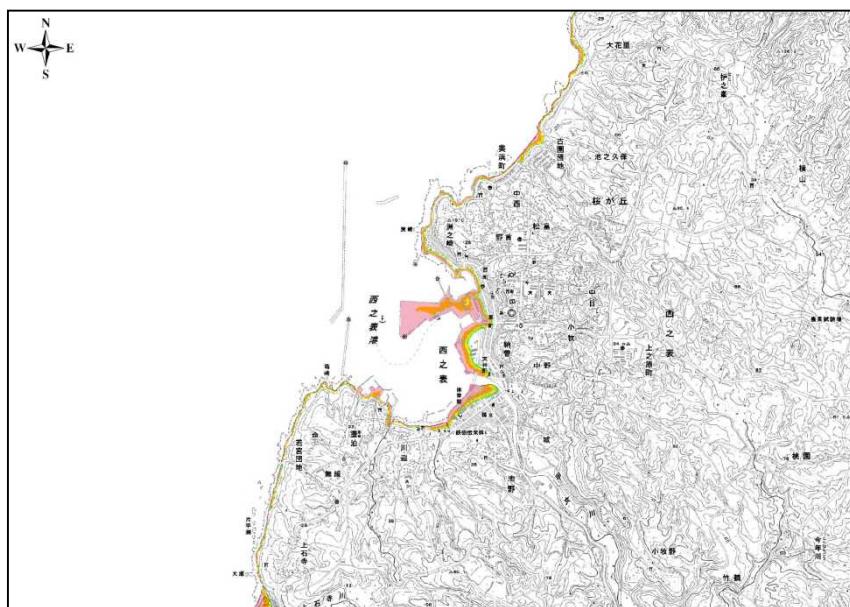
①



③



②



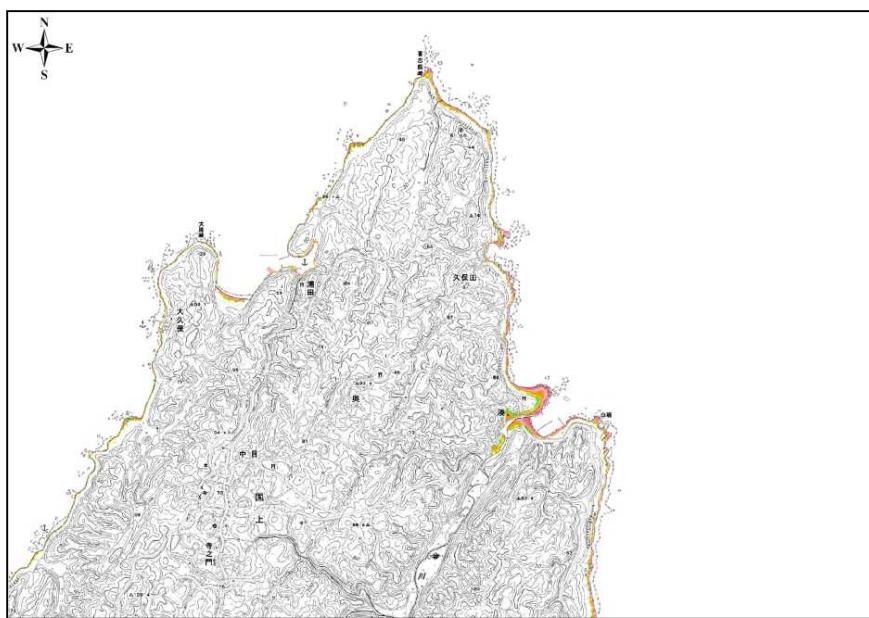
※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

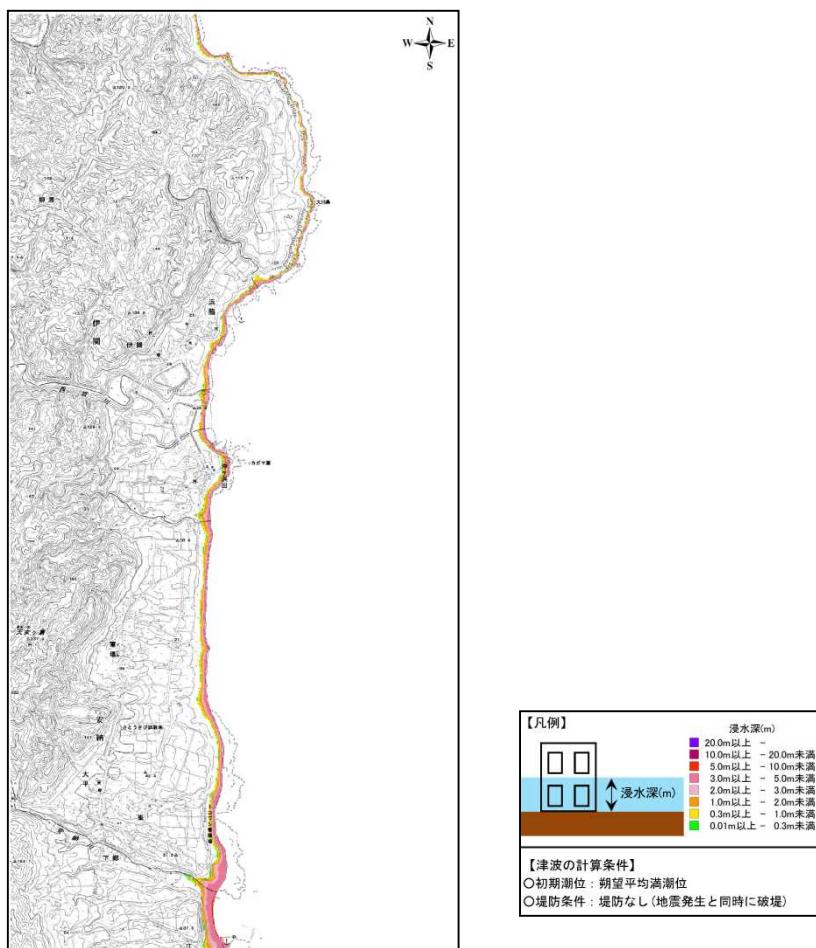
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（種子島東方沖）(2/3)

④



⑤

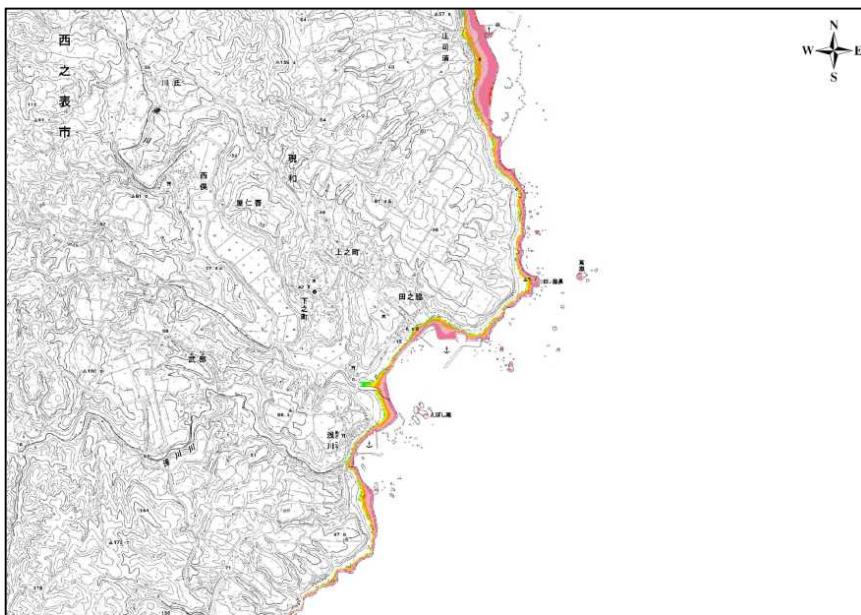


※堤防条件：堤防なし

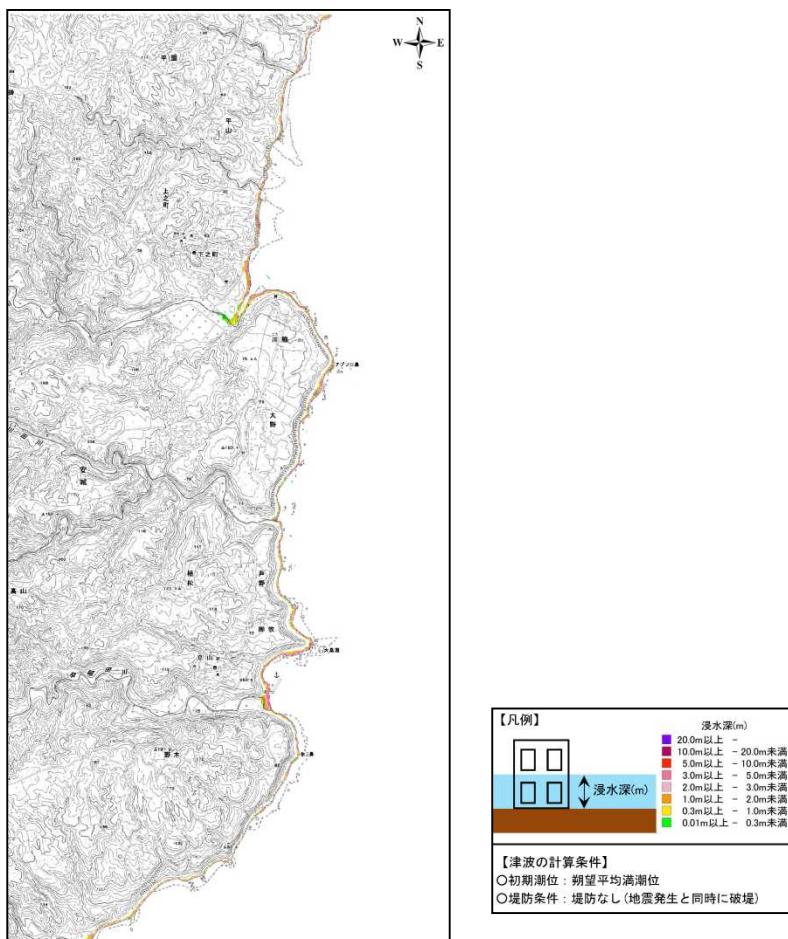
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

津波浸水想定図（種子島東方沖）(3/3)

⑥



⑦



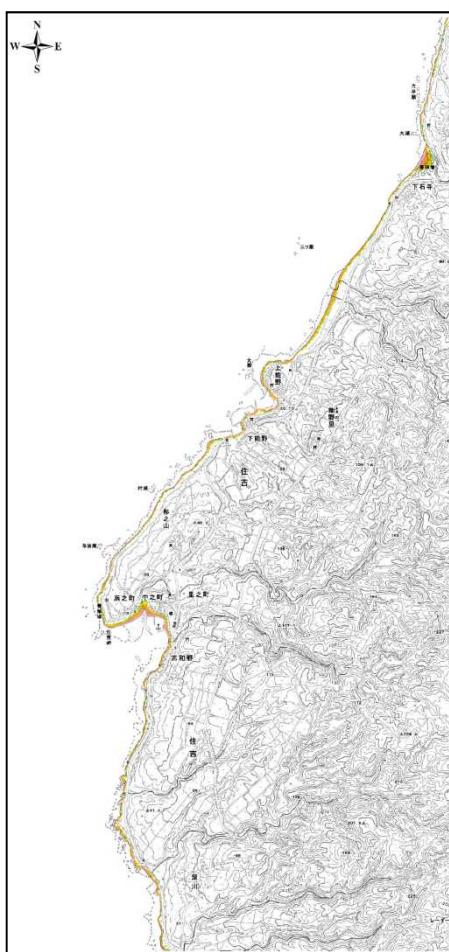
※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

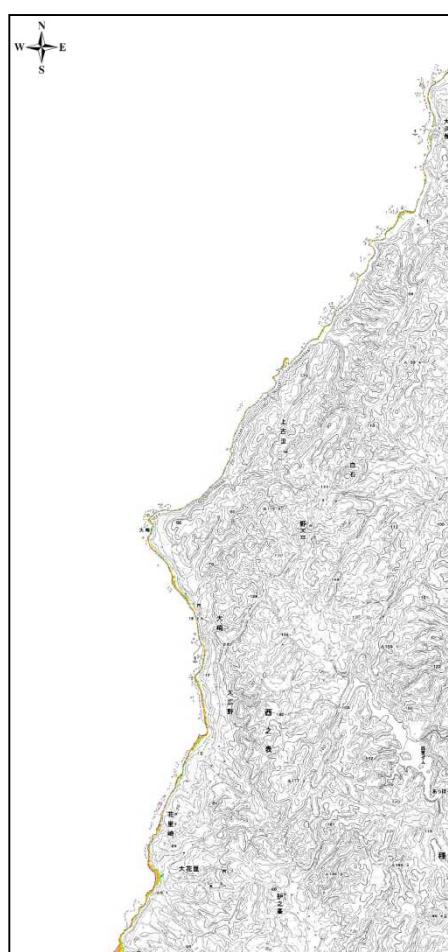
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（トカラ列島太平洋沖）(1/3)

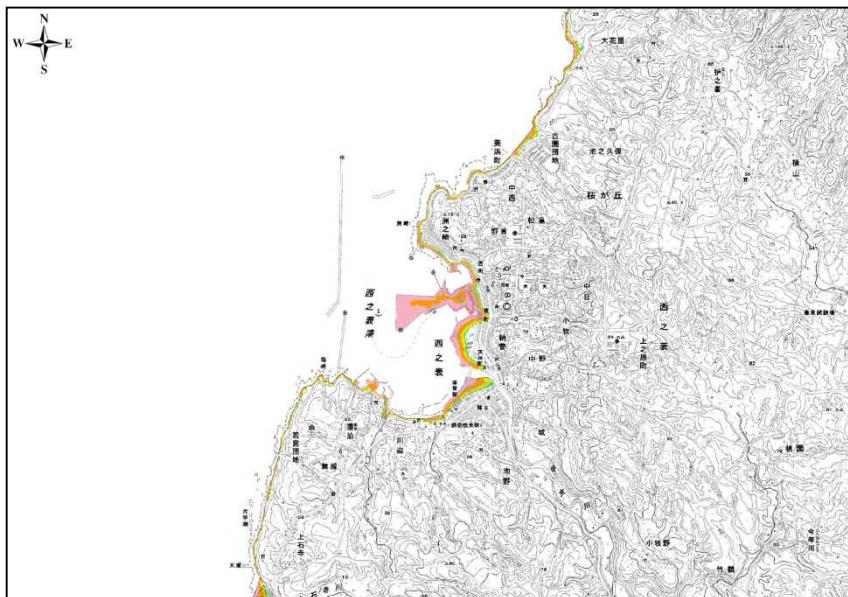
①



③



②



【凡例】	
浸水深(m)	20.0m以上
10.0m以上	10.0m未満
5.0m以上	10.0m未満
3.0m以上	5.0m未満
2.0m以上	3.0m未満
1.0m以上	2.0m未満
0.3m以上	1.0m未満
0.01m以上	0.3m未満

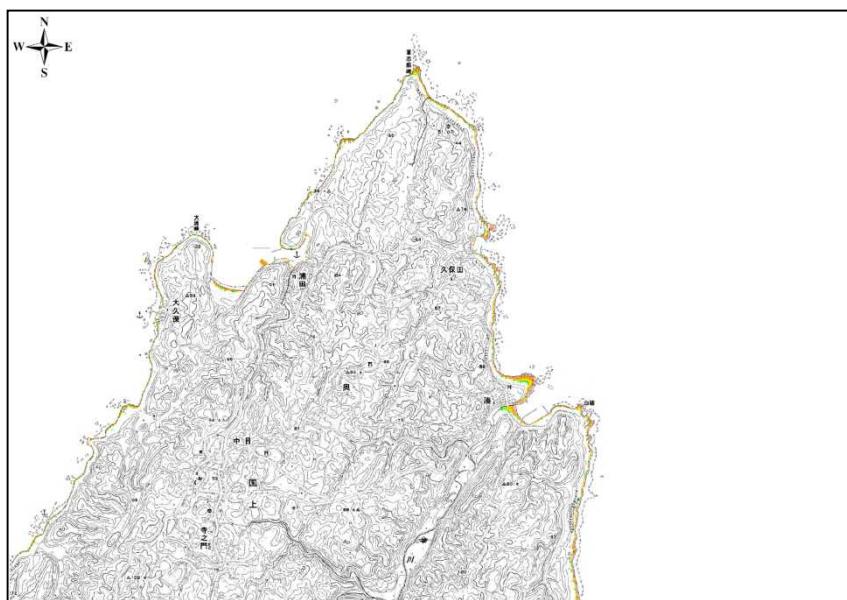
【津波の計算条件】
○初期潮位：朝潮平均高潮位
○堤防条件：堤防なし（地震発生と同時に破堤）

※堤防条件：堤防なし
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

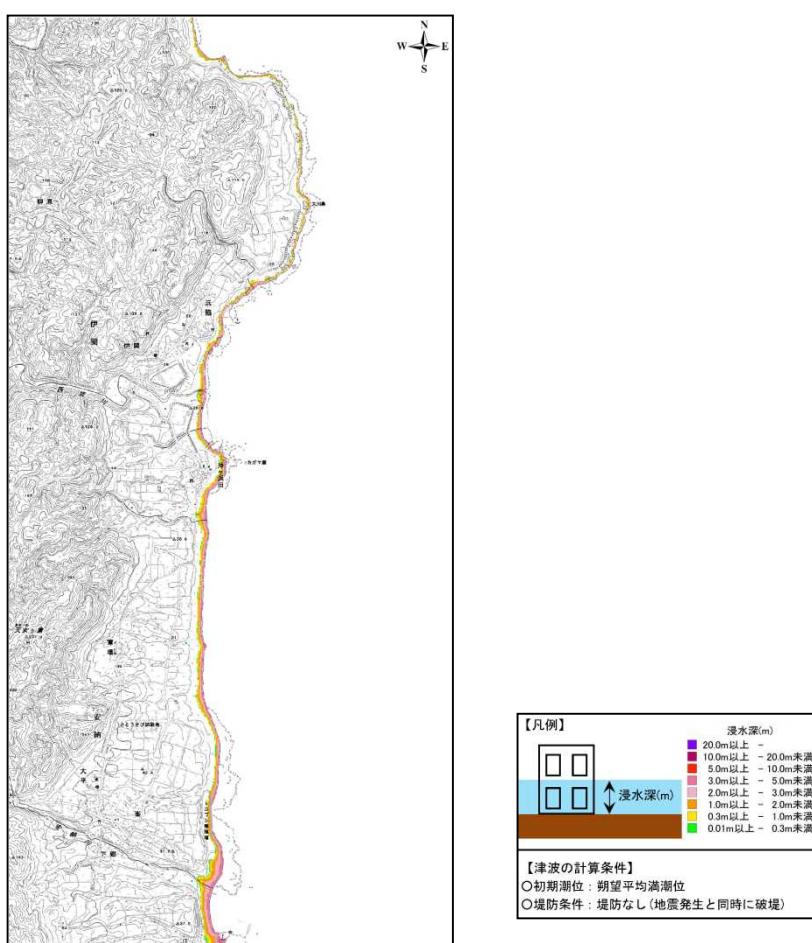
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（トカラ列島太平洋沖）(2/3)

④



⑤



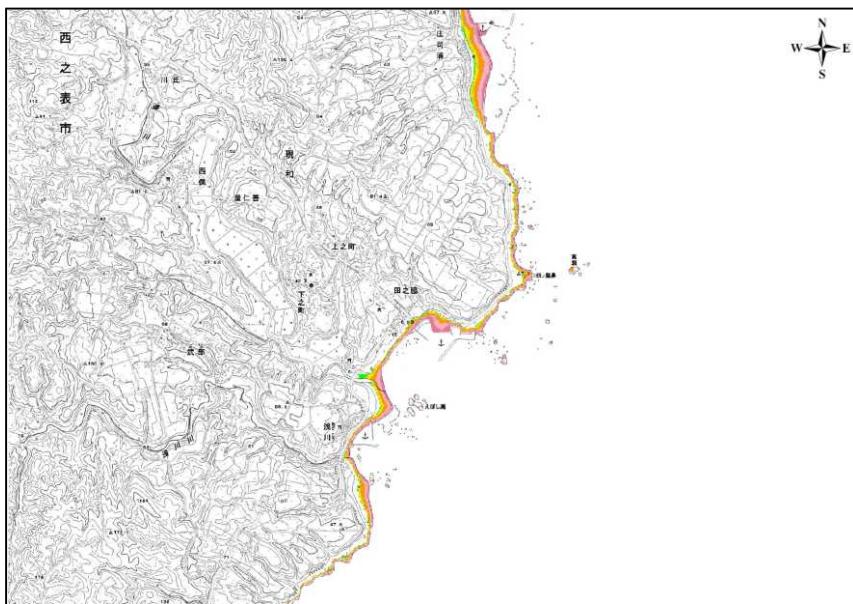
※堤防条件：堤防なし

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

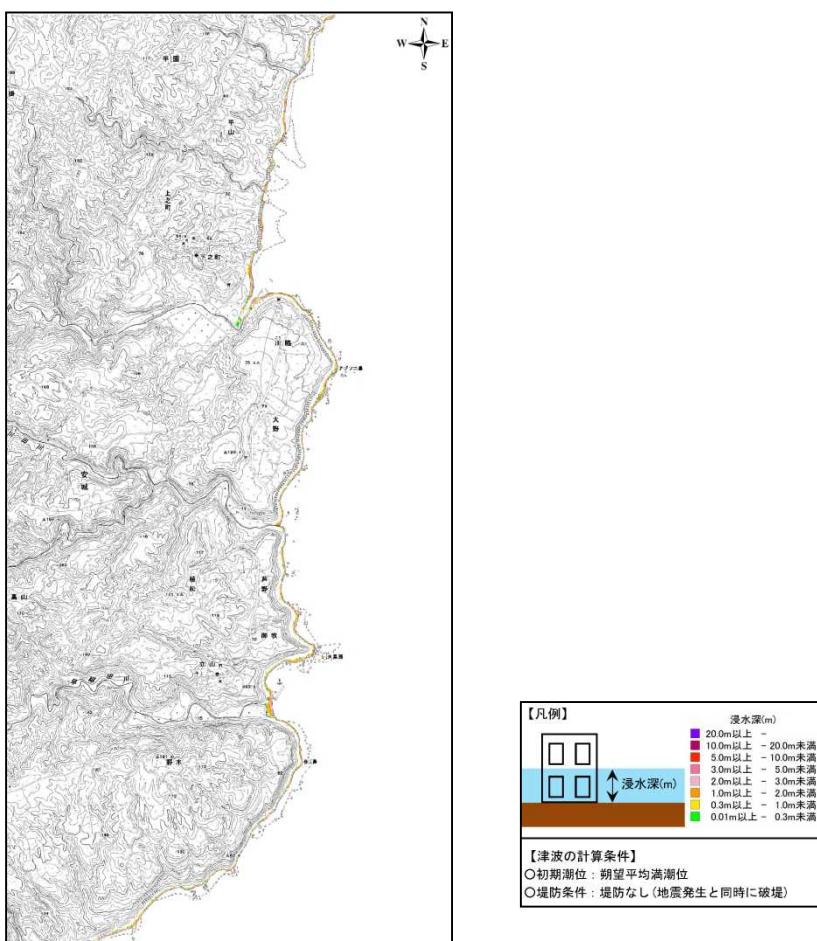
第1章 総 則
第5節 災害の想定

津波浸水想定図（トカラ列島太平洋沖）(3/3)

⑥



⑦



※堤防条件：堤防なし
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

県は平成26年9月に「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項に基づき、「津波浸水想定」を公表した。

このシミュレーションは、「平成24~25年度鹿児島県地震等災害被害予測調査」の津波浸水想定図に基づいており、鹿児島県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される12の地震モデルでの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を示している。

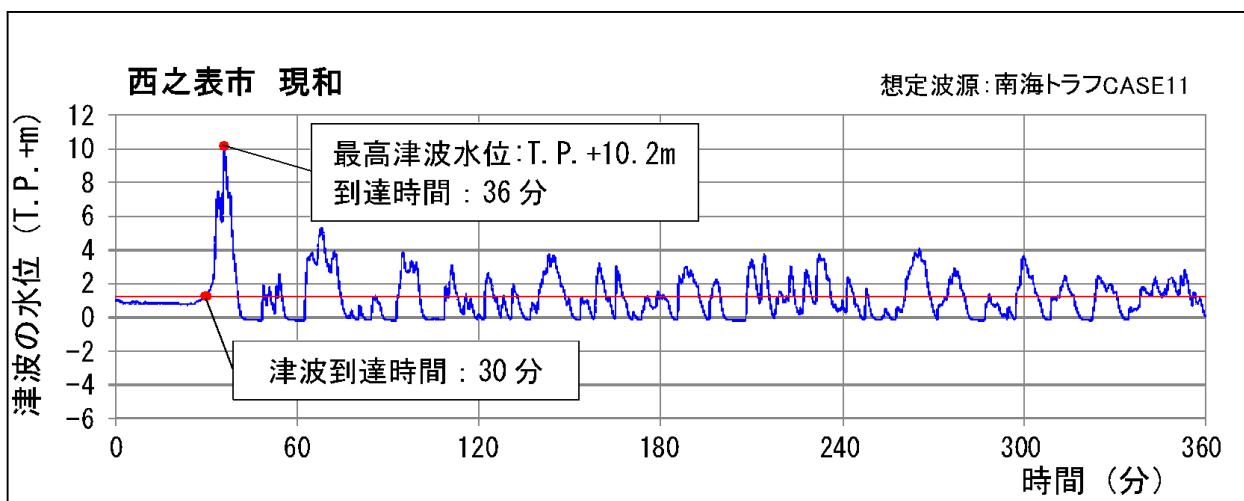
平成26年9月作成の津波浸水想定図は、県内の沿岸区域を209に分割し、沿岸市町村の最高津波の水位及びその地点において、津波の水位が+20cmに達する時間を示している。

この図においても、西之表市域の海岸は9つに区分されている。

「津波浸水想定」において12ケースの津波浸水シミュレーション結果を重ね合わせた結果、西之表市で最大となるのは「南海トラフ CASE11」となっている。

そのCASE11において、西之表市現和では津波到達時間が30分、最高津波水位はT.P.+10.2m、最大津波到達時間が36分となっている。

時刻歴波形



資料: 津波浸水想定 (H26年9月公表)

地震動に関しては、(1) 地震動の想定に示した「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースによる本市への影響が特に大きいと考えられる。

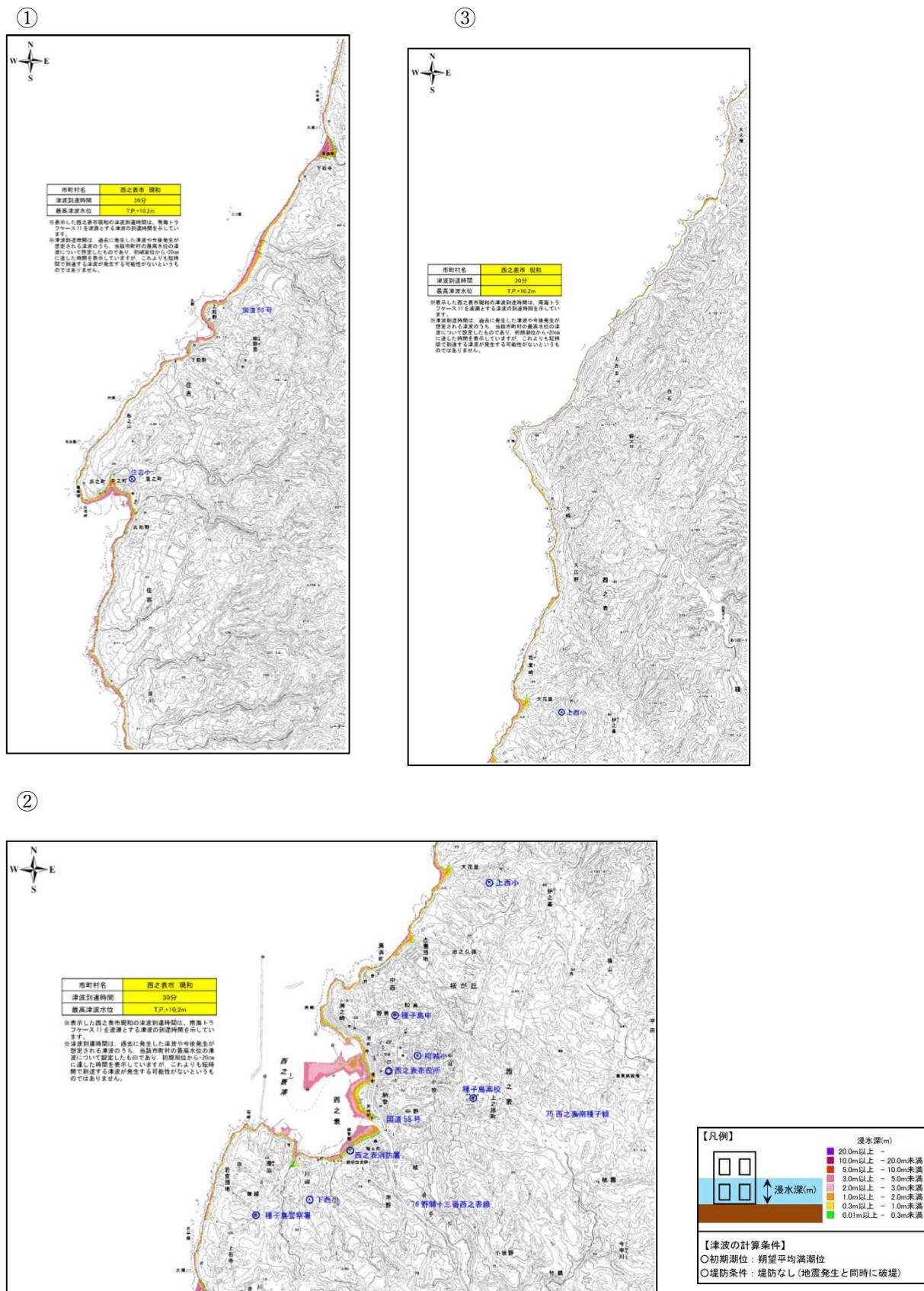
津波に関しては、上記の通り「南海トラフ CASE11」による本市への被害が大きいと想定される。

したがって、次の第3項以降は、「南海トラフ西側ケース (津波: CASE11)」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」の3つのケースを取り上げて、その影響を比較する。

第1章 総則

第5節 災害の想定

津波浸水想定図 (H26年9月作成)



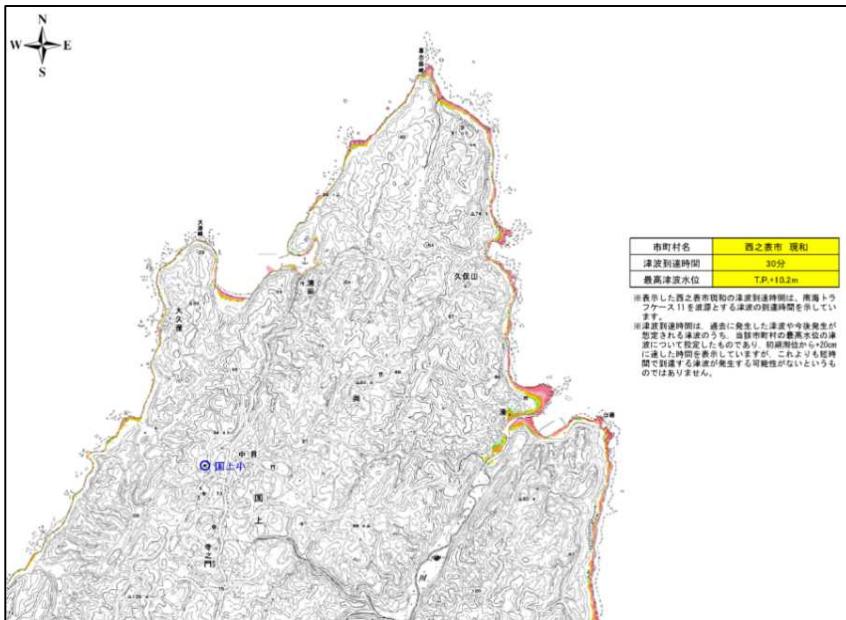
資料：鹿児島県津波浸水想定の設定 (H26年9月公表)

第1章 総則

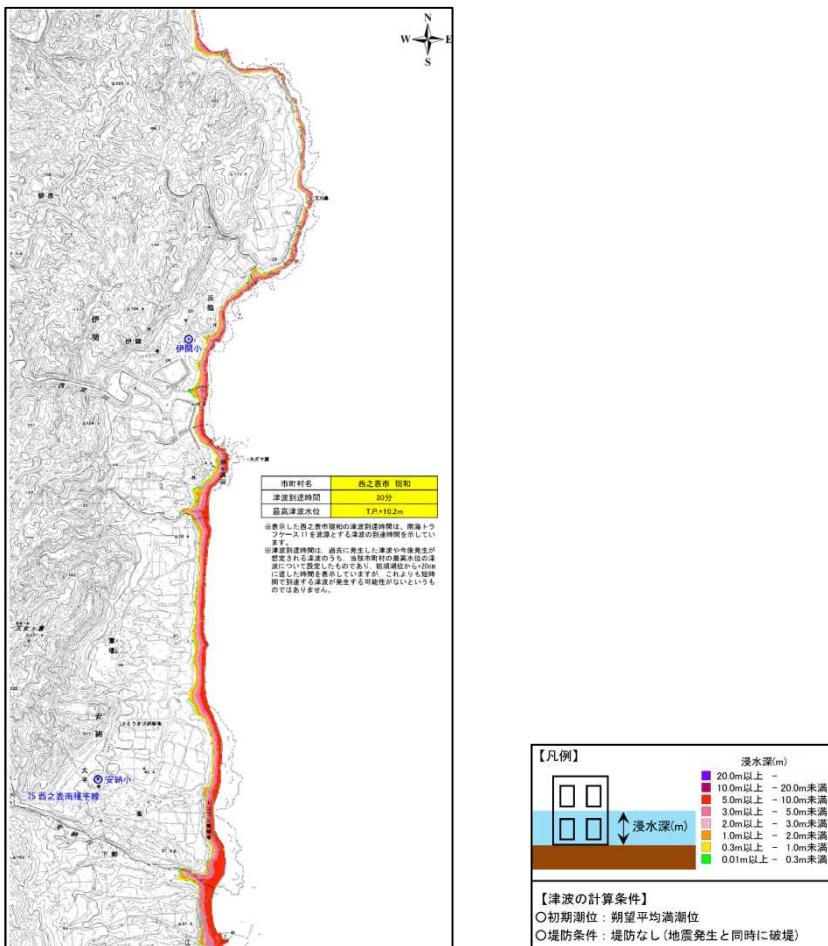
第5節 災害の想定

津波浸水想定図 (H26年9月作成)

④



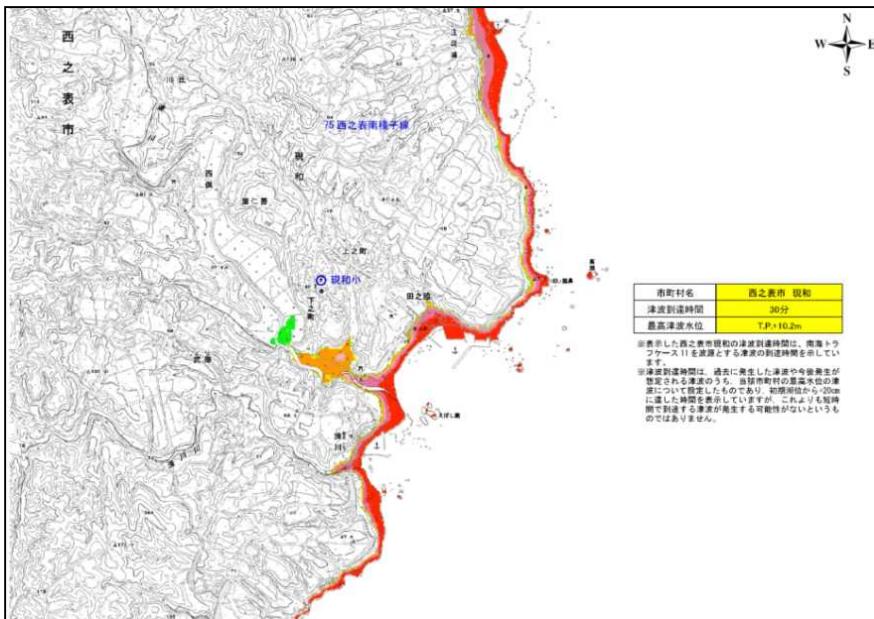
⑤



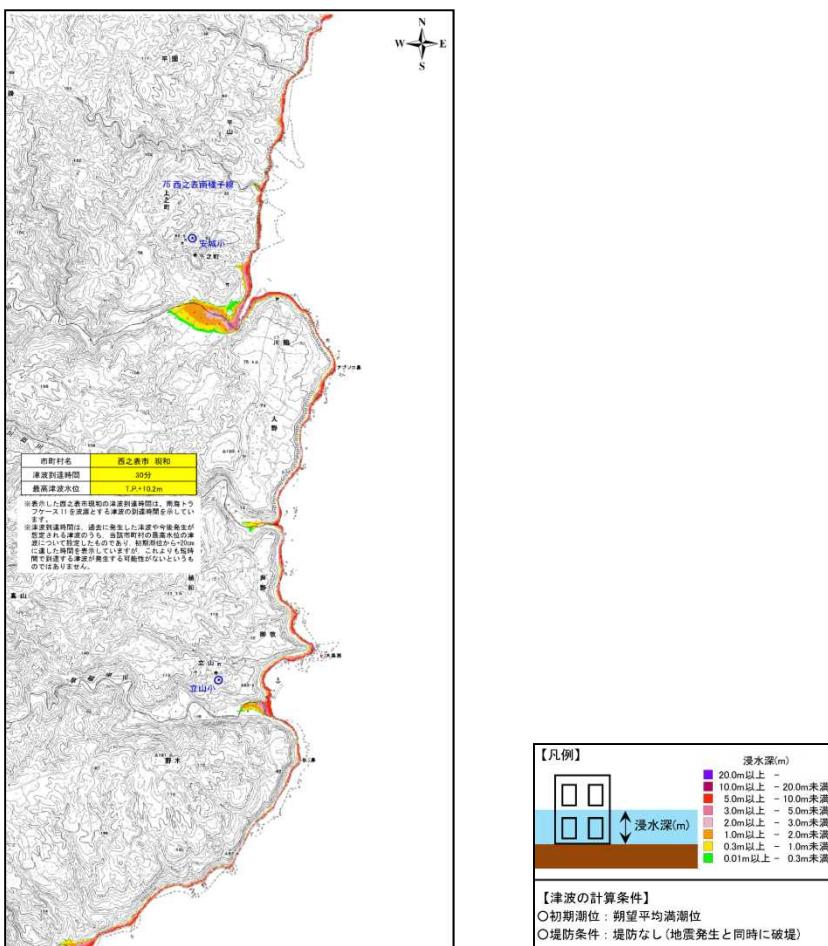
資料：鹿児島県津波浸水想定の設定 (H26年9月公表)

津波浸水想定図 (H26年9月作成)

(6)



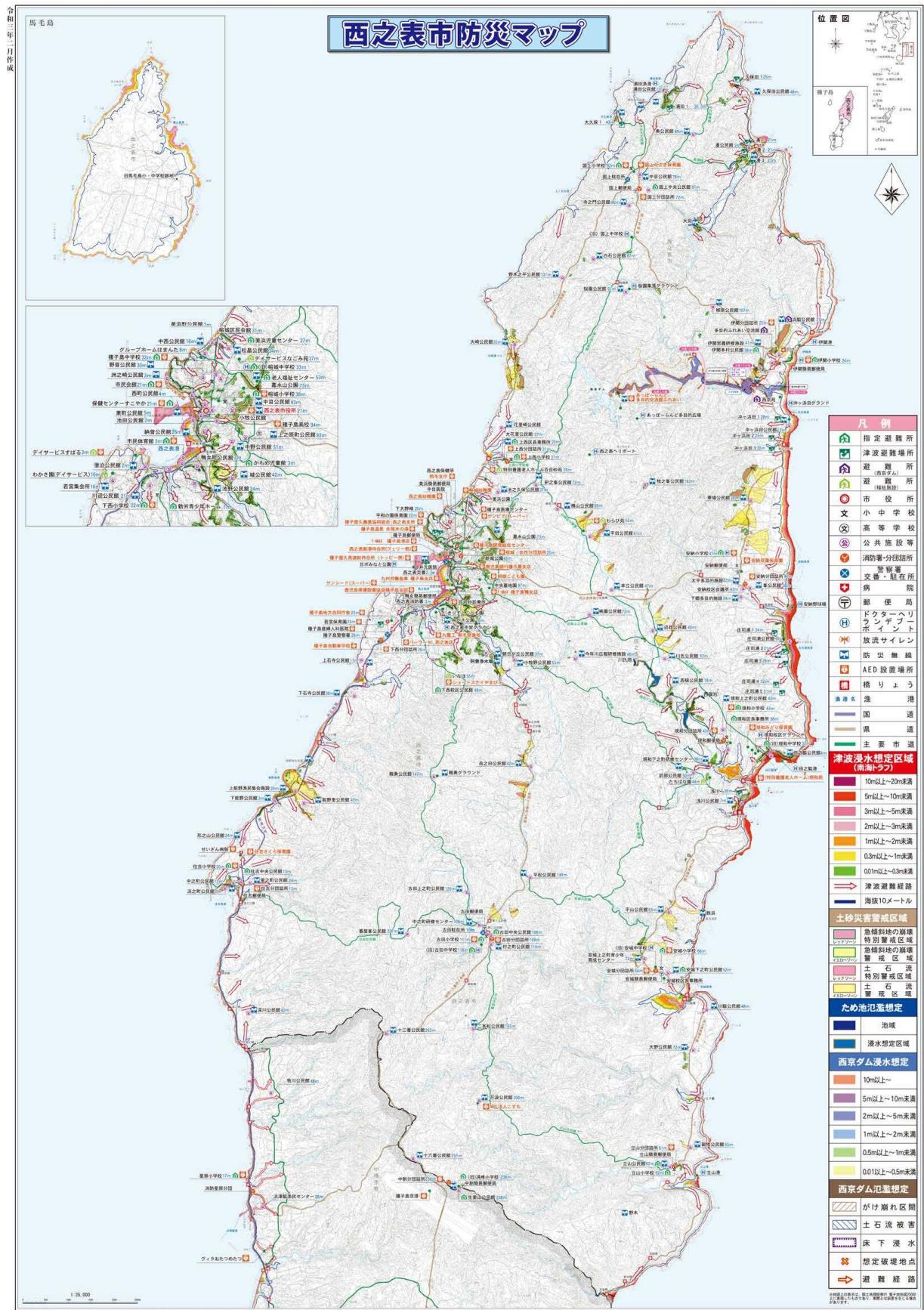
(7)



資料：鹿児島県津波浸水想定の設定 (H26年9月公表)

イ 津波防災マップ

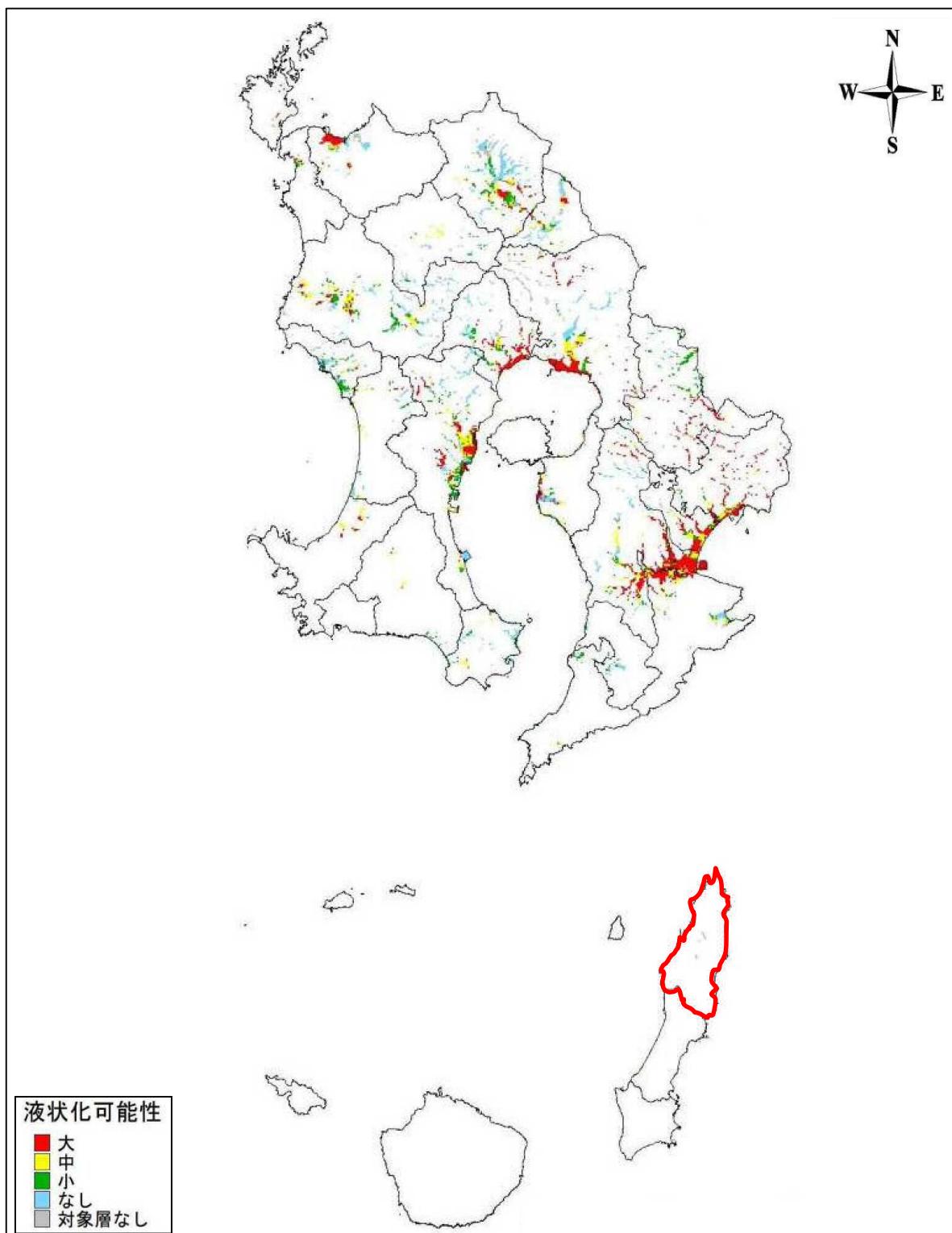
本市は、令和3年2月に「西之表市防災マップ」を作成している。



(3) 液状化危険度の想定

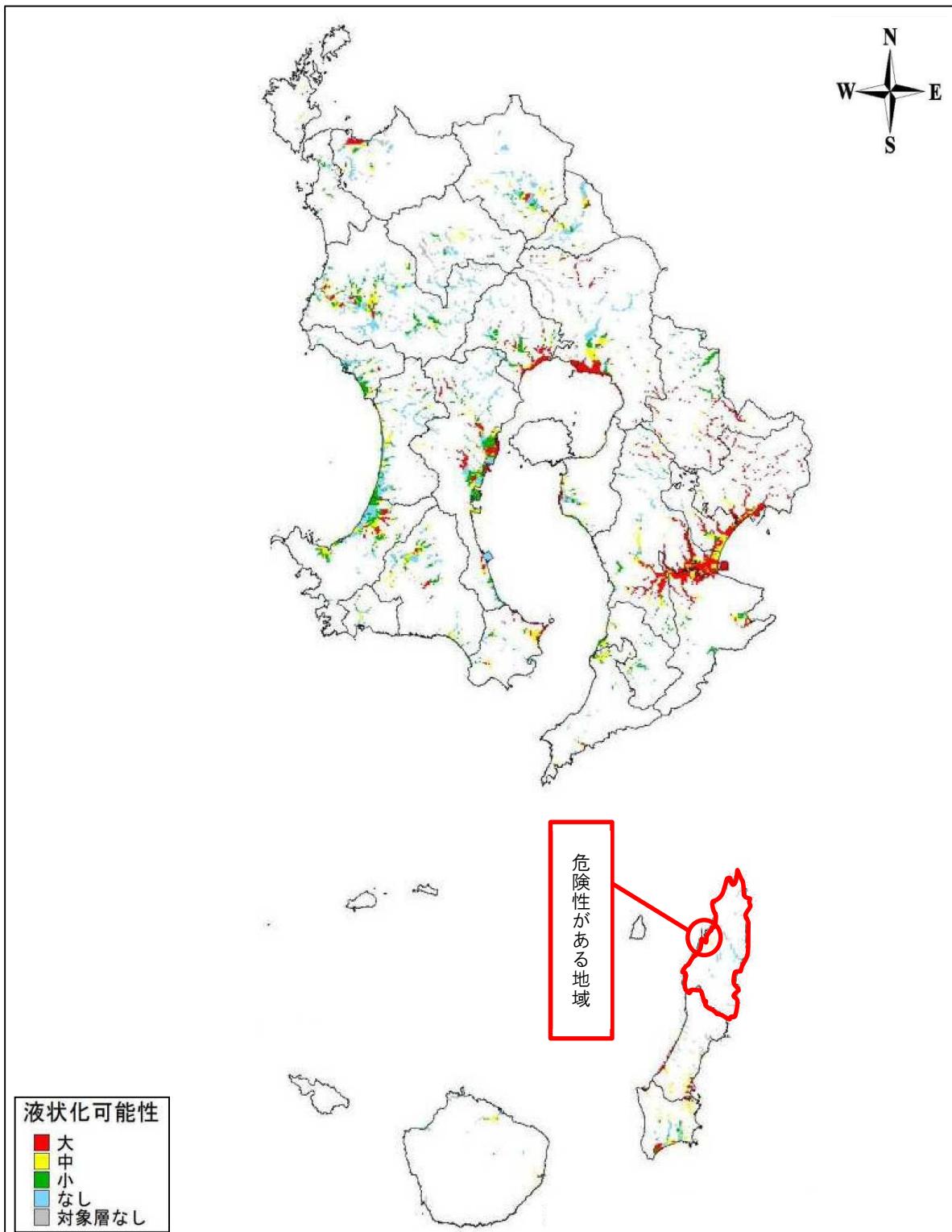
「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市は「種子島東方沖」において市の中心部に、液状化可能性「中」の区域がある。

液状化危険度分布図（南海トラフ西側ケース）



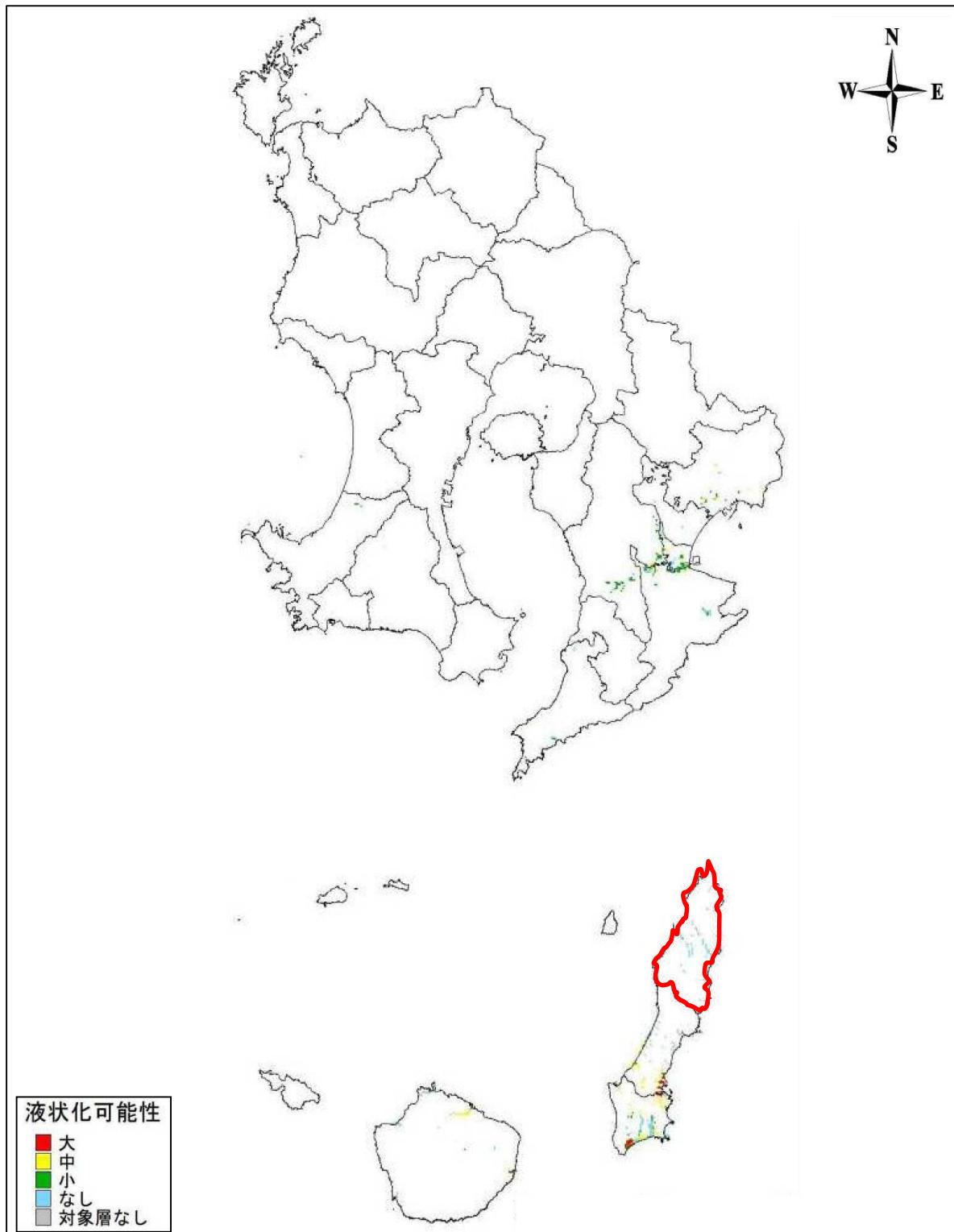
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

液状化危険度分布図（種子島東方沖）



資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

液状化危険度分布図（トカラ列島太平洋沖）

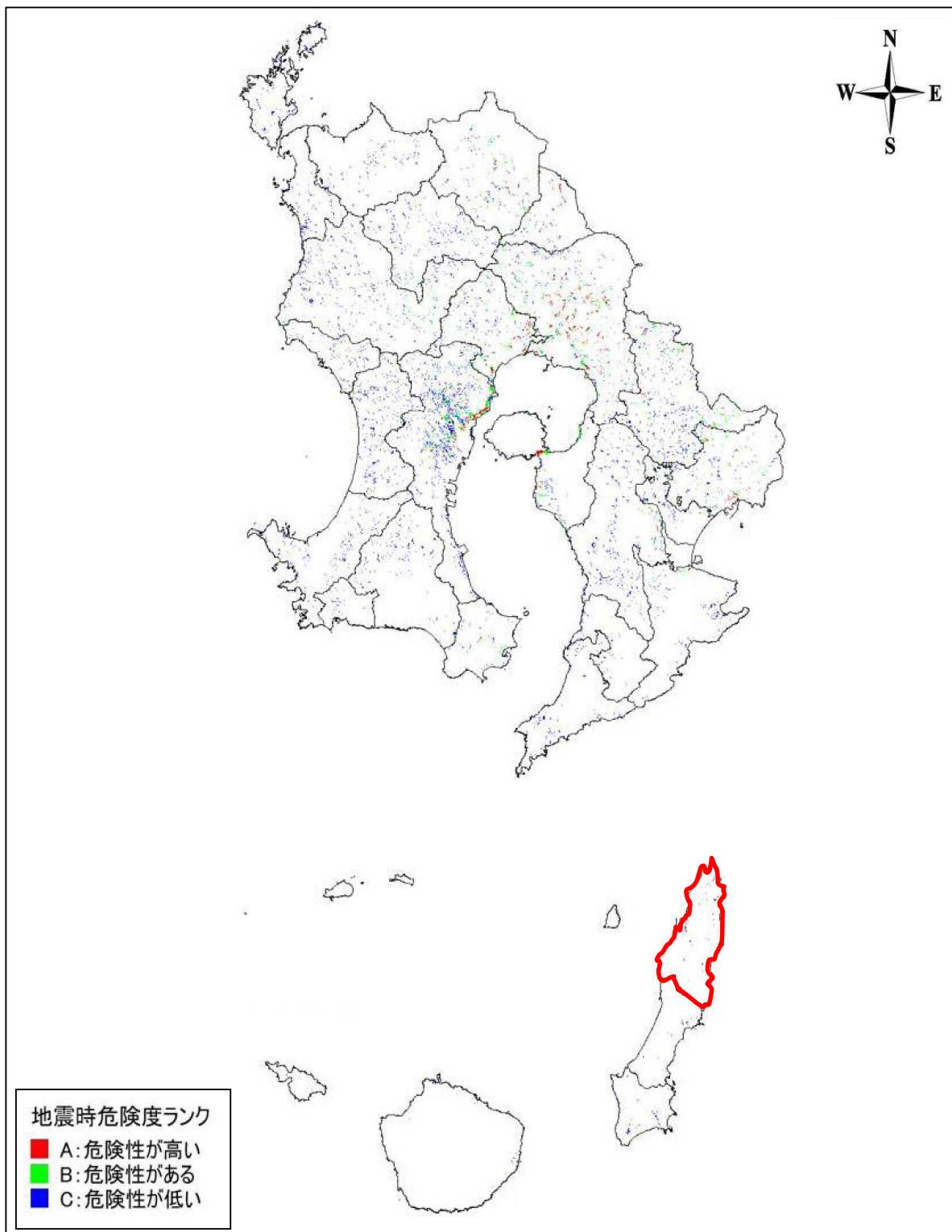


資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(4) 斜面崩壊危険度の想定

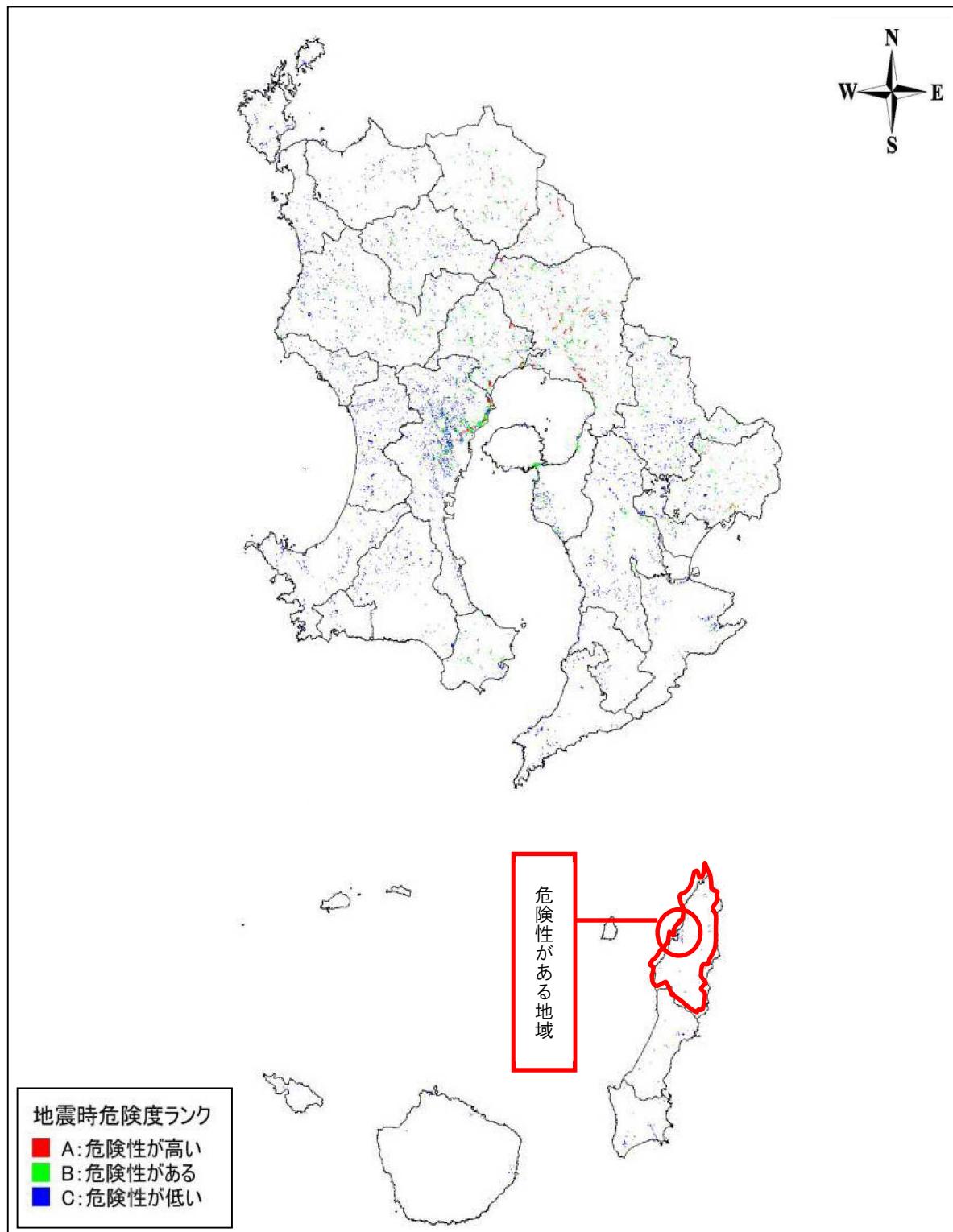
「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市は「種子島東方沖」では市の北部と中心部に、「トカラ列島太平洋沖」では市の中心部より上部に斜面崩壊の「危険性がある」地域がある。

斜面崩壊危険度分布図（南海トラフ西側ケース）



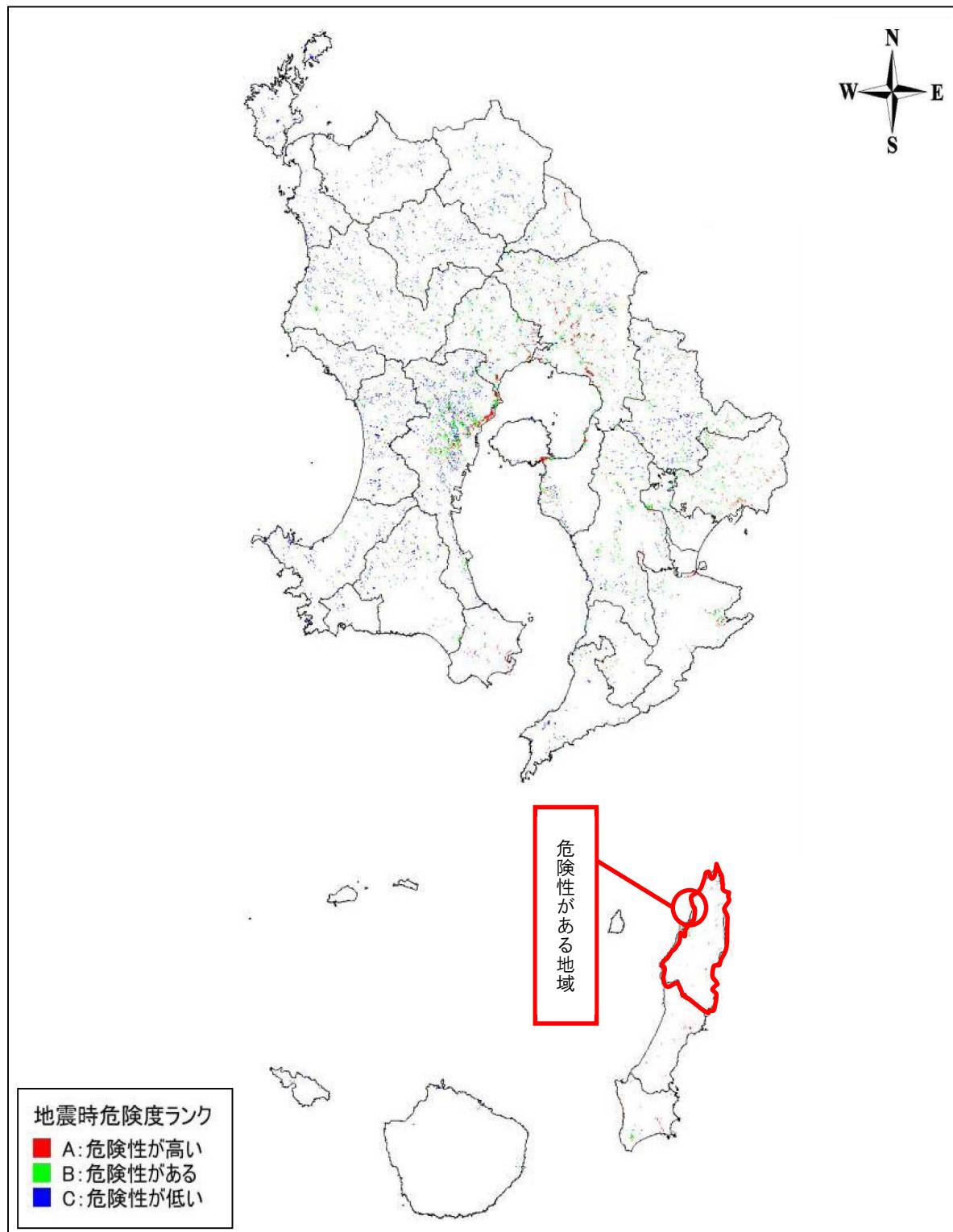
資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

斜面崩壊危険度分布図（種子島東方沖）



資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

斜面崩壊危険度分布図（トカラ列島太平洋沖）



資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第2 被害の想定

1 被害想定の前提条件

- 季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- 風速は、市の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは次のとおり。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none">・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることになる。・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼 12 時	<ul style="list-style-type: none">・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕 18 時	<ul style="list-style-type: none">・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。・鉄道・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※ 被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした

2 建物被害の想定

(1) 全壊、焼失棟数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、全壊・焼失合計棟数は季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多く、津波による倒壊となっている。項目別では、液状化、揺れ、斜面崩壊による全壊・焼失は「種子島東方沖」が多い。

全壊、焼失棟数の想定結果

(冬・深夜)

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	0	520	0	520
種子島東方沖	90	100	10	110	0	300
トカラ列島太平洋沖	—	0	0	90	0	90

(夏・昼12時) (冬・夕18時)

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	0	520	0	520
種子島東方沖	90	100	10	110	—	310
トカラ列島太平洋沖	—	0	0	90	0	90

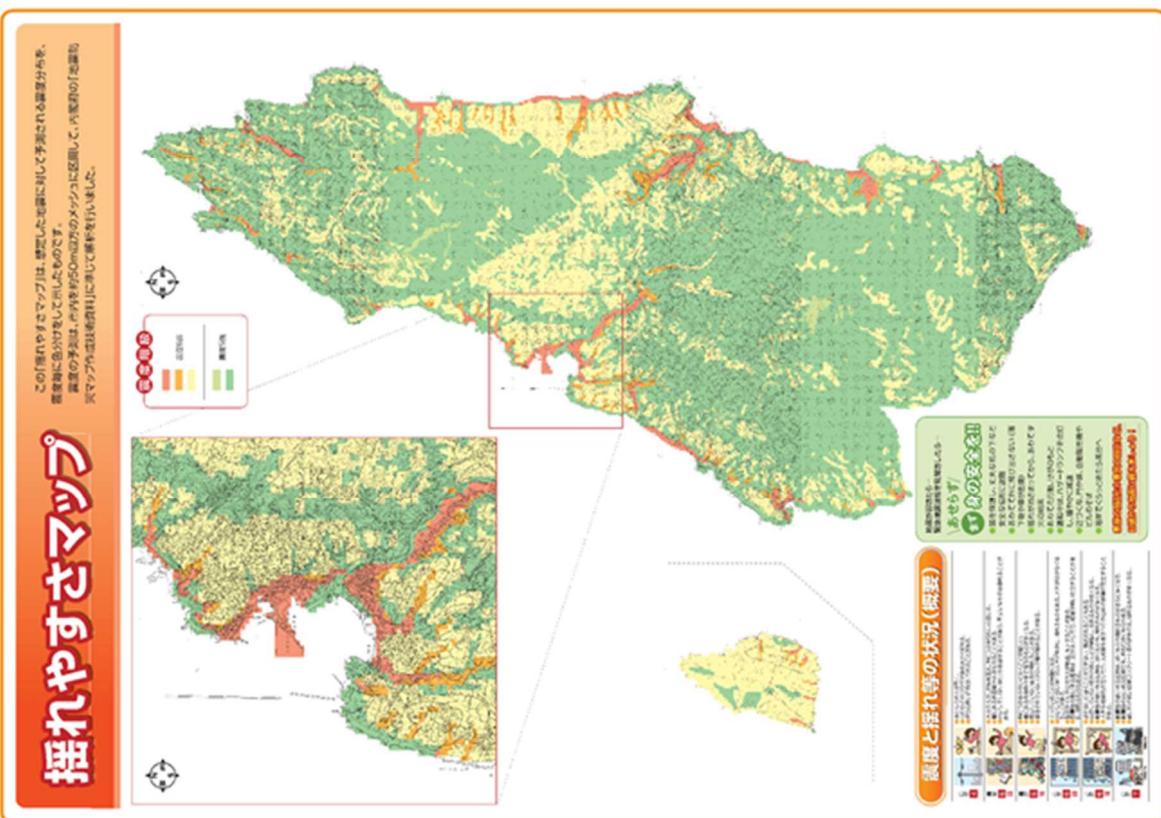
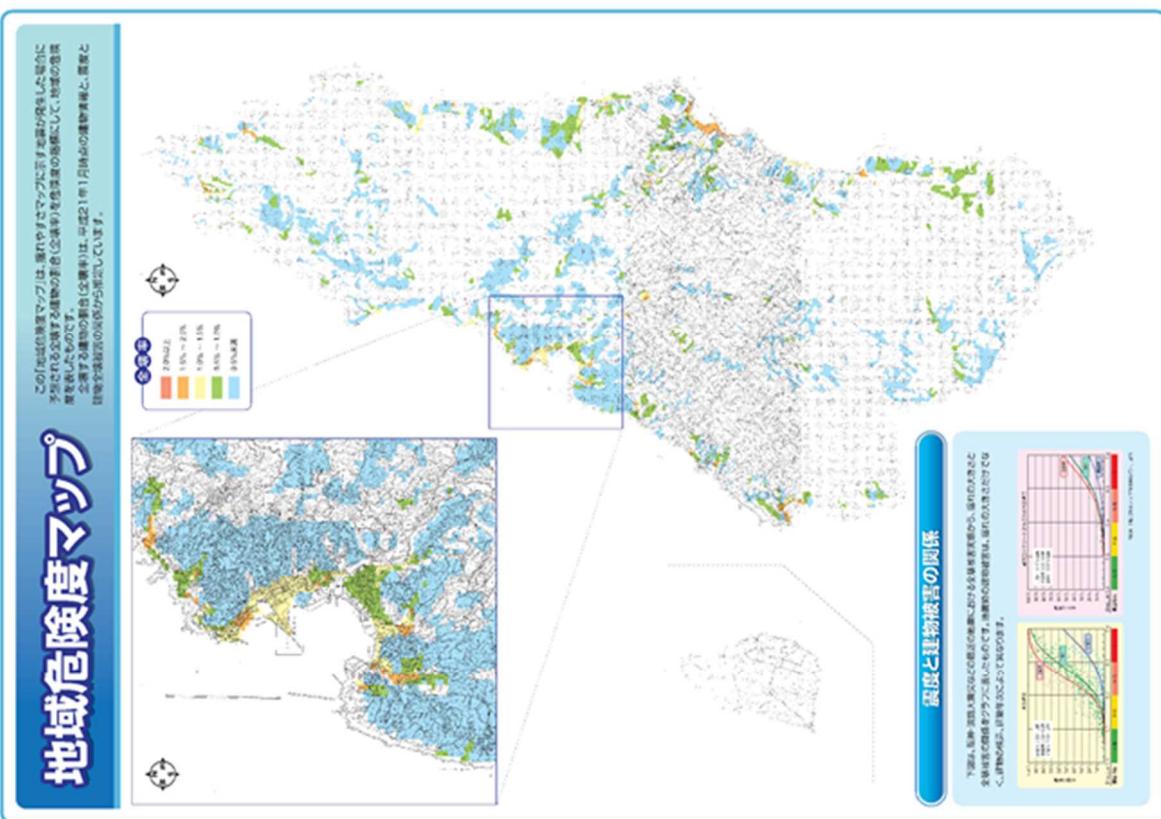
※「—」: わずか (5棟未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

次頁の「西之表市地震防災マップ」は、平成22年3月に作成されている。

この中の「地域危険度マップ」は、「揺れやすさマップ」に示す地震が発生した場合に予想される建物の割合(全壊率)を危険度の指標にして、地域の危険度を表したものである。

全壊する建物の割合(全壊率)は、平成21年1月時点の建物情報と、震度と建物全壊被害の関係から推定しており、上記の「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」とは直接リンクするものではない。



(2) 半壊棟数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、半壊棟数は「種子島東方沖」が最も多く、液状化による半壊が290棟、揺れによる半壊が1,500棟、斜面崩壊により半壊が10棟、津波による半壊が340棟、合計2,100棟となっている。

半壊棟数の想定結果

想定地震	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	0	580	580
種子島東方沖	290	1,500	10	340	2,100
トカラ列島太平洋沖	10	—	0	250	270

※「—」: わずか(5棟未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

3 落下物等の想定

(1) ブロック塀等倒壊件数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、ブロック塀等倒壊件数は「種子島東方沖」が最も多く、ブロック塀が450件、石塀が280件、コンクリート塀が100件、合計820件となっている。

ブロック塀等倒壊件数の想定結果

倒壊件数			
ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
2,800	620	630	4,100

想定地震	倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	0
種子島東方沖	450	280	100	820
トカラ列島太平洋沖	—	20	—	20

※「—」: わずか(5件未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 自動販売機の転倒台数

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、自動販売機の転倒台数は「種子島東方沖」がわずか（5 棟未満）となっており、「南海トラフ西側ケース」と「トカラ列島太平洋沖」はない。

自動販売機の転倒台数の想定結果

想定地震	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	690	0
種子島東方沖		—
トカラ列島太平洋沖		0

※ 「－」：わずか（5台未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(3) 屋外落下物が発生する建物棟数

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、屋外落下物が発生する建物棟数は「種子島東方沖」が最も多く、屋外落下物が想定される建物は 100 棟、屋外落下物が生じる建物が 10 棟となっている。

屋外落下物が発生する建物棟数の想定結果

想定地震	屋外落下物が想定される 建物棟数	屋外落下物が生じる 建物棟数
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	0	0
種子島東方沖	100	10
トカラ列島太平洋沖	0	0

※ 「－」：わずか（5棟未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

4 人的被害の想定

(1) 死者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、死者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

「南海トラフ西側ケース」では、夏・昼12時の死者数が最も多く、合計100人で、津波による死者が多い。次いで、冬・夕18時で合計90人、冬・深夜で合計70人といずれも津波による死者が多い。他の地震においても、津波による死者が多い。

死者数の想定結果

(冬・深夜、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内転倒物)、屋内 落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・ 自動販売機等 の転倒、屋外 落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	70	-	0	70
種子島東方沖	10	-	-	20	-	-	20
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	-	-	0	-

(夏・昼12時、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内転倒物)、屋内 落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・ 自動販売機等 の転倒、屋外 落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	100	-	0	100
種子島東方沖	-	-	-	30	-	-	30
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	20	-	-	20

(冬・夕18時、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内転倒物)、屋内 落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・ 自動販売機等 の転倒、屋外 落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	90	-	0	90
種子島東方沖	-	-	-	20	-	-	30
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	20	-	-	20

※「-」: わずか(5人未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 負傷者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、負傷者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、冬・深夜の負傷者が最も多く、合計210人で、建物倒壊による負傷者が多い。次いで、冬・夕18時で合計160人、夏・昼12時で合計140人といずれも建物倒壊による負傷者が多い。

負傷者数の想定結果

(冬・深夜、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内 転倒物)、屋内落 下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック壊・ 自動販売機等 の転倒、屋外 落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	30	—	0	30
種子島東方沖	200	10	—	20	—	—	210
トカラ列島太平洋沖	—	—	0	20	—	—	20

(夏・昼12時、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内 転倒物)、屋内落 下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック壊・ 自動販売機等 の転倒、屋外 落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	30	—	0	30
種子島東方沖	120	10	—	20	—	—	140
トカラ列島太平洋沖	—	—	0	30	—	—	30

(冬・夕18時、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋 内転倒物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック壊・ 自動販売機等 の転倒、屋外 落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	30	—	0	30
種子島東方沖	140	10	—	20	—	—	160
トカラ列島太平洋沖	—	—	0	20	—	—	20

※「—」: わずか(5人未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(3) 重傷者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、重傷者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、冬・深夜の負傷者が最も多く、合計120人で、建物倒壊による負傷者が多い。次いで、冬・夕18時で合計90人、夏・昼12時で合計70人といずれも建物倒壊による負傷者が多い。

重傷者数の想定結果

(冬・深夜、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内 転倒物)、屋内落 下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販売 機等の転倒、 屋外落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	10	—	0	10
種子島東方沖	110	—	—	10	—	—	120
トカラ列島太平洋沖	—	—	0	10	—	—	10

(夏・昼12時、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内 転倒物)、屋内落 下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販売 機等の転倒、 屋外落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	10	—	0	10
種子島東方沖	70	—	—	10	—	—	70
トカラ列島太平洋沖	—	—	0	10	—	—	10

(冬・夕18時、早期避難率低)

想定地震	建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒(屋内 転倒物)、屋内落 下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販売 機等の転倒、 屋外落下物	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	10	—	0	10
種子島東方沖	80	—	—	10	—	—	90
トカラ列島太平洋沖	—	—	0	10	—	—	10

※「—」: わずか(5人未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(4) 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数は季節・時刻のどのシーンも、「種子島東方沖」が最も多く、わずか（5人未満）となっている。

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数の想定結果

想定地震	冬・深夜	夏・昼12時	冬・夕18時
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0
種子島東方沖	—	—	—
トカラ列島太平洋沖	0	0	0

※ 「-」: わずか（5人未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(5) 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

「南海トラフ西側ケース」では、夏・昼12時が最も多く、要救助者数は10人、要捜索者数は130人となっている。次いで、冬・夕18時で要救助者数は10人、要捜索者数は120人、冬・深夜で要救助者数は10人、要捜索者数は100人となっている。

津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数の想定結果

(冬・深夜)

想定地震	要救助者数	要捜索者数
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	10	100
種子島東方沖	10	30
トカラ列島太平洋沖	-	20

(夏・昼12時)

想定地震	要救助者数	要捜索者数
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	10	130
種子島東方沖	10	50
トカラ列島太平洋沖	10	50

(冬・夕18時)

想定地震	要救助者数	要捜索者数
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	10	120
種子島東方沖	10	50
トカラ列島太平洋沖	-	40

※「-」: わずか(5人未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

5 ライフライン被害の想定

(1) 上水道

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、上水道の被害は「種子島東方沖」が最も多く、断水人口は被災直後で8,100人(50%)、被災1日後で7,300人(45%)、被災1週間後で3,700人(23%)、被災1か月後で250人(2%)となっている。

上水道の想定結果

想定地震	給水 人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
		断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)	断水 人口 (人)	断水率 (%)
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	16,400	230	1	220	1	210	1	210	1
種子島東方沖	16,400	8,100	50	7,300	45	3,700	23	250	2
トカラ列島太平洋沖	16,400	190	1	170	1	100	1	50	—

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 下水道

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、下水道の被害は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」とともに被害がでない結果となっている。

(3) 電力

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、電力の停電軒数は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、停電軒数は被災直後、被災1日後、被災1週間後、被災1か月後ともに160軒となっている。

電力の想定結果

想定地震	電灯 軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
		停電 軒数 (軒)	停電率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電率 (%)
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	9,200	160	2	160	2	160	2	160	0
種子島東方沖	9,200	40	—	40	—	30	—	30	—
トカラ列島太平洋沖	9,200	30	—	30	—	30	—	30	—

※「-」：わずか(停電軒数5軒未満、停電率1%未満)

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(4) 通信（固定電話）

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、固定電話不通回線数は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、不通回線数は被災直後で180回線(3%)、被災1日後、被災1週間後、被災1か月後ともに90回線(2%)となっている。

固定電話の想定結果

想定地震	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
		不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	5,300	180	3	90	2	90	2	90	2
種子島東方沖	5,300	50	1	20	—	20	—	20	—
トカラ列島太平洋沖	5,300	30	1	20	—	20	—	20	—

※「-」: わずか(不通回線数5回線未満、不通回線率1%未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(5) 通信（携帯電話）

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、携帯電話の被害は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、被災直後で停波基地局が5%で、不通ランクA～Cに該当していない。

携帯電話の想定結果

想定地震	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	停波 基地局 (%)	不通 ランク	停波 基地局 (%)	不通 ランク	停波 基地局 (%)	不通 ランク	停波 基地局 (%)	不通 ランク
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	5	—	3	—	3	—	3	—
種子島東方沖	1	—	1	—	1	—	1	—
トカラ列島太平洋沖	1	—	1	—	1	—	1	—

※不通ランク: A非常につながりにくい、Bつながりにくい、Cややつながりにくい

※「-」: わずか(不通回線数5回線未満、不通回線率1%未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(6) ガス（プロパンガス除く）

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、ガスの供給停止戸数は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」とともに被害がでない結果となっている。

6 交通施設被害の想定

(1) 道路

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市の道路の被害は「種子島東方沖」が最も多く、津波浸水域被害がわずか（5箇所未満）、津波浸水域外被害が30箇所、合計30箇所となっている。

道路の想定結果

想定地震	津波浸水域	津波浸水域外	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	—	—
種子島東方沖	—	30	30
トカラ列島太平洋沖	—	10	10

※「-」: わずか（5箇所未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 鉄道

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、県内の鉄道は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」とともに被害がでない結果となっている。

(3) 港湾・漁港

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市の港湾・漁港の被害は「種子島東方沖」が最も多く、岸壁10箇所に対して被害がわずか（5箇所未満）、その他係留施設80箇所に対して被害が30箇所となっている。

港湾・漁港の想定結果

想定地震	岸壁		その他係留施	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	10	—	80	—
種子島東方沖	10	—	80	30
トカラ列島太平洋沖	10	—	80	—

※「-」: わずか（5箇所未満）

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(4) 港湾・漁港の防波堤

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市の港湾・漁港の防波堤の被害は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、防波堤延長10,000mに対して、被災防波堤延長2,800mとなっている。

港湾・漁港の防波堤の想定結果

想定地震	防波堤延長 (m)	被災防波堤延長 (m)
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	10,000	2,800
種子島東方沖	10,000	240
トカラ列島太平洋沖	10,000	150

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(5) 空港

鹿児島県には、鹿児島空港、種子島空港、屋久島空港、奄美空港、喜界空港、徳之島空港、沖永良部空港、与論空港の8つの空港がある。

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、西之表市に關係する種子島空港の被害は、「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」とともに空港敷地内の「浸水なし」、滑走路の液状化可能性「対象層なし」、空港の機能に「支障なし」となっており、空港閉鎖になる可能性はない。

空港(種子島空港)の想定結果

想定地震	空港敷地内 浸水状況 ^{※1}		施設機能 支障 ^{※2}		滑走路機能 支障 ^{※3}	機能支障 状況
	浸水深 (最大) (m)	浸水 範囲	震度 (最大)	施設の耐 震化状況		
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	浸水なし		4		対象層なし	支障なし
種子島東方沖	浸水なし		6弱		対象層なし	支障なし
トカラ列島太平洋沖	浸水なし		5強		対象層なし	支障なし

※1:津波により空港建物や滑走路等が浸水すると想定される空港では、漂流物や土砂の漂着、漂流物による施設の破損などにより、閉鎖する可能性がある。

※2: 震度6以上、かつ建物(旅客ターミナルビル、管制塔等)の耐震化が行われていない空港では、施設が倒壊するおそれがあるため、施設機能支障により閉鎖する可能性がある。

※3: 液状化の可能性が高い空港では、滑走路機能支障により、閉鎖する可能性がある。

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

7 生活への影響の想定

(1) 避難者

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、避難者数は季節・時刻によつて異なつており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

「南海トラフ西側ケース」では、夏・昼12時の避難者数が最も多く、被災1日後で890人、被災1週間後で530人、被災1か月後で840人となっている。

避難者の想定結果

(冬・深夜)

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者			避難者		
		避難所	避難所外		避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	610	410	200	370	330	40
種子島東方沖	530	340	190	1,300	690	580
トカラ列島太平洋沖	220	150	70	120	100	20

想定地震	被災1か月後		
	避難者		
		避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	580	170	410
種子島東方沖	650	190	450
トカラ列島太平洋沖	210	60	150

第1章 総 則
第5節 災害の想定

(夏・昼12時)

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	890	590	300	530	480	50
種子島東方沖	810	530	290	1,400	800	610
トカラ列島太平洋沖	540	360	180	260	230	30
想定地震	被災1か月後					
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	840	250	590	500	350	50
種子島東方沖	870	260	610	500	350	50
トカラ列島太平洋沖	500	150	350	200	180	30

(冬・夕18時)

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	780	520	260	470	420	50
種子島東方沖	700	450	250	1,400	760	600
トカラ列島太平洋沖	410	270	140	200	180	30
想定地震	被災1か月後					
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	740	220	520	500	350	50
種子島東方沖	780	230	550	500	350	50
トカラ列島太平洋沖	380	110	270	200	180	30

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 帰宅困難者

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、外出者数6,500人に対して、帰宅困難者は170人となっている。

帰宅困難者の想定結果

外出者（就業者・通学者）数	帰宅困難者数
6,500	170

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(3) 物資需要量

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、物資需要量は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、夏・昼12時の物資需要量が最も多く、被災1日後で食糧1,900食、飲料水21,900ℓ、毛布1,100枚、被災1週間後で食糧2,900食、飲料水21,900ℓ、毛布1,600枚、被災1か月後で食糧940食、飲料水750ℓ、毛布520枚となっている。

物資需要量の想定結果

(冬・深夜)

想定地震	被災1日後			被災1週間後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
南海トラフ 西側ケース (津波： CASE11)	1,500	650	820	1,200	640	660
種子島東方沖	1,200	21,900	680	2,500	11,200	1,400
トカラ列島太 平洋沖	530	510	300	360	300	200

想定地震	被災1か月後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
南海トラフ 西側ケース (津波：CASE11)	630	640	350
種子島東方沖	700	750	390
トカラ列島太平洋沖	220	150	120

第1章 総 則
第5節 災害の想定

(夏・昼12時)

想定地震	被災 1 日後			被災 1 週間後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	2,100	650	1,200	1,700	640	960
種子島東方沖	1,900	21,900	1,100	2,900	11,200	1,600
トカラ列島太平洋沖	1,300	510	710	830	300	460
想定地震	被災 1か月後					
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)			
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	910	640	510			
種子島東方沖	940	750	520			
トカラ列島太平洋沖	540	150	300			

(冬・夕18時)

想定地震	被災 1 日後			被災 1 週間後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	1,900	650	1,000	1,500	640	840
種子島東方沖	1,600	21,900	910	2,700	11,200	1,500
トカラ列島太平洋沖	990	510	550	640	300	360
想定地震	被災 1か月後					
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)			
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	800	640	440			
種子島東方沖	840	750	470			
トカラ列島太平洋沖	410	150	230			

資料: 平成24~25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

8 災害廃棄物の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、災害廃棄物は「南海トラフ西側ケース」が最も多く、災害廃棄物はわずか、津波堆積物は10～20万トン、10～20万m³となっている。

災害廃棄物の想定結果

想定地震	災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万m ³ ）		
	災害 廃棄物	津波 堆積物	計	災害 廃棄物	津波 堆積物	計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	10～20	10～30	—	10～20	10～20
種子島東方沖	—	10～20	10～20	—	10～10	10～10
トカラ列島太平洋沖	—	10～10	10～10	—	10～10	10～10

※「-」:わずか(5未満)

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

9 その他の想定

(1) エレベーター閉じ込め者数

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、エレベーター閉じ込め者数は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「種子島東方沖」が最も多い。

「種子島東方沖」では、冬・夕 18 時のエレベーター閉じ込め者数が最も多く、住宅でわずかとなっている。

「南海トラフ西側ケース」と「トカラ列島太平洋沖」はともに被害がでない結果となっている。

エレベーター閉じ込め者数の想定結果

(冬・深夜)

想定地震	閉じ込めにつながる エレベーター停止建物棟数 (棟)			閉じ込めにつながる エレベーター停止台数 (台)		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース (津波 : CASE11)	0	0	0	0	0	0
種子島東方沖	—	0	—	—	—	—
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	0	0	0

想定地震	エレベーター閉じ込め者数 (人)		
	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース (津波 : CASE11)	0	0	0
種子島東方沖	0	0	0
トカラ列島太平洋沖	0	0	0

第1章 総 則
第5節 災害の想定

(夏・昼12時)

想定地震	閉じ込めにつながる エレベーター停止建物棟数 (棟)			閉じ込めにつながる エレベーター停止台数 (台)		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	0	0	0
種子島東方沖	—	0	—	—	—	—
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	0	0	0
想定地震	エレベーター閉じ込め者数 (人)					
	事務所	住宅	合計			
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0			
種子島東方沖	0	0	—			
トカラ列島太平洋沖	0	0	0			

(冬・夕18時)

想定地震	閉じ込めにつながる エレベーター停止建物棟数 (棟)			閉じ込めにつながる エレベーター停止台数 (台)		
	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0	0	0	0
種子島東方沖	—	0	—	—	—	—
トカラ列島太平洋沖	0	0	0	0	0	0
想定地震	エレベーター閉じ込め者数 (人)					
	事務所	住宅	合計			
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	0	0	0			
種子島東方沖	0	—	—			
トカラ列島太平洋沖	0	0	0			

※ 「—」: わずか

資料: 平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

(2) 孤立する可能性がある集落数

「平成 24～25 年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、孤立する可能性がある集落数は「南海トラフ西側ケース」、「種子島東方沖」、「トカラ列島太平洋沖」とともに、孤立に至る条件に該当する集落数 2 に対して、0 となっている。

孤立する可能性がある集落数

想定地震	農業集落		漁業集落	
	孤立に至る 条件に該当する 集落数	孤立する 可能性がある 集落数	孤立に至る 条件に該当する 集落数	孤立する 可能性がある 集落数
南海トラフ 西側ケース (津波 : CASE11)	2	0	2	0
種子島東方沖	2	0	2	0
トカラ列島太平洋沖	2	0	2	0

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

10 被害額の想定

「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、被害額は季節・時刻によって異なっており、季節・時刻のどのシーンも「南海トラフ西側ケース」が最も多く、被害額合計600億円となっている。

項目別の被害額では、建物、資産、道路は「種子島東方沖」、港湾・漁港、その他の公共土木施設、土地、災害廃棄物は「南海トラフ西側ケース」が最も多い。

被害額の想定

(冬・深夜) (単位: 億円)

想定地震	建物	資産	ライフライン			交通			合 計
想定地震	上水道	下水道	電力	通信 (電話)	ガス	道路	鉄道	港湾 漁港	
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	170	50	—	—	0	—	0	220	90
種子島東方沖	260	80	—	—	0	10	0	80	30
トカラ列島太平洋沖	50	10	—	—	0	—	0	10	10
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	—	—	0	—	0	220	90
種子島東方沖	—	0	—	—	0	—	0	80	30
トカラ列島太平洋沖	—	0	—	—	0	—	0	10	10
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	—	—	0	—	0	220	90
種子島東方沖	10	0	—	—	0	10	0	80	30
トカラ列島太平洋沖	—	0	—	—	0	—	0	10	10
想定地震	土地	災害 廃棄物	合 計	600	490	110	合 計	600	490
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	20	50							
種子島東方沖	—	30							
トカラ列島太平洋沖	—	20							

(夏・昼12時) (冬・夕18時) (単位: 億円)

想定地震		建物	資産		
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)		170	50		
種子島東方沖		260	80		
トカラ列島太平洋 沖		50	10		
想定地震	ライフライン				
	上水道	下水道	電力	通信 (電話)	ガス
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	—	—	0
種子島東方沖	—	0	—	—	0
トカラ列島太平洋沖	—	0	—	—	0
想定地震	交通				
	道路	鉄道	港湾 漁港	他の 公共土木施設	
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	—	0	220	90	
種子島東方沖	10	0	80	30	
トカラ列島太平洋 沖	—	0	10	10	
想定地震	土地	災害 廃棄物		合 計	
	農地				
南海トラフ 西側ケース (津波: CASE11)	20	50		600	
種子島東方沖	—	30		500	
トカラ列島太平洋 沖	—	20		110	

※単位: 億円

資料: 平成24~25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

11 想定地震による被害想定

3つの想定地震における西之表市の被害想定をまとめたものが下表である。

西之表市の被害想定

被 害 想 定 項 目		南海トラフ 西側ケース 津波 : CASE11	種子島東方沖	トカラ列島 太平洋沖
1.地震動	最大震度	5 弱	6 強	5 強
2.津波	最大津波高	10.11 T.P.m	5.54 T.P.m	4.65 T.P.m
3.建物被害	建物全壊・焼失棟数 (冬・深夜)	520	300	90
	(夏・昼 12 時)	520	310	90
	(冬・夕 18 時)	520	310	90
	建物半壊棟数	580	2,100	270
4.落下物等	ブロック塀等倒壊件数	0	820	20
	自動販売機の転倒台数	0	—	0
	屋外落下物が発生する建物棟数	0	10	0
5.人的被害	死者数 (早期避難率低) (冬・深夜)	70	20	—
	(夏・昼 12 時)	100	30	20
	(冬・夕 18 時)	90	30	20
	負傷者数 (早期避難率低) (冬・深夜)	30	210	20
	(夏・昼 12 時)	30	140	30
	(冬・夕 18 時)	30	160	20
	重傷者数 (早期避難率低) (冬・深夜)	10	120	10
	(夏・昼 12 時)	10	70	10
	(冬・夕 18 時)	10	90	10
	揺れによる建物被害に伴う要救助者数	0	—	0
	津波被害に伴う要捜索者数 (冬・深夜)	100	30	20
	(夏・昼 12 時)	130	50	50
	(冬・夕 18 時)	120	50	40

被 告 想 定 項 目		南海トラフ 西側ケース 津波: CASE11	種子島東方沖	トカラ列島 太平洋沖
5. ライフライン	上水道 (被災直後) 断水人口 断水率	230 1	8,100 50	190 1
	下水道 (被災直後) 断水人口断水率			
	電力 停電軒数 (被災直後)	160	40	30
	通信 固定電話 (被災直後) 不通回線数 不通回線率	180 3	50 1	30 1
	通信 携帯電話 (被災直後) 停波基地局率 不通ランク	5 —	1 —	1 —
	ガス 供給停止戸数			
	道路 被害箇所 津波浸水域 津波浸水外	— —	— 30	— 10
6. 交通施設	鉄道 被害箇所 新幹線 在来線等			
	港湾・漁港 (岸壁被害数) (その他係留施設被害数)	— —	— 30	— —
	港湾・漁港 被災防波堤 延長	2,800	240	150
	空港 (鹿児島空港) 空港敷地内浸水 滑走路機能支障(液状化) 機能支障状況	浸水なし 対象層なし 支障なし	浸水なし 対象層なし 支障なし	浸水なし 対象層なし 支障なし

被 告 想 定 項 目		南海トラフ 西側ケース 津波: CASE11	種子島東方沖	トカラ列島 太平洋沖
7.生活への影響	避 難 者 数	(冬・深夜)		
		(被災1日後)	610	530
		(被災1週間後)	370	1,300
		(被災1か月後)	580	650
		(夏・昼12時)		
	物 資 需 要 量	(被災1日後)	890	810
		(被災1週間後)	530	1,400
		(被災1か月後)	840	870
	(冬・夕18時)	(被災1日後)	780	700
		(被災1週間後)	470	1,400
		(被災1か月後)	740	780
	帰宅困難者数		170	170
8.災害廃棄物	物 資 需 要 量	(冬・深夜、被災1日後)		
		食糧(食)	1,500	1,200
		飲料水(ℓ)	650	21,900
		毛布(枚)	820	680
	(夏・昼12時、被災1日後)	(被災1日後)		
		食糧(食)	2,100	1,900
		飲料水(ℓ)	650	21,900
	(冬・夕18時、被災1日後)	毛布(枚)	1,200	1,100
		(被災1日後)		
		食糧(食)	1,900	1,600
	9.その他	飲料水(ℓ)	650	21,900
		毛布(枚)	1,000	910
10.被害額	災害廃棄物(万トン)	10~30	10~20	10~10
9.その他	エレベーター閉じ込め者数			
	(冬・深夜)	0	0	0
	(夏・昼12時)	0	—	0
	(冬・夕18時)	0	—	0
10.被害額	孤立する可能性がある集落数	0	0	0
	被害額(億円)(冬・深夜)	600	490	110
	(夏・昼12時)	600	500	110
	(冬・夕18時)	600	500	110

※「-」:わずか(5未満、5%未満)

資料:平成24~25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第6節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県においては、東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめている。

第2 減災目標

- ・ 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・ 津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・ 「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。
- ・ 離島という本市の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 市、県、関係機関、市民等が一体となって取り組む。

第2章 地震・津波災害予防計画

第1節 津波災害予防の基本的な考え方

市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防衛」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

市及び県は、津波の想定に当たって、は古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

市及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

第2節 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るために、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本節では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1 津波に強いまちづくり

[総務課・建設課]

1 津波に強いまちの形成

- (1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 市及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、整合的な施設整備に努める。
- (3) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 市及び県は地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
- また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (5) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。
- また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (7) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (8) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する

る事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

- (9) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (10) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (11) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (12) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
- (13) 市及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (14) 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と港湾・空港のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (15) 市及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

※ 津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命、身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。国土交通大臣が定める基本方針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、県知事が指定する。

2 避難関連施設の整備

[総務課]

- (1) 市は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によつてはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 市等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、

停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

(5) 市及び県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

3 建築物の安全化

- (1) 市、県及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

[建設課]

1 海岸保全施設の整備方策

市及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

市及び県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波危険の把握

[総務課・建設課]

市は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 避難場所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

[総務課]

1 避難の指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示を発令するとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に周知できるよう、市防災情報システム（屋外放送等）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第4節 第2「通信・広報体制の整備」参照）

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波の来襲が想定される区域について、市は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の（率先避難対象地域）自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難場所等を広く指定・確保しておく。

また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高等の配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

（避難体制の整備方法は、第4節 第5「避難体制の整備」参照）

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

[総務課]

1 各種広報媒体を活用した津波広報

市及び県は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、動画等の多種多様な広報媒体を活用し、県民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

（防災意識啓発の推進方策は、第5節 第1「防災知識の普及・啓発」参照）

2 津波災害に関する意識啓発

現在の市の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、市民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

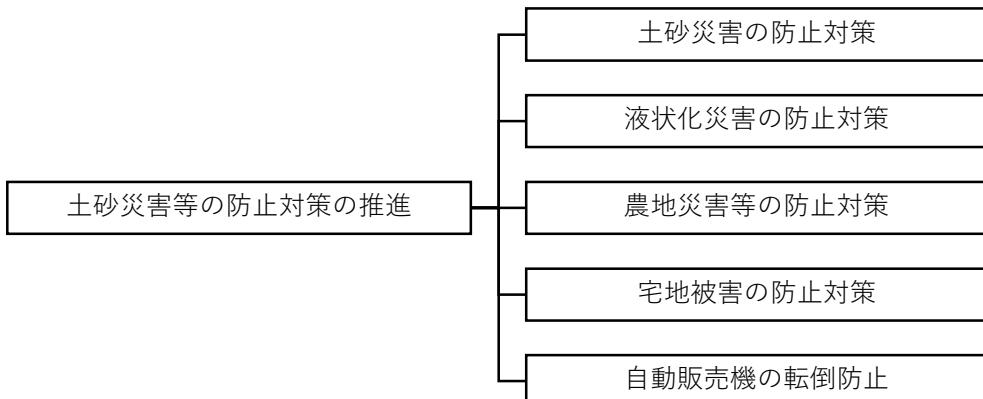
津波災害の危険性の高い本市は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第3節 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るために、各防災事業を推進し、被害の未然での防止や、被害のおよぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本節では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1 土砂災害等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の地震災害の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、地震・津波災害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。



1 土砂災害の防止対策

一般災害対策編 第2章 第1節 第1 「1 土砂災害等の防止対策」に準ずる。

2 液状化災害の防止対策

[建設課、水道課]

(1) 法令遵守の指導

市及び県は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

(2) 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、市及び県は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

ア 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

イ 構造的対策の推進

市・県等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

(3) 液状化対策手法の周知

市及び県は、これまで、液状化対策に関し市民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応法等についても、市民や関係方面への周知に努める。

3 農地災害等の防止対策

[農林水産課]

市は県と連携を図りながら、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、必要に応じて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、市及び県は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

4 宅地被害の防止対策

[建設課]

市及び県は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、市民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のため啓発等に努める。

大規模盛土造成地を有する本市は、大規模盛土造成地の位置等を示した大規模盛土造成地マップを令和2年3月に公表しており、当該地の優先度評価や安全性把握調査の実施に努める。

また、市は、液状化ハザードマップの作成及び公表に努める。

5 自動販売機の転倒防止

[関係事業者]

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

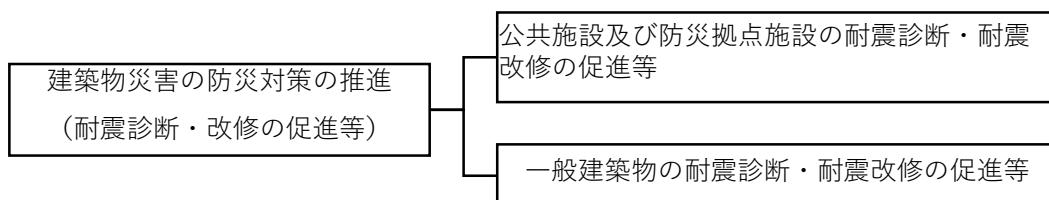
第2 防災構造化の推進

一般災害対策編第2章第1節第3「防災構造化の推進」に準ずる。

第3 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

〔建設課・財産監理課・教育委員会〕

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき定める「西之表市建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。



1 公共施設及び防災拠点施設の耐震診断・耐震改修の促進等

（1）公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

市及び県の庁舎や消防、警察、学校、公民館及び医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市及び県は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図ることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、市及び県は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

（2）液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市及び県は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

(1) 市民等への意識啓発

市及び県は、市民に対し、以下の意識啓発を実施する。

ア 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

ウ 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建築物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

エ がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

オ 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

カ 一般に対する指導啓発内容

(ア) 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

(イ) 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

(ウ) がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

(エ) コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

(2) 特殊建築物等の安全性の確保

ア 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

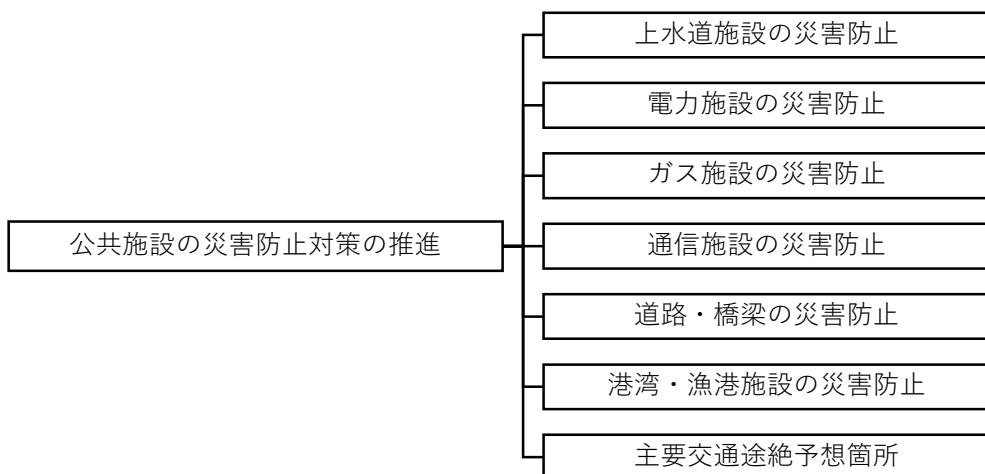
イ 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施。)において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第4 公共施設の災害防止対策の推進

上水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、適確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。



1 上水道施設の災害防止

[水道課]

(1) 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、上水道事業者は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、次の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進する。

- ア 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- イ 耐震性の低い老朽管から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- ウ 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- エ 净水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の推進
- オ 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- カ 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- キ 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- ク 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- ケ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

(2) 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

2 電力施設の災害防止

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、電力施設の災害防止の措置を講ずる。

『鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編 第2部 第1章 第4節 第3「電力施設の災害防止」参考』

3 ガス施設の災害防止

ガス事業者は、鹿児島県地域防災計画に基づき、ガス施設の災害防止の措置を講ずる。

『鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編 第2部 第1章 第4節 第4 ガス施設の災害防止参考』

4 通信施設の災害防止

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、鹿児島県地域防災計画に基づき、通信施設の災害防止の措置を講ずる。

『鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編 第2部 第1章 第4節 第5「通信施設の災害防止」参考』

5 道路・橋梁の災害防止

[建設課・農林水産課]

(1) 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、市は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

ア 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

イ 所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

ウ 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、市は、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

(3) 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

ア 災害に備えた道路啓開体制

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

イ 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な路線の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

（4）道路啓開用資機材の整備

市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

6 港湾・漁港施設の災害防止

〔建設課・関係機関〕

（1）拠点港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、震災時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

（2）港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たす。

このため、港湾・漁港管理者は、重要港湾である西之表港や漁港及び生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の施設整備及び既存施設の老朽化対策に努め、耐震化など防災・減災対策を進めるとともに、物流の拠点、災害時の物資輸送拠点等としての機能の拡充・確保に努める。

〔資料編 6-1 港湾の状況、6-2 漁港の状況、6-3 西之表市内 港湾等係留施設諸元〕

7 主要交通途絶予想箇所

〔建設課・農林水産課・関係機関〕

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管において表示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。（主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照）

〔資料編 3-12 落石危険箇所、3-13 災害時の道路状況〕

第5 総合防災力の強化に関する対策

〔関係課〕

1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、市全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2 代替エネルギーの事前確保

市は、市庁舎や避難所等、災害時の活動拠点となる施設の自立・分散型電源の導入について検討する。先行的な施設として、市庁舎、保健センター「すこやか」・国上小学校体育館・住吉小学校体育館の指定避難所、西京苑の下水処理施設について、非常用発電設備の設置や太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用システムや蓄電システム導入検討等を進めていく。

3 防災拠点施設の整備

防災拠点中央公民館（市民会館）の整備概要

防災拠点施設である市庁舎の北側に隣接する中央公民館（市民会館）は、災害時の避難所となり平常時は、利用者が年間3万人を超える本市の集会機能拠点であるが、老朽化が著しく、高齢率の高い利用者に有効活用を図るためは不具合が多い。

避難所における生活環境の整備について万全を期するため、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策や生活面を考慮したバリアフリー化、エレベーターの設置を図り、身障者用トイレ、防災倉庫の整備などによる防災機能を加えた拠点施設を平成27年度に整備するともに、非常用自家発電機等による停電時の電源を確保し、避難生活に必要な防災資機材の整備や物資等の備蓄に努める。

第6 危険物施設の保安監督・指導

〔西之表消防署〕

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

1 危険物災害の防止

市及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 ガス施設の災害防止

ガス事業者は、鹿児島県地域防災計画に基づき、ガス施設の災害防止の措置を講ずる。

「鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編 第2部 第1章 第5節 第2「高圧ガス施設の災害防止」参考」

第7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

[関係課]

県は、第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）に引き続き、第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を、県下全域において重点的・計画的に推進する。

市は県と連携し、地震防災対策特別措置法に基づく、次に掲げる施設等のうち地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 第7号から第9号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 海岸保全施設又は河川管理施設
- 12 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地域防災拠点施設
- 14 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第8 津波防災研究等の推進

〔建設課、総務課〕

市、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本節では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1 防災組織の整備

地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊。火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

その他の項目は、一般災害対策編 第2章 第2節 第1「防災組織の整備」に準ずる。

第2 通信・広報体制（機器等）の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第2「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第3 地震・津波等観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

1 津波観測体制の整備

[鹿児島地方気象台、総務課]

（1）鹿児島地方気象台における津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震・津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

ア 観測施設の整備充実

- 県下及びその周辺域の地震活動等及び津波や津波をもたらす地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。
- イ 気象庁が発表する津波警報等、津波や地震に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。
- ウ 津波や地震関係資料のデータベース化の構築
災害発生時等において、津波警報等津波や地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の津波や地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。
(潮位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照)

2 地震・津波等観測体制の整備

市、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、市及び県は、迅速な緊急地震速報や津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

3 気象情報自動伝達システムの活用

[総務課]

市は、県により地震・津波情報等が自動的に、市や消防本部に防災情報ネットワークで送信される気象情報自動伝達システムを活用し、地震・津波等の災害発生時の、警戒体制の確立に努める。

また、市は、気象情報自動伝達システムにより得られた地震・津波情報等を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

4 震度情報ネットワークシステムの活用

[総務課]

市、消防庁、県をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

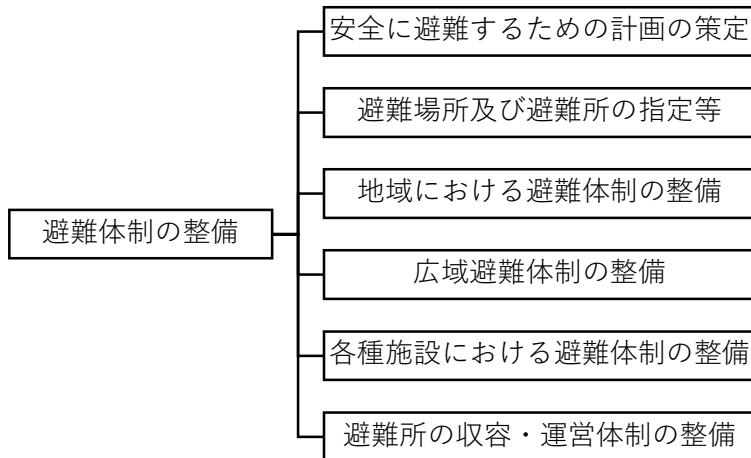
第4 消防体制の整備

「一般災害対策編 第2章 第2節 第4「消防体制の整備」に準ずる。

第5 避難体制の整備

地震時の延焼火災の拡大等や津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時及び地震災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。



1 安全に避難するための計画の策定

[総務課・福祉事務所・健康保険課・高齢者支援課・関係機関]

(1) 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される本市においては、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

津波避難計画の策定にあたっては、国のマニュアルや鹿児島県津波避難計画策定指針等を参考とする。

ア 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。

イ 津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、N P O 法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。

ウ 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。

エ 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。

オ 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。

(ア) 津波浸水予想地域、津波到達時間

(イ) 避難対象地域

(ウ) 避難先（避難目標地点、避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）

(エ) 避難困難地域

(オ) 初動体制

(カ) 津波情報の収集・伝達

(キ) 高齢者等避難・避難指示の発令

- (ク) 津波防災教育・啓発
- (ケ) 津波避難訓練の実施
- (コ) その他留意点

(参考：鹿児島県地域防災計画 資料編「付録1 鹿児島県津波避難計画策定指針」)

(2) 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

(3) 避難誘導体制

ア 市及び県は、消防職員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

イ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O 法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

ウ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 市及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難場所及び避難所の指定等

[総務課・福祉事務所・教育委員会・関係機関]

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うこと

が可能な管理体制を有するものを指定する。

イ 指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内的一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となつた際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(2) 指定避難所の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第5 1 「避難場所及び避難所の指定等」 (3)「指定緊急避難所・指定避難所の整備」に準ずる。

(3) 避難所における備蓄等の推進

一般災害対策編 第2章 第2節 第5 1 「避難場所及び避難所の指定等」 (3)「避難所における備蓄等の推進」に準ずる。

3 地域における避難体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第5 2 「地域における避難体制の整備」に準ずる。

4 広域避難体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第5 避難体制の整備 3 「広域避難体制の整備」に準ずる。

5 各種施設における避難体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第5 避難体制の整備 4 「各種施設における避難体制の整備」に準ずる。

6 避難所の収容・運営体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第5 避難体制の整備 5「避難所の収容・運営体制の整備」に準ずる。

第6 救助・救急体制の整備

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

一般災害対策編 第2章 第2節 第6「救助・救急体制」の整備に準ずる。

第7 交通確保体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第7「交通確保体制の整備」に準ずる。

第8 輸送体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第8「輸送体制の整備」に準ずる。

第9 医療体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第9「医療体制の整備」に準ずる。

第10 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第10「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第11 複合災害対策体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第11「複合災害対策体制の整備」に準ずる。

第5節 市民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本節では、このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

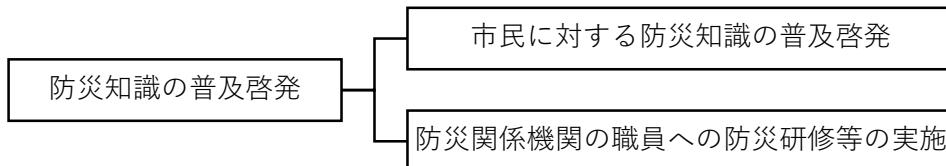
第1 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



1 市民に対する防災知識の普及啓発

[総務課・防災関係機関]

(1) 基本的な考え方

ア 市及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 市及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

(ア) 避難行動に関する知識

- a 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 避難に当たっては徒步によることを原則とすること
- c 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

- d 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- e 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自ら置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- f 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど

(イ) 津波の特性や津波に関する知識

- a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- b 第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- c 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火など火山起因の津波の発生の可能性など

(ウ) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

(エ) 津波警報等の発表時や避難指示の発令時にとるべき行動

(オ) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

(カ) 津波に関する想定・予測の不確実性

- a 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- b 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど

(キ) 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

(2) 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

一般災害対策編 第2章 第3節 第1 1 市民に対する防災知識の普及啓発 (2)「市民への防災広報等による防災知識の普及啓発」に準ずる。

(3) 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

一般災害対策編 第2章 第3節 第1 1 市民に対する防災知識の普及啓発 (3)「学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発」に準ずる。

(4) 災害教訓の伝承

一般災害対策編 第2章 第3節 第1 1 市民に対する防災知識の普及啓発 (3)「災害教訓の伝承」に準ずる。

2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

一般災害対策編 第2章 第3節 第1 2 「防災関係機関の職員への防災研修等の実施」に準ずる。

第2 防災訓練の効果的実施

[総務課・関係課・防災関係機関]

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

1 防災訓練の目標・内容の設定

一般災害対策編 第2章 第3節 第2 1 「防災訓練の目標・内容の設定」に準ずるほか、訓練の内容に、緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動訓練を考慮する。

2 訓練の企画・準備

一般災害対策編 第2章 第3節 第2 2 「訓練の企画・準備」に準ずる。

3 訓練の方法

一般災害対策編 第2章 第3節 第2 3 「訓練の方法」に準ずるほか、防災訓練にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにして実施する。

4 訓練結果の評価・総括

一般災害対策編 第2章 第3節 第2 4 「訓練結果の評価・総括」に準ずる。

第3 自主防災組織の育成強化

一般災害対策編 第2章 第3節 第3 「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策編 第2章 第3節 第4 「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に準ずる。

第5 防災ボランティアの育成強化

一般災害対策編 第2章 第3節 第5 「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第6 企業防災の促進

一般災害対策編 第2章 第3節 第6「企業防災の促進」に準ずる。

第7 要配慮者の安全確保

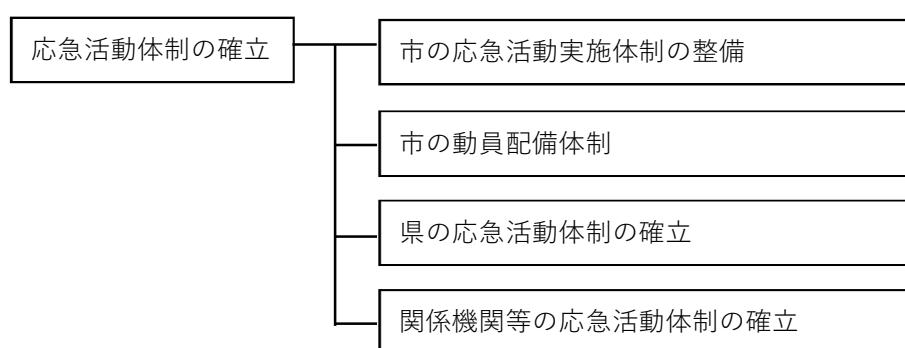
一般災害対策編 第2章 第3節 第7「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第3章 地震・津波災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本節では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。



1 市の応急活動体制

地震・津波災害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、地震情報や津波警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

（1）市の応急活動実施体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第1 1 「市の応急活動実施体制の整備」に準ずる。

2 市の動員配備体制

市は、地震・津波災害等の災害が発生した場合、防災関係機関と連携・協力し、応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

（1）情報連絡体制の確立

市内に震度4の地震が発生したとき、津波注意報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

- ア 市内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、これ以下の地震若しくは津波により災害が発生したとき、津波警報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。
- イ 本部に本部長・副本部長及び本部員を置き、本部長は副市長、副本部長は総務課長、本部員は防災安全係長をもって充てる。
- ウ 本部に災害警戒要員を置き、総務課の職員をもって充てる。

«資料編 1-5 西之表市災害警戒本部設置要綱»

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

- ア 市長は次の基準により災害対策本部を設置する。
- (ア) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震、若しくは津波が発生し、市内全域にわたり大きな被害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策の実施を必要とするとき。
- (ウ) 市に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- イ 本部長は、市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。
- ウ 市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに熊毛支庁（県）・関係機関・住民等に対し、次により通知公表するものとする。

通知又は公表先	担当部班	通知又は公表の方法
各 対 策 部	総務対策部人事班	府内放送、電話、その他迅速な方法
危機管理防災課	総務対策部本部総務班	電話、FAX、その他迅速な方法
熊 毛 支 庁	〃	〃
鹿児島地方気象台	〃	〃
種 子 島 警 察 署	〃	〃
消 防 本 部	〃	〃
種 子 屋 久 農 協	〃	〃
種 子 島 漁 協	〃	〃
一 般 住 民	総務対策部広報班	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法

エ 市現地災害対策本部の設置又は廃止

一般災害対策編 第3章 第1節 第1 1 (2)「災害対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

オ 現地対策合同本部の設置

一般災害対策編 第3章 第1節 第1 1 (2)「災害対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

(4) 市災害対策本部の組織

一般災害対策編 第3章 第1節 第1 1 (3)「市災害対策本部の組織」に準ずる。

(5) 職員の配備体制

市は、地震・津波災害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

ア 配備区分の決定

市長は、西之表市災害対策本部規程の定めるところにより災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その掌握する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

イ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で放送される気象情報により、島内における震度5弱以上の地震の発生や津波警報等の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは、地震・津波時の職員参集・配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所に参集するよう努める。

(イ) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、地震・津波時の職員参集・配備基準に照らして、災害対策本部体制の第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

«地震・津波時の職員参集・配備基準»

体制	配備基準	職員配備
情報連絡体制 〔体制レベル1〕 体制長：総務課長	1 本市周辺で震度4の地震が発生した場合 2 本市に津波注意報が発表された場合 ※災害警戒本部を設置するに至らないとき	小規模地震や津波等への警戒を行いうため、県や関係機関との情報連絡に努める 総務課・・・2名以上 (所属長が必要と認める人数)
災害警戒本部 〔体制レベル2〕 本部長：副市長 副本部長：総務課長	1 本市周辺で震度5弱又は5強の地震が発生した場合、これ以下の地震若しくは津波により災害が発生した場合 2 市に津波警報が発表された場合	災害警戒本部を設置し、本部長(副本部長)が指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る 災害警戒要員(総務課)3名以上 (本部長が必要と認める人数)
災害対策本部 〔体制レベル3〕 本部長：市長 副本部長：副市長 教育長	第1配備 〔体制レベル3-1〕 1 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部長が必要と認める場合 2 市に特別警報(大津波警報)が発表された場合	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 特に関係のある課の少数人数で情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。 災害対策配備第1配備 (本部長が必要と認める人数)
	第2配備 〔体制レベル3-2〕 ・ 本市周辺で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 本市周辺で震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、市全域にわたり相当な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部等が必要と認めるとき	職員の約半数にて、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 災害対策配備第2配備 (本部長が必要と認める人数)
	第3配備 〔体制レベル3-3〕 ・ 本市周辺で震度6強以上の地震が発生した場合 ・ 本市周辺で震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、市全域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で災害対策本部等が必要と認めるとき	市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 全対策部(全員)

※ 南海トラフ臨時情報の発表時における職員参集・配備基準等については、地震・津波災害対策編第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定める。

3 県の応急活動体制の確立

一般災害対策編 第3章 第1節 第1 2 「県の応急活動体制の確立」に準ずる。

4 関係機関等の応急活動体制の確立

一般災害対策編 第3章 第1節 第1 3 「関係機関等の応急活動体制の確立」に準ずる。

第2 情報伝達体制の確立

一般災害対策編 第3章 第1節 第2 「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編 第3章 第1節 第3 「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4 広域応援体制

一般災害対策編 第3章 第1節 第4 「広域応援体制」に準ずる。

第5 自衛隊の災害派遣

一般災害対策編 第3章 第1節 第5 「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第6 技術者、技能者及び労働者の確保

一般災害対策編 第3章 第1節 第6 「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7 ボランティアとの連携等

一般災害対策編 第3章 第1節 第7 「ボランティアとの連携等」に準ずる。

第2節 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本節では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1 津波警報等、地震及び津波情報等の収集・伝達

地震・津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等、津波情報及び地震情報等は基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

[総務課・西之表消防署]

（1）緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）経由による市防災情報システム（防災ラジオ・屋外拡声子局等）等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（2）地震情報

気象庁が発表する地震情報を表3-2-1に示す。

表3-2-1 地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表3-2-2 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表3-2-3 津波情報の種類と発表内容

情報の種類		内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表。 [発表される津波の高さの値は、表3-2-2(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。 (※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表3-2-4 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ \leq 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ \geq 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表3-2-5 最大波の観測値及び推定値の発表内容

(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ \leq 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ \leq 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表3-2-6 津波予報の発表基準と発表内容

情報の種類	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は表3-2-7のとおりである。

表3-2-7 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県(西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県(奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市、姶良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

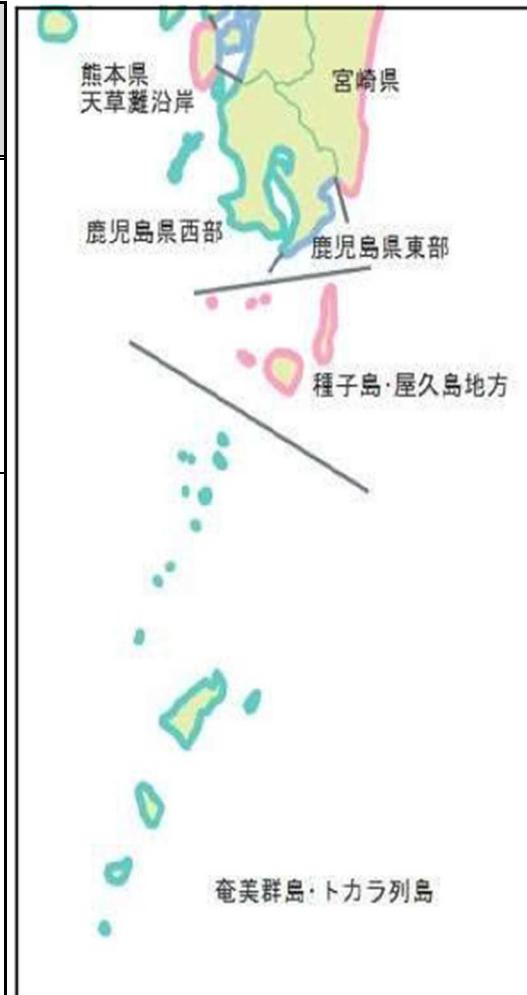


図3-2-1 鹿児島県の津波予報区地図

(6) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は表3-2-8のとおり。

表3-2-8 南海トラフ地震に関する情報の情報名及び情報発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 次の4つのキーワードが付記され発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

気象庁 震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計がおかれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。
- また、中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは震度○相当と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。  
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。    
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。   
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるもののがさらに多くなる。  

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

(注1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(注2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(注3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水・停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合せ、速度規制・通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が增幅され、継続時間も長くなることがある。

2 地震・津波情報等の受信・伝達

一般災害対策編 第3章 第2節 第1 2 「気象警報等の受信・伝達」に準ずる。

3 津波等に対する自衛措置伝達

[総務課、教育委員会、地域支援課]

地震発生時における市民の心得及び避難所の周知は、平素からあらゆる機会をとらえて市民に徹底させ、被害の軽減を図るものとする。

津波については、個人の行動が重要となるため、津波の危険性や津波災害の特徴、津波警報・注意報、避難指示等の伝達方法、津波に対する心得や避難行動を掲載したパンフレット、ハザードマップ、広報紙、防災に関する研修及びホームページの活用等により、日頃から地震・津波に対する知識の普及に努める。

（1）津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要を認めるときは、以下のように対応する。また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

ア 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

イ 市の対応

市は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

表3-2-9 津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示等の基準（例示）

	基 準	対 応
津波危険地域に対する避難の指示	<p>避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。</p> <p>（1）大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合</p> <p>（2）停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p>大津波警報・津波警報では率先避難対象地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難指示）</p> <p>※津波注意報では避難指示の対象となる地域は海岸（海辺）全域とする。</p>

（2）津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、市は、津波警報等を的確に把握するとともに、安全に十分に配慮しつつ海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒する。特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

ア 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。

この場合の海面監視は、高台等安全な場所で監視者の安全を配慮しつつ実施する。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

イ 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

なお、停電の場合及び避難先での情報入手のため、携帯ラジオを用意するなど対策を講じておくものとする。※削除なし

(3) 自主防災組織の強化

地震や津波が発生するといろいろな悪条件が重なり、防災関係機関の活動能力は著しく低下する。その際に住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護避難等を行うことが不可欠となり、地域住民の団結した組織的な行動がどうしても必要であり、地震災害に備え強化を図るものとする。

第2 災害情報・被害情報の収集・伝達

一般災害対策編 第3章 第2節 第2「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる他、次について対策を行う。

1 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化**(1) 市における報告情報の集約**

市災害対策本部において、報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

(2) 市から国・県への報告

県は、震度4以上を把握した市町村から被害概況に関する報告を受ける。

災害の規模の把握のための市から国・県等への報告は以下を目標に行う。

ア 第1報（収集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

（ア）勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

（イ）勤務時間内（津波等発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

津波等の発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、市は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

津波等の発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

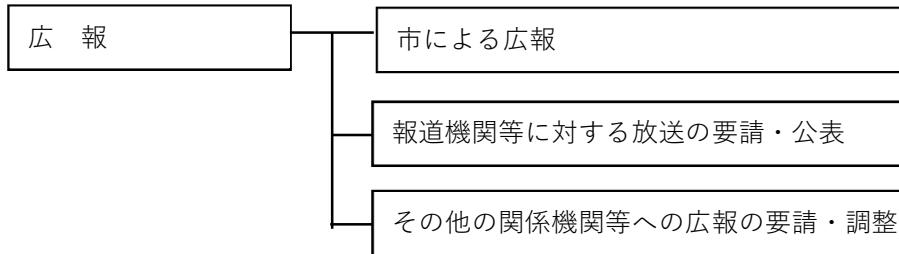
エ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

第3 広報

〔総務課〕

地震・津波災害に際して、津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



1 市による広報

(1) 市における広報担当及び他課との連絡

- ア 市における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、総務課及び総務対策部広報班が行う。
- イ 各課において広報を必要とする事項は、すべて総務課及び総務対策部広報班に連絡するものとする。

(2) 広報の内容

地震・津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、津波警報等、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

ア 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導）、避難の指示

総務課及び総務対策部広報班は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

イ 地震発生直後及び津波警報等発表後の広報

市及び県は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ津波時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

（ア）出火防止、初期消火の喚起・指示

（イ）倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

（ウ）隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

（エ）転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

ウ 津波警報等発表後、事態が落ちついた段階での広報

市及び県（広報課）は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

（ア）二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

（イ）地区別の避難所

(ウ) 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない。テレビ、ラジオ、市防災情報システム（防災ラジオ等）、市のホームページ、SNS フェイスブック「防災種子島にしのおもて」、登録制メール「あんしんめーる」、緊急速報（エリアメール等）等から情報を入手するようするなど。

(エ) 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

(オ) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

エ その他必要と認める事項

(ア) 津波警報等、気象警報等及び避難情報の発令又は解除

(イ) 災害対策本部、災害警戒本部、情報連絡体制の設置又は廃止

(ウ) 災害防止の事前対策

(エ) 災害応急対策

(オ) 災害状況

a 災害種別 b 災害発生日時 c 災害発生区域 d 災害状況

(3) 広報及び情報等の収集

一般災害対策編 第3章 第2節 第3 1 (3)「広報及び情報等の収集」に準ずる。

(4) 広報の手段

一般災害対策編 第3章 第2節 第3 1 (4)「広報の手段」に準ずる。

2 報道機関等に対する放送の要請・公表

一般災害対策編 第3章 第2節 第3 2 「報道機関等に対する放送の要請・公表」に準ずる。

3 その他の関係機関等への広報の要請・調整

一般災害対策編 第3章 第2節 第3 3 「その他の関係機関等への広報の要請・調整」に準ずる。

第4 消防活動

地震・津波災害においては、市街地や住宅密集地を中心に火災が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

なお、津波警報等発表時の消防活動については、浸水想定地域等での活動は非常に危険であるので、事前に活動範囲を設定するなど、十分に安全対策を行う。

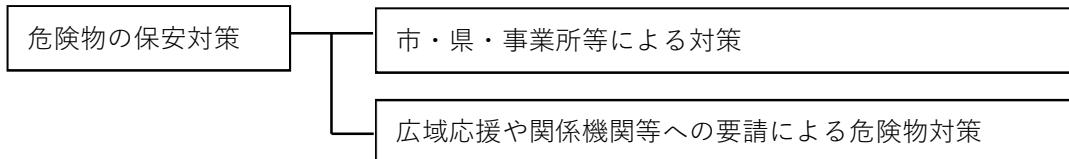
また、消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

その他の項目は、一般災害対策編 第3章 第2節 第5 「消防活動」に準ずる。

第5 危険物の保安対策

津波や津波をもたらす地震等により、市街地を中心に危険物災害等が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



1 市・県・事業所等による対策

[西之表消防署・関係事業所]

(1) 市の対策

市（熊毛地区消防組合）は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害及び津波を伴う地震災害による特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、市が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市（熊毛地区消防組合）は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

(2) 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに市に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の指示を行うよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の指示を広報する。

(3) 事業所等の対策

事業所の管理者等は、津波をもたらす地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。

万一、災害が発生したときは、直ちに、市及び県に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

2 広域応援や関係機関等への要請による危険物対策

[西之表消防署・総務課]

大規模な危険物災害が発生し、所轄する市等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

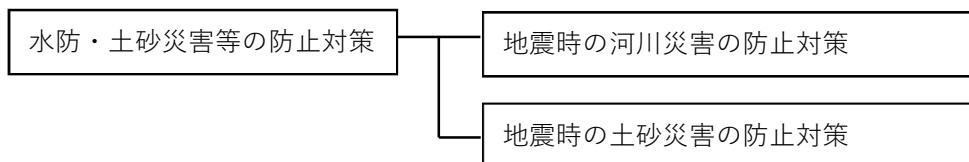
また、県は県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6 水防・土砂災害等の防止対策

地震・津波災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市・県は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



1 地震時の河川災害の防止対策

[建設課・農林水産課]

(1) 地震時の水防体制の確立

各河川管理者等は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を「鹿児島県水防計画書」等に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川等施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

(2) 地震による河川等施設の被害状況等の把握

河川管理者は、「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については、地震時の初動体制により、市のため池管理者が点検を行い被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

(3) 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

ア 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

イ ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 地震時の土砂災害の防止対策

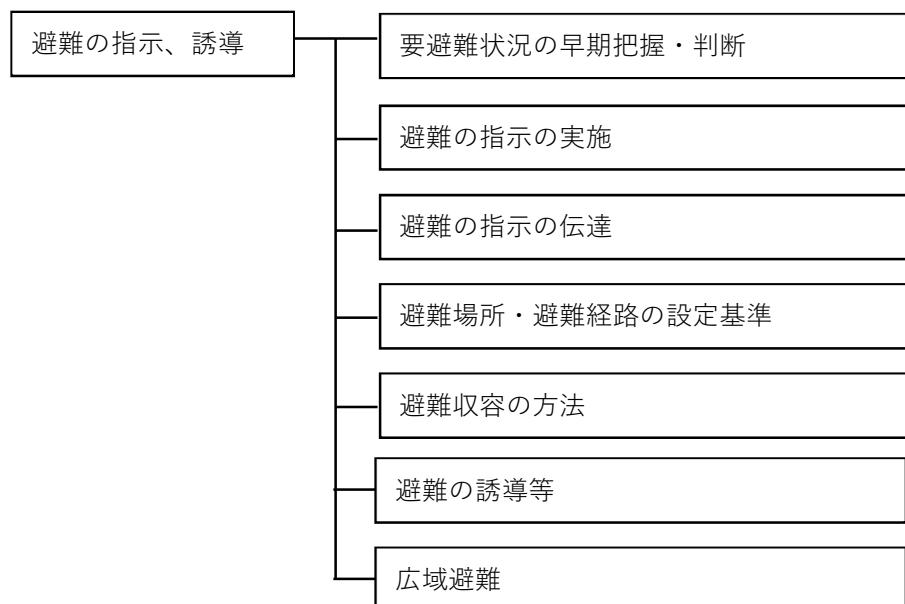
一般災害対策編 第3章 第2節 第4 2 「土砂災害の防止対策」に準ずる。

第7 避難の指示、誘導

津波や津波をもたらす地震及び地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

市は、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



1 要避難状況の早期把握・判断

〔総務課、関係機関等〕

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

一般災害対策編 第3章 第2節 第6 1 「要避難状況の把握活動の早期実施」に準ずる。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

県が想定している地震及び想定外の地震や海底火山活動等において、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する可能性があり、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、市（熊毛地区消防組合）等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

2 避難の指示の実施

〔総務課・各避難指示権限者〕

地震災害時の避難計画については、「一般災害対策編 第3章 第2節 第6 避難の指示、誘導」の定めるところ、津波災害時の避難計画については、「西之表市津波避難計画」を策定しその定めるところによる。地震・津波災害時の特殊条件を考慮して次のとおり定める。

(1) 避難指示等の発令

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、高齢者等避難は発令せず、直ちに避難指示を発令する。

また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域（率先避難対象地域）を居住者等に事前に防災訓練や広報誌等を利用して周知しておく。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

市は、この情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、高齢者等避難又は避難指示の発令を検討する。

(2) 避難対策等

ア 津波注意報発表時に避難指示の対象となる地域は海岸（海辺）全域とする。

イ 津波警報、大津波警報発表時に避難指示の対象となる地域は次のとおりとする。

【津波警報・大津波警報 避難指示対象地域】

校区	地域名
榕城地区	西町、東町（海側）、洲之崎（海側）、池田、天神町、田屋敷、鴨女町、野首（海側）、城（甲女川沿い）、美浜町（海側）、中野（甲女川沿い）、岳之田（榕城橋付近）、朝日が丘（甲女川沿い）、馬毛島（葉山港周辺）
上西地区	大花里（海岸沿い）、大崎（低地海岸沿い）
下西地区	川迎（海側）、塙泊（海側）、池野（甲女川沿い）、下石寺（国道58号沿い）
国上地区	中目（大久保）、久保田（久保田漁港近く）、浦田、湊、寺之門（大田）
伊闌地区	浜脇（海側）、沖ヶ浜田、伊闌（西京橋付近）
安納地区	峯（海岸沿い）
現和地区	庄司浦、田之脇（海側）、浅川（海側）
安城地区	川脇（安城漁港沿い）
住吉地区	深川（国道58号沿い、集落入口付近）、中之町、浜之町、形之山（海岸沿い）、上能野、下能野
その他沿岸部	

※ 海抜10m以下の区域が含まれる地域及び市の最大津波浸水想定区域（南海トラフ地震の津波浸水想定 CASE11）について避難指示の対象地域となる。

※ 大津波警報にて想定を超える巨大津波の可能性が発表された場合には、住民は海拔 20m 以上の高台に率先避難を行う。

ウ 津波警報・大津波警報発表時に住民が率先避難する地域は次のとおりとする。

【率先避難対象地域】

校区	地域名
榕城地区	西町、東町（海側）、洲之崎（海側）、池田、天神町、田屋敷、鴨女町、野首（海側）、城（甲女川沿い）、美浜町（海側）、中野（甲女川沿い）、岳之田（榕城橋付近）、朝日が丘（甲女川沿い）、馬毛島（葉山港周辺）
上西地区	大花里（海岸沿い）、大崎（低地海岸沿い）
下西地区	川迎（海側）、瀧泊（海側）、池野（甲女川沿い）、下石寺（国道58号沿い）
国上地区	中目（大久保）、久保田（久保田漁港近く）、浦田、湊、寺之門（大田）
伊関地区	浜脇（海側）、沖ヶ浜田、伊関（西京橋付近）
安納地区	峯（海岸沿い）
現和地区	庄司浦、田之脇（海側）、浅川（海側）
安城地区	川脇（安城漁港沿い）
住吉地区	深川（国道58号沿い、集落入口付近）、中之町、浜之町、形之山（海岸沿い）、上能野、下能野
その他沿岸部	

※ 津波警報・大津波警報 避難指示対象地域と同地域となる。

その他詳細は、一般災害対策編 第3章 第2節 第6 避難の指示、誘導 2「避難指示の実施」に準ずる。

3 避難の指示の伝達

一般災害対策編 第3章 第2節 第6 避難の指示、誘導 3「避難指示の伝達」に準ずる。

4 避難場所・避難経路の設定基準

[総務課]

地震・津波災害時における避難場所・避難経路の設定にあたっては、次の設定基準を勘案して設定する。

- (1) 公園、広場のような相当な広さを有し、かつその場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽が存在すること。
- (2) 周囲に崩壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀、がけ等ないこと。
- (3) 周囲に延焼のおそれのある建造物あるいは多量の可燃物がないこと。
- (4) 地割、崩壊等ない耐火、耐震的建築物で津波の襲来に際しても安全性のあるもの。
- (5) 延焼の危険があるとき、又は収容人員が安全度を超えたときは、更に他の場所に避難移動ができる場所であること。
- (6) 津波の場合の緊急指定避難場所については、公共施設のほか、地域特性を考慮し、民間

ビル(津波避難ビル)の活用等種々の検討を行い、安全な場所の確保に努めるとともに、日頃から住民に対して周知徹底を図ること。

- (7) 津波による危険が予想される地域において、地形及び避難時間を考慮した津波避難場所及び避難路の整備を進めるとともに、国・県に対し必要に応じて協力を要請すること。
- (8) 市外からの来訪者など当該地域にあっても迅速な避難が行えるよう、わかりやすい避難誘導標識や海拔表示板の設置など情報伝達手段の確保に努めること。
- (9) 津波に対する避難場所を整備・指定する際には、高齢者・子ども・障がい者等の移動方法等に配慮すること。

5 避難収容の方法

市は地震災害時の指定避難所を以下に区分する。

(1) 第一次避難場所

震災危険地帯の住民が緊急に避難するため、一時的に収容する近距離の場所(おおむね1km以内)。

耐火構造の公共施設、公園、広場、広い庭があるところでの天幕施設

(2) 第二次避難場所

第一次避難場所が使用不能の場合、又は一旦収容した被災者を更に避難収容する必要が生じた場合の避難場所

周辺市町村の被災状況を調査し、安全な方向を確認してその親戚、友人先等への避難を呼びかける。

6 避難の誘導等

一般災害対策編 第3章 第2節 第6 避難の指示、誘導 4 「避難の誘導等」に準ずる。

7 広域避難

一般災害対策編 第3章 第2節 第6 避難の指示、誘導 5 「広域避難」に準ずる。

第8 救助・救急

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、津波水害等による多数の要救出場所や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

その他の項目は、一般災害対策編 第3章 第2節 第7 「救助・救急」に準ずる。

第9 交通確保・規制

地震・津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

その他の項目は、一般災害対策編 第3章 第2節 第8「交通確保・規制」に準ずる。

第10 緊急輸送

一般災害対策編 第3章 第2節 第9「緊急輸送」に準ずる。

第11 緊急医療

一般災害対策編 第3章 第2節 第10「緊急医療」に準ずる。

第12 要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援

一般災害対策編 第3章 第2節 第11「要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援」に準ずる。

第3節 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な地震・津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本節では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1 避難所の運営

一般災害対策編 第3章 第3節 第1「避難所の運営」に準ずる。

第2 食料の供給

一般災害対策編 第3章 第3節 第2「食料の供給」に準ずる。

第3 応急給水

一般災害対策編 第3章 第3節 第3「応急給水」に準ずる。

第4 生活必需品の給与

一般災害対策編 第3章 第3節 第4「生活必需品の給与」に準ずる。

第5 医療

一般災害対策編 第3章 第3節 第5「医療」に準ずる。

第6 感染症予防対策

一般災害対策編 第3章 第3節 第6「感染症予防対策」に準ずる。

第7 動物保護対策

一般災害対策編 第3章 第3節 第7「動物保護対策」に準ずる。

第8 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

一般災害対策編 第3章 第3節 第8「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第9 行方不明者の搜索、遺体の処理等

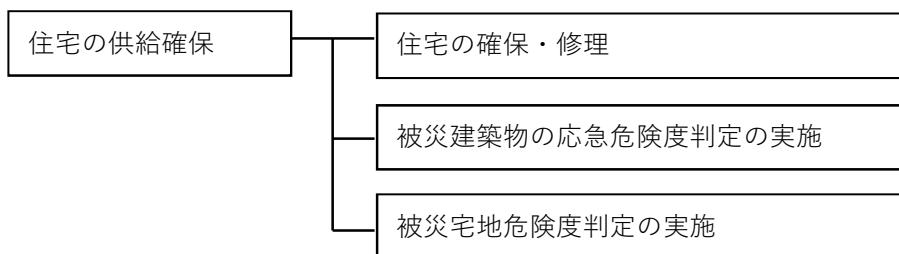
一般災害対策編 第3章 第3節 第9「行方不明者の搜索、遺体の処理等」に準ずる。

第10 住宅の供給確保

地震・津波災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



1 住宅の確保・修理

一般災害対策編 第3章 第3節 第10 住宅の供給確保 1「住宅の確保・修理」に準ずる。

2 被災建築物の応急危険度判定の実施

[税務課、建設課]

市は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、地震活動等による倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、速やかに鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施し、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

なお、国（国土交通省等）及び県は、建築技術者等の派遣や関係機関との調整等により、積極的に市町村の活動を支援することとされている。

3 被災宅地危険度判定の実施

一般災害対策編 第3章 第3節 第10 住宅の供給確保 2「被災宅地危険度判定の実施」に準ずる。

第11 文教対策

一般災害対策編 第3章 第3節 第11「文教対策」に準ずる。

第12 義援金・義援物資等の取扱い

一般災害対策編 第3章 第3節 第12「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

第13 農林水産業災害の応急対策

[農林水産課]

地震・津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

1 農産物対策

一般災害対策編 第3章 第3節 第13 1 「農産物対策」に準ずる。

2 林水産物等対策

(1) 応急措置、事後措置の指導

市及び県は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導にあたるものとする。

(2) 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

ア 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林木	干害、風害、潮害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害

イ 水産物等

市及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

(ア) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(イ) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

3 畜産関係対策

市は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防や飼料の確保等の措置をとる。

第4節 社会基盤の応急対策

〔関係事業者、市各課〕

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

市は関係事業者と協力し、このような社会基盤の応急対策を実施する。

本節では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1 電力施設の応急対策

地震・津波災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は九州電力株式会社及び九州電力送配電事業所の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

1 広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (4) その他、電力事業者から広報依頼等があるもの。

2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、九州電力株式会社及び九州電力送配電事業所が行う災害対策に協力する。

第2 ガス施設の応急対策

地震・津波災害時には、都市ガスでは、地震動、液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、市は一般社団法人鹿児島県LPGガス協会等が行う災害対策に協力し、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第3 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3章 第4節 第3「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第4 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編 第3章 第4節 第4「電気通信施設の公共施設の応急対策」に準ずる。

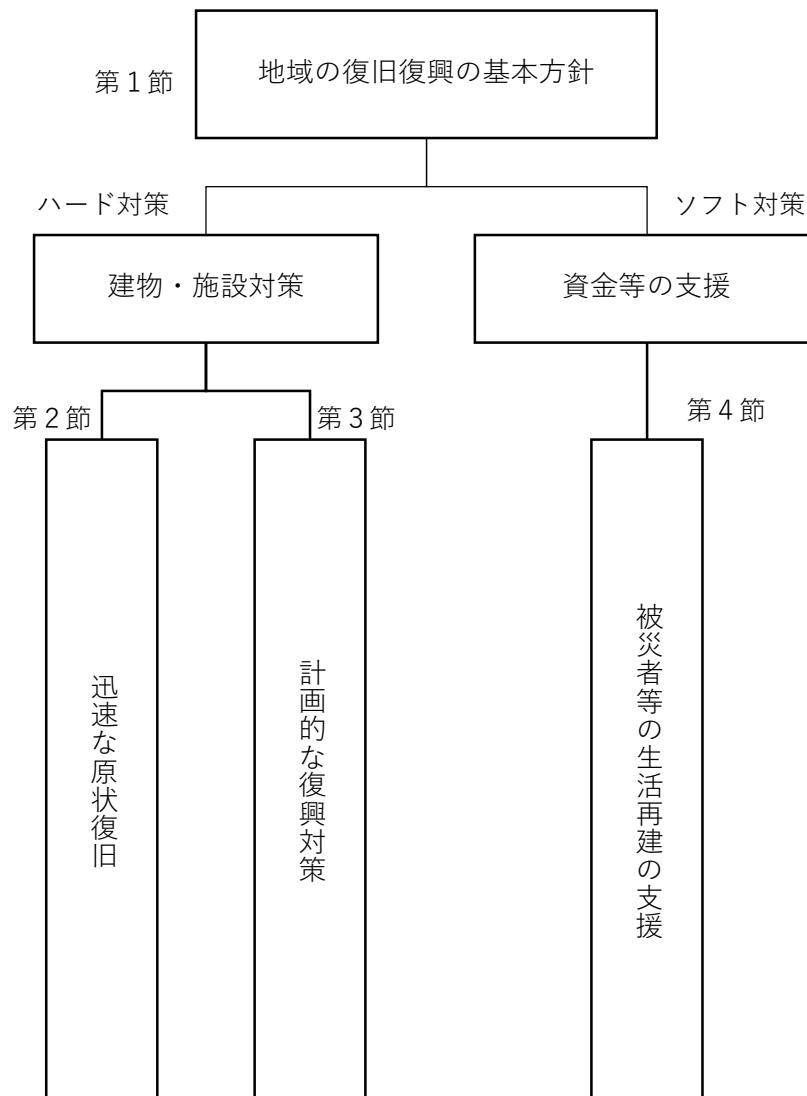
第5 道路・河川等の公共施設の応急対策

一般災害対策編 第3章 第4節 第5「道路・河川等の公共施設の応急対策」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

地震・津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

市及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

地震・津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 公共土木施設等の災害復旧

一般災害対策編 第5章 第1節「公共土木施設等の災害復旧」に準ずる。

第3節 計画的復興の進め方

第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

第2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- 1 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- 2 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- 3 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

第3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

一般災害対策編 第5章 第2節「被災者の災害復旧・復興支援」に準ずる。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本市は法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されるとともに、法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された区域である。

第3 地震発生時の災害応急対策として防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本市区域内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策編 第1章 第2節「防災関係機関の業務の大綱」に準ずる。

第4 南海トラフ地震の想定

1 想定地震及び津波の概要

第1章 第5節 第1「地震・津波の想定」に定めるところによる。

2 被害の想定

第1章 第5節 第2「被害の想定」に定めるところによる。

3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、市及び県は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2節 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1 活動体制の確立

[関係課]

市は、南海トラフ地震が発生した場合、本編 第3章 第1節 第1「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

第2 情報伝達体制の確立

[関係課]

南海トラフ地震発生時は、一般災害対策編 第3章 第1節 第2「情報伝達体制の確立」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 県に対して被災者の応急救護等に必要な物資等の調達・供給を要請する。

2 人員の配置

人員の配置については本編 第3章 第1節 第1「応急活動体制の確立」に定める。
また、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 市は必要に応じて、《資料編 7 応援協定等》に従い応援を要請する。
- 2 自衛隊への災害派遣の要請については、一般災害対策編 第3章 第1節 第5「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、一般災害対策編 第3章 第2節 第11 7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

1 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生し津波の恐れがある場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとする。

なお、大津波警報・津波警報等発表の場合は、想定される津波到達時間に余裕がないため、直ちに作業を中断し、周辺の住民等に避難を促すなど、率先避難に努めるものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

(1) 堤防、水門等の点検・計画的な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした耐震強化岸壁、堤防等の施設の計画的な整備を推進するものとする。

また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

(2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。

この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検等の措置を講じておくものとする。

(4) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

市は、津波等により孤立が懸念される地域について、県の助言のもとに、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

(5) 防災情報システム等の整備等の方針

市は、避難情報等を伝達している市防災情報システム（屋外放送等）等の維持・更新を行うものとする。

3 市は、避難情報等を伝達している市防災情報システム（屋外放送等）等の維持・更新を行うものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、本編 第3章 第2節「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3 避難対策等

1 津波注意報発表時に避難指示の対象となる地域は海岸（海辺）全域とする。

2 津波警報、大津波警報発表時に避難指示の対象となる地域は次のとおりとする。

【津波警報・大津波警報 避難指示対象地域】

校区	地域名
榕城地区	西町、東町（海側）、洲之崎（海側）、池田、天神町、田屋敷、鴨女町、野首（海側）、城（甲女川沿い）、美浜町（海側）、中野（甲女川沿い）、岳之田（榕城橋付近）、朝日が丘（甲女川沿い）、馬毛島（葉山港周辺）
上西地区	大花里（海岸沿い）、大崎（低地海岸沿い）
下西地区	川迎（海側）、塙泊（海側）、池野（甲女川沿い）、下石寺（国道58号沿い）
国上地区	中目（大久保）、久保田（久保田漁港近く）、浦田、湊、寺之門（大田）
伊関地区	浜脇（海側）、沖ヶ浜田、伊関（西京橋付近）
安納地区	峯（海岸沿い）
現和地区	庄司浦、田之脇（海側）、浅川（海側）
安城地区	川脇（安城漁港沿い）
住吉地区	深川（国道58号沿い、集落入口付近）、中之町、浜之町、形之山（海岸沿い）、上能野、下能野
その他沿岸部	

※ 海抜10m以下の区域が含まれる地域及び市の最大津波浸水想定区域（南海トラフ地震の津波浸水想定 CASE11）について避難指示の対象地域となる。

※ 大津波警報にて想定を超える巨大津波の可能性が発表された場合には、住民は海抜20m以上の高台に率先避難を行う。

3 津波警報・大津波警報発表時に住民が率先避難する地域は次のとおりとする。

【率先避難対象地域】

校区	地域名
榕城地区	西町、東町（海側）、洲之崎（海側）、池田、天神町、田屋敷、鴨女町、野首（海側）、城（甲女川沿い）、美浜町（海側）、中野（甲女川沿い）、岳之田（榕城橋付近）、朝日が丘（甲女川沿い）、馬毛島（葉山港周辺）
上西地区	大花里（海岸沿い）、大崎（低地海岸沿い）
下西地区	川迎（海側）、塙泊（海側）、池野（甲女川沿い）、下石寺（国道58号沿い）
国上地区	中目（大久保）、久保田（久保田漁港近く）、浦田、湊、寺之門（大田）
伊関地区	浜脇（海側）、沖ヶ浜田、伊関（西京橋付近）
安納地区	峯（海岸沿い）
現和地区	庄司浦、田之脇（海側）、浅川（海側）
安城地区	川脇（安城漁港沿い）
住吉地区	深川（国道58号沿い、集落入口付近）、中之町、浜之町、形之山（海岸沿い）、上能野、下能野
その他沿岸部	

※ 津波警報・大津波警報 避難指示対象地域と同地域となる。

4 市は、1から3に掲げる地域の住民等に対し、予め次の事項について十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示（緊急）の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他注意事項（率先避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用の禁止等）

5 指定緊急避難施設、指定避難施設、福祉避難所施設は西之表市地域防災計画《資料編 5-1 指定緊急避難施設一覧、5-2 指定避難施設一覧、5-3 福祉避難所施設一覧》に定める。

6 市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。また、市は災害救助法適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

7 市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を定める。

8 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、予め計画を作成しておく。

9 避難指示があった場合、地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は予め定めた避難計画及び市災害対策本部等の指示に従い、住民等の避難誘導等のため必要な措置を取る。

10 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、予め避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われた時は（1）に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の同意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は、自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供、その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、市は（1）に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

11 外国人や旅行者等に対する誘導などについては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切に対応する。

第4 消防機関等の活動

1 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの率先避難と避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (5) 消防団においては「西之表市消防団 震災時における安全管理マニュアル」に基づき対策を行う

- 2 市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- 3 消防機関等は水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合は次のような措置を講じるものとする。
- (1) 所管区域内の監視、警戒及び関係機関への連絡通知
 - (2) 津波警報等が発表されていない場合、水門、陸閘(りっこう)及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、地域住民等が円滑に避難できるよう、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を取る。その他、地震発生時の応急対策については、一般災害対策編 第3章第3節 第3「応急給水」、第4節 第3「上水道施設の応急対策」に定めるところによる。

2 電気

- (1) 電力事業者は津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、鹿児島県地域防災計画 第3部 第4章 第1節「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) ガス事業者が行う措置は、鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編 第3部 第4章 第2節「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。
※ 輻輳：イベントや災害時に発生する、通信要求過多により、通信が成立しにくくなる現象。通信分野における用語。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は、鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編 第3部 第4章 第5節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、市、県、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- (4) 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビ、株式会社エフエム鹿児島が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6 交通対策

1 道路

市、県、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制、避難経路等について、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上

- (1) 種子島海上保安署は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。
- (2) 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- (3) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。

3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者の施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努めるものとする。

第7 市が自ら管理等を行う施設等に関する事項

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、商業・観光施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

- (1) 共通事項
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置

- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検及び整備
- キ 常用発電装置の整備、防災ラジオ、テレビ、パソコン等の情報取得手段の整備

(2) 個別事項

- ア 病院等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校等にあっては、保護を必要とする生徒等の安全確保のために必要な措置
 - ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその代替施設の管理者は、第1の1に掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取るものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機器等、通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両の確保

3 工事中の建築等に対する措置

地震・津波発生時は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、原則として工事を中止するものとする。

第8 迅速な救助

1 消防機関による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防署及び消防団は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急活動の体制の整備、及び車両・資器材の確保を図るものとする。

また、熊毛地区消防組合消防本部（西之表消防署）は南海トラフ津波浸水想定区域内に立地することから、高台への移転等について検討する。

2 自衛隊及び緊急消防援助隊等の受援態勢の整備

市は、災害時受援計画による自衛隊及び緊急消防援助隊等の受援態勢の整備に努めるものとする。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊、警察、消防等の実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進に努めるものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に対し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

また、退団者についても消防エキスパート隊への加入を促し、地域防災力の向上に努めるものとする。

5 自主防災組織の充実

市は、自主防災組織と連携し防災教育・防災訓練を行い、防災資機材や備蓄品等の整備を支援し、地域防災力の向上を図るものとする。

また、市消防団との連携強化について努めるものとする。

第5節 時間差発生等に備えた対応

第1 基本の方針

1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されている。

- (1) 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方方が重要である。
- (2) 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。

そのため、本節に定める防災対応の実行にあたっては、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応を行うとともに、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まつたと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、市及び県は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

市及び県は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

ア 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急災害対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

市及び県は、国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

イ 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市及び県は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

ウ 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

(ア) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

(イ) 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

(ウ) 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(エ) その他必要な措置

エ 避難の対象地域の設定

市は、ウの（ア）に定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

【事前避難対象地域】

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

(ア) 住民事前避難対象地域【対象地域なし】

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(イ) 高齢者等事前避難対象地域【表 高齢者等事前避難対象地域】

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

【表 高齢者等事前避難対象地域】

校区	地域名
榕城地区	西町、東町（海側）、洲之崎（海側）、池田、天神町、田屋敷、鴨女町、野首（海側）、城（甲女川沿い）、美浜町（海側）、中野（甲女川沿い）、岳之田（榕城橋付近）、朝日が丘（甲女川沿い）、馬毛島（葉山港周辺）
上西地区	大花里（海岸沿い）、大崎（低地海岸沿い）
下西地区	川迎（海側）、塙泊（海側）、池野（甲女川沿い）、下石寺（国道58号沿い）
国上地区	中目（大久保）、久保田（久保田漁港近く）、浦田、湊、寺之門（大田）
伊関地区	浜脇（海側）、沖ヶ浜田、伊関（西京橋付近）
安納地区	峯（海岸沿い）
現和地区	庄司浦、田之脇（海側）、浅川（海側）
安城地区	川脇（安城漁港沿い）
住吉地区	深川（国道58号沿い、集落入口付近）、中之町、浜之町、形之山（海岸沿い）、上能野、下能野
その他沿岸部	

※ 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域（南海トラフ地震の津波浸水想定 CASE11）及び海拔10メートル以下の区域が含まれる地域（津波警報・大津波警報 避難指示 対象地域と同じ）。

※ 市は対象地域に、高齢者等避難を発令。

オ 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定した市は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に對し避難の誘導を行うものとする。

なお、その場合、住民等に對しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に對しては、市が避難所の確保を行うものとする。

（ア）住民事前避難対象地域については避難指示【※対象地域なし】

（イ）高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

カ 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、市及び県は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に對して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

ア 後発地震に對して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、市は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

イ 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
- (イ) 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (ウ) その他必要な措置

ウ 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

(3) 住民等への周知等

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び市民等に伝達するものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海

トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2 平時における対策

1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

市及び県は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、住民や関係機関等に伝達する体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

市及び県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に合わせ、適切かつ冷静な対応をとることができるように、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

3 事前避難対象地域等の周知

市及び県は、平時から率先避難対象地域、事前避難対象地域等をホームページや広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や、関係機関等への情報の伝達、連絡調整のため総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

2 広報等

(1) 内容及び手段

市は、防災情報システム、市ホームページ、フェイスブックなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

(2) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 (巨大地震警戒対応)

1 災害対策本部等の設置

(1) 災害対策本部若しくは災害警戒本部の設置

市は後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の設置

本市に津波注意報発表時、若しくは津波注意報が発表されていない場合、市は状況により判断し災害警戒本部を設置する。

(3) 職員の配備基準

職員の配備は、本編 第3章 第1節 第1の2「市の動員配備体制、表《地震・津波時の職員参集・配備基準》」に準じて実施する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

(1) 国からの指示の伝達

市は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、防災情報システム等の手段により、速やかに関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

(2) 災害応急対策の実施状況等の情報収集

市は、次のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

ア 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況について、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

イ 関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る関係機関が実施した災害応急対策の実施状況等について情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断になることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、確実に民生対策部救護班に共有する。

(3) 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、本編 第3章 第2節 第2「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

市は、防災情報システム、市ホームページ、市公式ライン、フェイスブックなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、住民等に対して、今後の市や関係機関等が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

また、周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対策について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等について、逐次広報の内容を更新する。

(2) 災害応急対策の実施状況等に係る広報

市は、防災情報システム、市ホームページ、フェイスブックなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市や関係機関が実施した災害応急対策等で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 市が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、商業・観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

(4) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震警戒対応の期間等

(1) 巨大地震警戒対応の期間

市及び県の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

(2) 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

(1) の巨大地震警戒対応の期間経過後、市及び県は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は第5節に定めるものと同様とする。

5 避難対策等

(1) 市の避難の実施における措置

- ア 事前避難対象地域について、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。
- イ 避難所を開設する際に必要な状況把握に努め連絡調整を実施し、避難所の運営を行う。
なお、この場合、避難行動要支援者や外国人、出張者及び旅行者等の避難支援について適切に対応する。
- ウ 避難者に対する食糧、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

6 関係機関等のとるべき措置

(1) 消防機関等及び自主防災組織

出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

- ア 熊毛地区消防組合消防本部（西之表消防署）
 - (ア) 消防本部機能の一部移転と維持
 - (イ) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (ウ) 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保
- イ 西之表市消防団
 - (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (イ) 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保
- ウ 自主防災組織
 - (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (イ) 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保
 - (ウ) 災害避難所等の管理・運営

(2) 種子島警察署

犯罪及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導
- エ 事前避難対象地域等の防犯パトロール（津波警報等未発表時）
- オ 避難所等の訪問・見回り

(3) 種子島海上保安署

混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

- ア 施設等の機能維持と船舶等の安全確保

イ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(4) 九州地方整備局西之表港湾事務所

港湾施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、緊急点検、巡視を行うとともに、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を講じるものとする。この場合において、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。

(5) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

ウ ガス

(ア) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

(イ) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

(ア) 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は、同情報及び状況の把握に努めた上で、通信確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

(イ) 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

オ 放送

(ア) 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠である。このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火

災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるため必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(6) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(7) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努める。

(イ) 市及び県は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時から情報を提供する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努める。

(ウ) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

イ 海上

(ア) 種子島海上保安署及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

(イ) 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

7 市が自ら管理等を行う施設等に関する施策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、商業・観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

＜留意事項＞

① 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等が必要な防災行動を取り得るような適切な伝達方法を検討すること。

② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

(イ) 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための退避等の措置

- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災ラジオ、テレビ、パソコン等の情報取得手段の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 災害対策本部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあっては、その機能を果たすために必要な措置
- (イ) 社会福祉施設にあっては、次の事項
 - ① 入所者等に対する保護の方法
 - ② 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の措置
- (ウ) 病院等にあっては、利用者の保護等について、施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 学校等にあっては、次の事項
 - ① 児童生徒等に対する保護の方法
 - ② 事前避難対象地域について、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の措置

(2) 道路、河川その他の公共施設

ア 道路

市は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁及び法面等のうち、危険度が特に高いと予想されるものに特に留意する。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

市は、あらかじめ定めた計画に基づき津波の発生に備えた措置をとる。

なお、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について計画を定める。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとる。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむを得ない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

(1) 市が実施する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

(2) 市以外の機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等の斡旋並びに市が実施する活動との連携等の措置をとる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 (巨大地震注意対応)

1 災害警戒本部等の設置

- (1) 市は後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害警戒本部若しくは情報連絡体制を設置する。
- (2) 津波注意報等が発表されていない場合は、状況により判断し情報連絡体制を設置する。
- (3) 大津波警報・津波警報等が発表された場合の市の体制については、本編 第3章 第1節 第1の2「市の動員配備体制、表《地震・津波時の職員参集・配備基準》」に準じて実施する。
- (4) 職員の配備は、本編 第3章 第1節 第1の2「市の動員配備体制、表《地震・津波時の職員参集・配備基準》」に準じて実施する。

2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、本編 第3章 第2節 第2「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 広報等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

市は、防災情報システム、あんしんメール、ホームページ、フェイスブック、市公式ライン、MBCデータ放送などの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき防災対策について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 市が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、商業・観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況等の変化に応じた周知等を行う。

(3) 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、市内に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

4 巨大地震注意対応の期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市及び県の巨大地震注意期間は1週間とする。

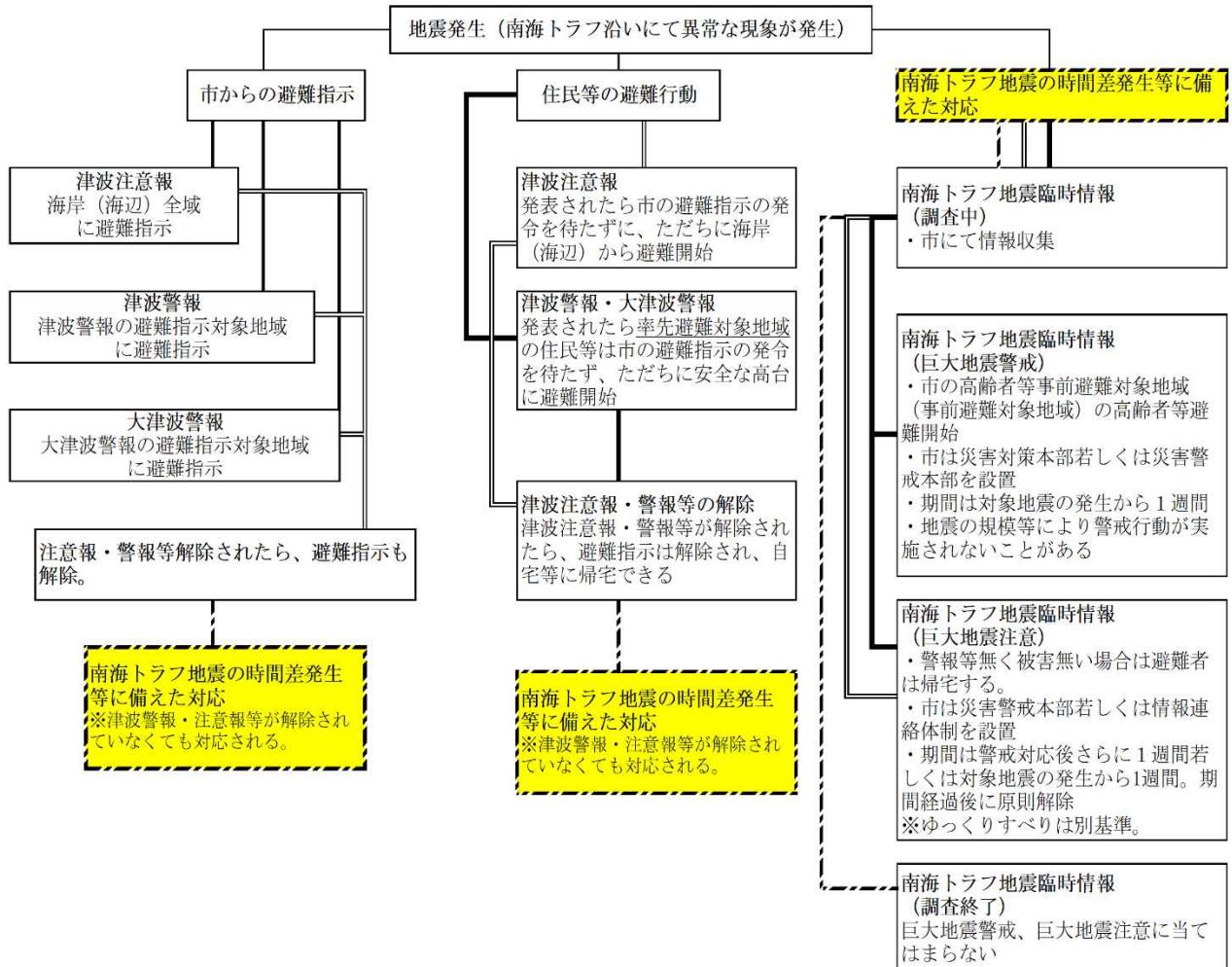
(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市及び県の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

5 その他

市は、市が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの備えを再確認するものとする。

西之表市 地震・津波 発生時の住民等の避難行動



第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を確保するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県が策定する「鹿児島県地震防災緊急事業五箇年計画」及び「西之表市国土強靭化地域計画」及び関係計画等に基づき事業を推進する。

第7節 防災訓練計画

第1 防災訓練計画

- 1 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施するものとする。
 - (1) 動員訓練及び災害対策本部等運用訓練
 - (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制等訓練
 - (4) 災害の発生状況、避難指示、避難者の人数把握等の伝達訓練
- 3 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び災害対策本部等運用訓練
 - (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制等訓練
 - (4) 災害の発生状況、避難指示、避難者の人数把握等の伝達訓練
- 4 市は自主防災組織等の参加を得て行う訓練に関し、関係機関と意見交換等を行うものとする。
 - (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
 - (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第8節 地震防災上必要な教育に関する計画

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する教育

震災時に応急対策業務に従事する市職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施するとともに、市が行う地域住民等に対する教育に関し意見交換を行うものとする。

防災教育は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、防災出前講座 各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談等の対応

市及び消防署は、地震・津波対策の実施上の相談を受けた場合に適切に対応し必要な助言等をするため、関係職員の教育及び人材育成等に努めるものとする。